# 令和2年第3回

# 置戸町議会定例会会議録

令和2年3月 4日開会

令和2年3月11日閉会

置戸町議会

# 令和2年第3回置戸町議会定例会(第1号)

令和2年3月4日(水曜日)

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和元年議案第78号 [特別委員会報告]

第6次置戸町総合計画について

(総合計画審査特別委員会・令和元年第8回定例会付託)

日程第 4 令和2年度町政執行方針

日程第 5 令和2年度教育行政方針

日程第 6 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 7 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について

日程第 8 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

日程第 9 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

日程第23 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第24 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第26 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算

- 日程第28 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第29 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第30 議案第 4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第 5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第32 議案第 6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第 7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)
- 日程第34 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第35 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第37 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告 について
- 日程第38 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第39 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

#### 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和元年議案第78号 [特別委員会報告]

第6次置戸町総合計画について

(総合計画審査特別委員会・令和元年第8回定例会付託)

- 日程第 4 令和2年度町政執行方針
- 日程第 5 令和2年度教育行政方針
- 日程第 6 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例
- 日程第 9 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

# 条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

# 〇出席議員(8名)

1番	石	井	伸	=	議員	2番	小	林		満	議員
3番	冏	部	光	久	議員	4番	佐	藤	勇	治	議員
5番	澁	谷	恒	壹	議員	6番	髙	谷		勲	議員
7番	嘉	藤		均	議員	8番	岩	藤	孝	_	議員

# 〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町	長	井	上	久	男	副	町	長	和	田		薫
会計管	理者	遠	藤		薫	まちつ	びり推済	進室長	坂	森	誠	=
総 務	課 長	深	Ш	正	美	総務	務課参	≽与	福	手	_	久
町民生	活課長	渡	邊	登 美	子	産業	振興	課長	蓑	島	賢	治
施設整備	備課長	大	戸	基	史	地域福	祉センタ・	一所長	須	貝	智	晴
総務課総	務係長	芳	賀	真 由	美	総務	課財政	係長	湊		美	保

# 〈教育委員会部局〉

教	育	長	平	野		毅	学校教育課長	石	森	実
森林	工芸	館長	岡	部	信	_				

# 〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治(兼)

# 〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正 美(兼)

#### 〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

# ○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉 議事係長 今 西 美紀子

臨時事務職員 中 田 美 紀

# ◎開会宣言

〇岩藤議長 ただいまから、令和2年第3回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

〇岩藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

〇岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

〇岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

- 〇鈴木事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。
  - 議案第3号から議案第31号。
  - 同意第1号。
  - · 諮問第 1 号。

今期定例会までに受理した教育委員会教育長からの報告は、次のとおりです。

報告第1号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第2号及び報告第3号。

今期定例会に議会に提出された事件は、次のとおりです。

総合計画審査特別委員会審査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した 名簿のとおりですが、本日、社会教育課長兼図書館長は、他用務のため欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

〇岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会議員。

2番 小林満議員。

O2番 小林議員「登壇」 北見地区消防組合議会の結果報告について説明いたします。

去る、令和元年12月26日招集の第3回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月26日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、1件であります。

議案第1号 令和元年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出の予算総額29億6,908万8,000円に歳入歳出それぞれ817万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,726万2,000円といたすものでございます。人事院勧告等に基づく給料表の改定及び勤勉手当支給率の改定に伴う職員給与費の増額と、退職消防団員に対する退職報償金の増額等を補正計上するものでございます。

以上、議案第1号について、辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案に対する質疑・ 討論を行い、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、去る、令和2年2月26日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を2月26日の1日間と決定いたしました。 次に、本会議に提案された議件は、3件であります。

初めに、辻管理者から令和2年度執行方針及び提案説明がなされ、議案第1号、令和2年度北見地 区消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算総額が30億2,600万円となり、これを前年 度当初予算と比較いたしますと7,400万円、約2.5%の増となるところでございます。置戸町 関係分では、歳入歳出予算総額を1億8,583万円とし、消防組合負担金1億8,282万5,0 00円が計上されております。

議案第2号 令和元年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、予算総額29億7,726万2,000円から、歳入歳出それぞれ7,036万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億689万7,000円といたすものでございます。置戸町関係分は、歳入歳出それぞれ62万2,000円を減額し、補正後の額を1億9,063万6,000円といたすものでございます。

報告第1号 専決処分については、訓子府町内駐車場において、訓子府支署車両が誤って相手車両の運転席ドアを損傷させたものに係る賠償を定め、和解が成立したことから、地方自治法の規定により報告されたものでございます。

以上、議案第1号から報告第1号まで、辻管理者より一括して提案説明がなされました。

その後、通告のあった田村淑江議員より、消防団の充実及び地域防災力の強化等への取り組みについて一般質問があり、消防長からの答弁後、議案第1号から報告第1号までに対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

〇岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

# ◎日程第 2 会期の決定

〇岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

# (「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの9日間に決定しました。

◎日程第 3 令和元年議案第78号 第6次置戸町総合計画につ

いて 〇岩藤議長 日程第3 令和元年議案第78号 第6次置戸町総合計画についてを議題とします。

本案は、令和元年第8回置戸町議会定例会に提案されたもので、置戸町議会会議規則第38条第1項により、総合計画審査特別委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査としたものであります。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

4番 佐藤勇治総合計画審査特別委員会委員長。

〇4番 佐藤勇治総合計画審査特別委員会委員長 総合計画審査特別委員会付託案件報告書。

令和元年12月13日開会の令和元年第8回置戸町議会定例会において、議長を除く議員7名をもって構成する総合計画審査特別委員会に付託されました「令和元年議案第78号 第6次置戸町総合計画について」の審査の結果について報告いたします。

委員会の開催状況ですが、まず第8回定例会1日目の本議会終了後に第1回委員会を開催し、正副 委員長の互選と委員席の指定を行いました。

審査のため委員会は2月3日に審査特別委員会協議会において審査日程や進め方、次第の確認を行い、2月3日・4日の2日間は各課長・会計管理者・室長・所長・館長・参与の出席を求め、総合計画書・実施計画書等について具体的な説明と質疑を行うとともに、2月5日は町長・副町長・教育長・総務課長・まちづくり推進室長の出席を求めて総括的な質疑を行うなど慎重に審査を進めてまいりました。

総括質疑後の採決は起立をもって行い、少数意見の留保者はなく、出席委員全員の賛成によりお手元に配布したとおり原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査内容について報告いたします。

第6次総合計画の策定については、従前の法による制定義務が除かれ、まちづくりの最上位の計画 である「置戸町まちづくり基本条例」の趣旨に基づき策定され、従前の策定根拠がより明確に住民参 加の位置づけがなされています。

基本条例では策定にあたり、町民の意見を反映させること、計画についての情報の提供や、広く町 民に参加を求めることとしていますが、十分な意見集約が達成されたかは、やや反省が残るものとの 意見がありました。

また、過去の第1次から第5次まではいずれも目標人口はクリアすることは出来ませんでした。第6次の計画においては令和11年度総人口2,500人と目標に置いていますが、加速度的に少子高齢化が進行する中で目標を到達させるためには、相当な努力と実効性のあるまちづくりが展開されなければならないと認識します。

まちづくりの指針となる総合計画は、当該自治体に住む幼児から高齢者まで、また産業の振興・医療福祉の充実・教育の推進・ライフラインの整備など、いずれも多様な地域課題を推進するためには、

総花的にならざるを得ない事は理解しつつも、施策の推進実施にあたってはスピード感をもって重点 化、集中化が求められます。

現在人口2,800人台に入り人口減少の速度をいかに弱めるか、キャッチフレーズにある「笑顔と夢を未来につなぐまちおけと」を町民、行政、議会がワンチームでこれからのまちづくりを展開させることが望まれます。

それぞれの立場でより一層の努力と頑張りを期待いたしまして委員長報告といたします。

〇岩藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、令和元年議案第78号 第6次置戸町総合計画についてを採決します。

令和元年議案第78号に対する委員長報告は、原案可決すべきものと決定であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、令和元年議案第78号 第6次置戸町総合計画については、委員長報告のとおり可決されました。

- ◎日程第 4 令和2年度町政執行方針
- ◎日程第 5 令和2年度教育行政方針
- 〇岩藤議長 日程第4及び日程第5 町長から令和2年度町政執行方針、教育委員会から令和2年度教育行政方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許します。

〈日程第4 令和2年度町政執行方針〉

〇岩藤議長 まず、令和2年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。令和2年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第5 令和2年度教育行政方針〉

〇岩藤議長 次に、令和2年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。令和2年度教育行政方針別添のとおり)

〇岩藤議長 これで、町長からの令和2年度町政執行方針及び教育委員会からの令和2年度教育行政方

- ◎日程第 6 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから
- ◎日程第28 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算まで

\_\_\_\_\_\_2 3 件 一括議題\_\_\_\_\_\_

- 〇岩藤議長 日程第6 議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから、 日程第28 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの23件を一括議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長。
- 〇井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、議案の説明につきましては、産業振興課長よりご説明を申し上げます。また、議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算について、議案の説明につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案については、それぞれ担当課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について〉

- 〇岩藤議長 まず、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてご説明を いたします。

置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例を次のとおり制定する。

置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例。

本置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例につきましては、平成26年6月に、小規模企業振興基本法が制定され、その第7条では、地方公共団体においても小規模企業の振興に関する施策を実施する責務が明記され、北海道では、平成28年4月に、北海道小規模企業振興基本条例が制定されました。本町におきましても、中小企業者及び小規模企業者を地域一体で支えていくことが地域を崩壊から守ることに繋がっていくという考え方のもと、その基本理念や基本的事項を定めるものでございます。

第1条では、条例の目的について規定しています。

第2条では、用語の意議について規定しております。第1号では、中小企業の意議。第2号では、 小規模企業者の意議。第3号では、商工会の意議について規定しています。

第3条では、中小企業者及び小規模企業者の振興を図る上での基本的な理念を規定しています。中 小企業者・小規模企業者が地域で重要な役割を果たしているとの基本認識のもと、企業自らの自主的 な努力を尊重しながら、関係団体、機関が連携し、一体となって支えていくことを基本理念としてい ます。

第4条では、基本理念に基づく基本的な施策として、第1号から第6号まで6つの施策を規定して

います。第1号では、経営基盤の整備に関する施策。第2号では、人材育成及び雇用の安定に関する施策。第3号では、新たな事業の創出及び企業の支援に関する施策。第4号では、事業継承の促進に関する施策。第5号では、資金調達の円滑化に関する施策。第6号では、町長が必要と認める施策としています。

第5条では、町の責務について規定しています。第1項では、基本理念に基づき、第4条で規定する、各種振興に関する基本的な施策を総合的に推進することを規定しています。第2項では、中小企業・小規模企業が地域に果たしている役割について、住民の理解を深めるよう努力することを規定しています。

第6条では、中小企業者及び小規模企業者の役割について規定しています。第1項では、経済的社会的環境変化に応じて、自らが経営基盤の強化、経営革新に努めることを規定しています。第2項では、商工会への加入に努めることを規定しています。第3項では、安心して暮らしやすい地域社会の実現に向け、貢献するよう努力することを規定しています。

第7条では、商工会の役割について規定しています。中小企業・小規模企業の振興に積極的に取り 組むことを規定しています。

第8条では、町民の理解と協力について規定しています。中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めることとしています。

第9条では、町の財政上の措置について規定しています。

第10条では、委任規定となっています。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

〈議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について。 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定についてご説明をいた します。

置戸町森林経営管理委員会設置条例を次のように制定する。

置戸町森林経営管理委員会設置条例。

本置戸町森林経営管理委員会設置条例ですが、平成31年度に制定された森林経営管理法において、 森林管理が適正に行われていない民有林について、市町村が森林所有者との仲介役として管理を行っ ていくよう規定されました。また、令和元年度より交付の始まりました森林環境譲与税では、恒久的 に地域の森林整備や林業の促進に対する財源として有効に活用されていくことが期待されています。 このため、本町林業の全体構想など、新たな視点での林業全般にわたるデザインを描いていくための 意見交換の場として、町内林業関係団体を委員とした置戸町森林経営管理委員会を設置するものです。 第1条では、本委員会の設置目的について規定しています。

第2条では、所掌事務について規定しています。第1号では、町有林及び町内民有林の林業経営に関する全体構想。第2号では、森林環境譲与税の使途に関すること。第3号では、その他必要な事項

としています。

第3条では、組織について規定しています。委員会の委員を10人以内とし、第2項では、委員の 構成を次の各号に掲げる組織、団体から選出された者としています。

第4条では、委員の任期について規定しています。委員の任期を2年とし、第2項では、補欠の任期。第3項では、委員の再任について規定しています。

第5条では、委員長、副委員長の役割について規定をしています。

第6条では、会議の方法、内容について規定しています。

第7条では、小委員会の設置について、できる規定となっています。

第8条では、この委員会の庶務について、産業振興課において処理することを規定しています。

第9条では、委任規定となっています。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

〇岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 10時44分 再開 11時05分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例〉

〇岩藤議長 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

〇深川総務課長 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例について説明いたします。

置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

今回の改正の提案理由について説明いたします。

新たな附属機関設置に伴い、特別職非常勤職員が追加となることから、本条例、別表第1の報酬額及び別表第2の費用弁償額にその職を増設するものであります。新たな特別職非常勤職員は、先程、議案第10号で提案いたしました、置戸町森林経営管理委員会設置条例制定案で委嘱予定の委員長及び委員、並びに教育委員会で制定済みであります、置戸町学校運営協議会規則により設置、任命される同協議会委員の2機関の委員であります。森林経営管理委員会につきましては、説明が重複いたしますので省略いたしますが、学校運営協議会委員について説明いたします。本協議会は、地方教育行

政の組織及び運営に関する法律により、本町教育委員会が設置し、学校運営や運営に必要な支援に関して協議する機関で、学校と保護者、地域住民が一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むために、12名以内の構成で、保護者、地域住民、学校長、教員、学識経験者、行政職員などから任命されます。任期は2年と定められており、先程、申し上げました置戸町森林経営管理委員会委員といずれの機関も令和2年4月1日施行、設置を計画しております。学校運営協議会委員の日額報酬は5,400円、森林経営管理委員会委員長の日額報酬は6,000円、委員は5,400円を、別表第1、報酬額表に加え、別表第2で費用弁償額について既設の附属機関委員と同様に、鉄道賃及び船賃から宿泊料まで同額の金額設定で両委員を追加するものであります。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、黄色表紙の議案説明資料、10ページから18ページ、議案第11号説明資料、非常勤特別 職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご 参照願います。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

〈議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。

置戸町監査委員条例(昭和59年条例第14号)の一部を次のように改正する。

今回の改正の提案理由について説明いたします。

今回の改正は、地方自治法改正により、本条例での引用条項の変更、監査着手期限日数等の改正、 さらには語句訂正であります。

黄色表紙の説明資料、19ページで説明いたしますのでお開きください。

議案第12号説明資料、置戸町監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

第3条 請求又は要求による監査では、地方自治法改正で新たに追加条文加入があったことから、本条例の引用条文がずれたため、第243条の2第3項が第243条の2の2第3項に変更。着手期限が監査の請求又は要求受理日から7日以内を60日以内に改めるものです。

第4条 請願の処理では、句読点の加入及び処理期限について5日以内から速やかに変更。

第5条 定例監査から第7条 決算等の審査までは、句読点加入、監査の日時を監査期日へ、送り 仮名訂正。第7条後段で町長への送付期限が30日以内から速やかに変更。

次のページにお進みください。

第8条 現金出納の検査から第10条 公表の方法まで語句の変更及び送り仮名訂正となっております。

本議案にお戻りください。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

〈議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第6号)の一部を次のように改正する。

今回の改正の提案理由について説明いたします。

今回の改正は、会計年度任用職員制度導入にあたり、総務省マニュアル改訂がなされ、従来、一般職、俗に言います正職員が新たに町職員として採用、任命、発令された場合は、宣誓書に署名するとともに、任命権者に宣誓することが本条例で定められております。新設の会計年度任用職員も地方公務員法適用職員として同様にこのことが求められるわけでございますが、会計年度任用職員は、原則1年以内の任用者であり、現実に再度の任用が行われる場合も、改めて宣誓を行う義務が生じたわけでありますが、今回の改正で別段の定めをし、再度の任用の場合、宣誓及び宣誓書の提出を省略できるように改正するものであります。

説明資料、21ページをお開きください。

議案第13号説明資料、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

第2条 職員の服務の宣誓。第2項に先程説明いたしました会計年度任用職員は、第1項の規定に関わらず、任命権者は別段の定めをすることができる規定を追加いたしました。

第3条は、権限の委任で、学校職員については、教育委員会で定めることができるよう権限委任規定を追加いたしました。

別記、宣誓書は、句読点の加入による様式全文改正です。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

〈議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に ついて説明いたします。

置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。 今回の改正の提案理由について説明いたします。

国家公務員の超過勤務命令の上限設定が行われたことに伴い、地方公務員法第24条第4項の均衡 の原則により、国家公務員同様の措置を講ずることが求められたことから、関係条文の一部を改正す るものであります。改正の理由は、国家公務員をはじめ、地方公務員など公務職場の健全性や職員の健康保持、働き方改革によるワークライフバランスの推進、さらには人材確保のためにも職場環境の改善などが時代の趨勢となり、昨年4月1日には、国家公務員において、超過勤務の上限規定が法制化され、今般、各自治体においてもそれぞれ措置がなされている現状から、今回、本町においても改正するものであります。

本町は、過去には月100時間を超える超過勤務、年間1,000時間を超えるような事例も発生しました。一方では、健康を崩し、長期に休業する職員も発生し、平成25年には、1人30時間、年間360時間の目安設定をして、労使で構成する衛生委員会等で協議しながら、また、ノー残業デーの実施など、随時超過勤務縮減に取り組んでまいりました。昨年からは、平日、夜間閉庁時間の繰り上げ等も行い、その縮減効果は上がっておりますが、効果的な業務の推進、職員の健康増進を目指すため、条例改正を行い、より一層の推進を図ってまいるものでございます。

今回、委任規定で定める上限は、国家公務員同様、月に45時間、年間360時間とし、通常、予見することができない業務量の増大時のみ、1ヵ月100時間、年間720時間、これも国家公務員同様でございますが、表記の仕方が他律的な業務と予見できない業務と、本町は予見できない業務といたしております。これ以上の超過勤務命令は行わない、勤務をさせないという内容であり、管理職は一層の労務管理の徹底を行うものであります。なお、この規定でも災害発生時など、町民の生命や財産を守るためにやむを得ない場合などは、適用除外といたします。大規模災害などの発生により長期に及ぶ職員対応は適用しないということでございます。

改正条例第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務、すなわち超過勤務規定です。第2項では、超過勤務を命ずることができる規定ですが、従来、本町では育児短時間勤務職員については、超過勤務の規定が明記されていませんでしたが、公務に支障が出る場合は、可能とする規定を今回地方公務員法に併せて改正いたします。第3項に、規則、委任規定を設けて、先程説明いたしましたとおり、超過勤務の上限を設定するものでございます。

なお、この内容は、従来からも組合と縮減を図ることを共通認識で取り組んできており、2月20日、本条例改正案に異論がない旨、組合とも確認をしております。

本議案にお戻りください。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、黄色表紙の議案説明資料、23ページ。議案第14号説明資料につきましては、後程ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。 提案理由について説明いたします。

総務省が毎年実施している地方公務員の給与実態調査において、国家公務員を100とした指数、すなわちラスパイレス指数でございますが、本町の給与がそれを超えた数字となったことから、平成28年度より、3級在職者から6級在職者までの職員の給与の月額3%を削減する内容で2年間。30年度からは、4級から6級までに圧縮した中でこの条例が制定されております。4年間の減額措置を継続して参りました。これにより指数は、27年4月では103.6ありましたが、本年度、元年度におきましては99.2と一定の成果を挙げて参りました。本減額措置につきましては、職員組合からも早期の廃止を要求されておりますが、これを廃止した場合の本町の給与のラスパイレス指数の独自試算では101.8と再び100を大きく超えることから、2年度においても特例措置の継続で交渉を続けた結果、2月20日、従来の独自削減案で継続することで妥結しております。

なお、この措置により当初予算で一般職76名中、4級以上在職者37名が該当し、年間500万円の減額となります。また、負担金により予算措置しております、消防職員についても適用され、15名中10名、年間140万円。合計合わせますと47名、640万円の削減額となります。

本議案にお戻りください。

第1条中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。 期間延長規定となっております。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、議案説明資料24ページの議案第15号説明資料につきましては、後程ご参照ください。 以上で、議案第15号の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 議案第16号につきましてご説明いたします。

議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。

置戸町印鑑条例(平成3年条例第22号)の一部を次のように改正する。

本改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等の人権が保証され、成年被後見人等であることを理由として、不当に差別されないよう欠格条項等を見直し、個別に判断、審査することとなりました。このことにより、印鑑登録証明、事務処理要領の一部が改正することに伴い、規定の整備を行うものです。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の黄色い表紙、議案説明資料の25ページ。議 案第16号説明資料、置戸町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、登録の資格の規定で、第2項第2号の改正は、印鑑登録を受けることのできない 者の規定中、成年被後見人を意思能力を有しない者とするものです。

第3条第3項の規定は、外国人住民の住民票の備考欄への記録を記載に改め、磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録に改正する印鑑登録事務処理要領の一部改正に伴う字句の改正と

なります。

26ページをお開き願います。

第6条第1項第3号の規定につきましては、印鑑登録の規定で条例中におけるすべての記載表記について当てはまるため記載について定義し、後の記載表記については同じとする。印鑑登録事務処理要領の一部改正に伴う字句の改正となります。第6号につきましても同様に、記録されているを記載がされているに字句の改正を行うものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 議案第17号につきましてご説明いたします。

議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

置戸町固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第26号の1)の一部を次のように改正する。

本改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の黄色い表紙、議案説明資料の27ページ。議 案第17号説明資料、置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧く ださい。

第6条の改正は、書面審理の規定で委員会が書面審理を行う場合の規定を定めたもので、第2項の 改正は、電子情報処理組織を使用し、弁明書の提出をした場合の規定を定めており、行政手続等にお ける情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に題名 改称したことに伴う法令の改正となります。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

〈議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について説明 いたします。

置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。

置戸町特定優良賃貸住宅管理条例(平成5年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「2人」を削る。

これにつきまして説明申し上げます。

今回の提案理由は、民法改正により債務関係規定が改正され、本年4月より施行されることとなっております。これを受けて、公営住宅の入居に関して、保証人及び連帯保証人の取り扱いについては、 事業主体に設置者に委ねられておりますが、国土交通省から保証人設置規定により、高齢者や単身者等の入居の妨げにならないよう配慮する旨の通知が昨年3月に出されております。

本町では、現在、公営住宅では1名。この特定優良賃貸住宅、俗に言う、単身者住宅については、入居時2名の連帯保証人を求めているわけですが、今回の民法改正から、その入居申請者の身元確認や家賃滞納の抑止効果、さらには入居者の万が一の事故にあった場合の連絡先等の必要性から保証人は廃止せず、この際、1名に両住宅とも統一を図るために、この条例の第9条で入居手続き条項の連帯保証人2名規定を1名にするために2名を削除するものでございます。単身者住宅は、基本的に勤労者、若年層が入居しており、その入居の多くは町外からの転入により入居している現状から、2名規定で過度な入居制限や保証人制度の実効性を阻害するものではないと判断したことから1名に削減するものでございます。各地自体においても、保証人制度見直しが検討されておりますが、道内の多くの自治体で廃止よりも保証人を維持する方針で本議会、または12月議会等で議決されているようでございます。

#### 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、議案説明資料28ページ、新旧対照表は後程ご参照願います。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 議案第19号につきましてご説明いたします。

議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年条例第21号)の一部を次のように改正する。

本改正は、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学制度が創設され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うための改正がなされたことに伴い、規定の整備を行うものです。専門職大学とは、産業構造の進展と国際競争の激化に伴い、より実践的な教育の学びの必要が求められ、社会に対応した人材、実践力、想像力を有する人材の育成が急務となり、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化されたものです。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の黄色い表紙、議案説明資料の29ページ。議 案第19号説明資料、置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を ご覧ください。

第2条第12号及び第9条第2項、第16条の第2項の改正につきましては、字句を改正するものでございます。

第23条第1項第6号の改正は、技術管理者の資格の規定で、学校教育法に基づく短期大学の規定 に、同法に基づく専門職大学の前期課程を含む旨を追記する改正となります。

30ページをお開き願います。

第7号につきましても、同じく学校教育法に基づく短期大学の規定に同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後を追記する改正となります。

本議案にお戻りください。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例についてご説明いた します。

置戸町水道法施行条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

議案第19号で町民生活課長が説明しましたが、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学制度が創設されたことにより、水道工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程の終了を加えるものであります。

それでは、別冊の議案説明資料、31ページ。議案第20号説明資料、置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第3条第3号 学校教育法による短期大学に専門職大学の前期課程を含むが追加され、以下については同様の改正になっております。また、専門職大学の創設に伴う改正とは別に技術法の見直し、平成31年4月1日施行があり、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたため、第3条第8号において、水道環境を削除するとともに、一番下段になりますが、建築を削除しております。

本議案にお戻りください。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第8号の改正規定については、平成3 1年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の置戸町水道法施行条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

〈議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例〉

〇岩藤議長 次に、議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第21号についてご説明いたします。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16 号)の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、議案第19号及び20号の条例改正と同じく、学校教育法の一部が改正され、 専門職大学制度が創設されたことに伴い、関連する箇所について改正を行うものです。改正の趣旨に ついては、議案第19号で町民生活課長から説明いたしました内容と同じですので省略いたします。

放課後児童支援員の要件を定めた第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に「(当該学科又は 当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案第21号説明資料として新旧対照表についても添付しておりますので、後程ご参照願います。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

〈議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例。 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 置戸町牧野条例の一部を改正する条例。

置戸町牧野条例(昭和44年条例第13号)の一部を次のように改正する。

今回の改正は、置戸町釧北牧場使用料について消費税の改定に合わせ、入牧牛の減少に伴い収支のバランスが崩れていることから、公共牧場の持続性を考慮し、管内公共牧場使用料と均衡を図るための改正。また、馬の入牧については、現在、町内の利用者が1件2頭のみとなっており、馬の入牧を中止することにより第1団地全体を採草地として利用でき、監視員による管理が不要となることから併せて改正を行うものです。

なお、昨年12月開催の釧北牧場運営委員会では、利用者に与える影響を検討いただき承認を得ているところでございます。

それでは、説明は別冊黄色い表紙、令和2年3月置戸町議会定例会議案説明資料で行います。議案 説明資料、34ページをお開きください。

議案第22号説明資料、置戸町牧野条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

今回の改正は、第4条 使用料。第1号 放牧に係る表を改正するもので、牛につきましては、生後13月以上のもの及び生後13月未満のものの区分を廃止し、放牧料金として使用料を、それぞれ

200円、170円から250円とします。また、人工授精事業につきましては、加算料金を80円から100円へ改正いたします。馬につきましては、入牧を中止することから削除をしています。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の置戸町牧野条例の規定は、施行日以降に納付すべき事由が生じた使 用料について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例によ る。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

〈議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 次に、議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条 例。

施設整備課長。

〇大戸施設整備課長 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する 条例についてご説明いたします。

置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。 平成23年法律第37号の制定により、道路法及び道路構造令の一部が改正され、構造の技術的基準については、一部の基準を除き、構造令で定めている基準を参酌し、置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例で定めております。この度、自転車を安全にかつ円滑に通行させるために設けられた帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに定めた道路構造令の一部が改正されたことに伴い、本町におきましても道路構造令を参酌し、同様の改正を提案するものであります。

別冊の議案説明資料、置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対 照表、36ページをご参照ください。

第8条では、停車帯を定義しておりますが、新たに第8条の2で自転車通行帯を定めております。 通常の道路の路肩とは別に、歩行者、自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自 転車通行帯を整備するもので、第8条の2第3項では、1.5メートルの幅員を1メートルまで縮 小できることを定めております。また、第9条においては、自転車道、車道との間を縁石等により 完全に分離している通行帯なんですけども、この設置基準として、設計速度60キロ以上と明記し ております。

本議案にお戻りください。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

〈議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例についてご説明いた します。

置戸町下水道設置条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正理由を申し上げます。

特定環境保全公共下水道事業を進めるに当たり、処理区域面積、対象処理人口、施設の処理能力などをいつまでに達成するか、目標年度を定めた事業計画を策定し、認可を受けております。この計画は、平成3年に策定しておりますが、社会情勢等を鑑み、これまで適宜見直しを行ってまいりました。この度、本計画の上位計画、置戸町総合計画において、令和11年の総人口を2,500人と設定したことにならい、特定環境保全公共下水道の計画人口もその6割に当たる1,500人に変更するものであります。

本議案を読み上げます。

第3条第2号中「1,800人」を「1,500人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案説明資料につきましては、後程ご参照ください。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第25号説明の前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。予算説明に使用いたしますのは、青色表紙の、令和2年度置戸町一般会計・特別会計予算書で、説明は主にこの予算書の各会計事項別明細書により行います。次に、白色表紙の、令和2年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料があります。予算書、説明資料、本議案の3つを使って説明いたします。

まず初めに、令和2年度の予算概要について申し上げます。令和2年度の予算編成ですが、国の令和2年度予算は、過日、2月27日衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなっております。一般会計総額102兆6,580億円と過去最大規模の予算となっております。高齢化に伴う医療費の増、幼児教育、保育無償化などから社会保障費が膨張し、8年連続の予算額の更新となり、一方、歳入では、消費税増税もあり堅調な税収を背景に、公債費は8年連続で減少をしているものの、公債依存度は30%を超え、財政再建と財政再生の両立を目指した、新経済財政再生計画の前途は、依然厳しいものでございます。本町の収入の約6割を占めている地方交付税については、地域再生事業の新設などから、前年度比4,000億円増額の16兆6,000億円となっており、本町においても地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて、前年度比4,300万円、1.8%増額の23億9,30万円を令和2年度では見込んでおります。

さて、本町の令和2年度予算は、一般会計が前年比6.9%減の41億6,700万円となりました。特別会計は、簡易水道の再編整備事業が完了したことから53.4%、1億9,850万円の減額。特別養護老人ホームの特殊浴槽の更新完了より、介護サービス事業特別会計は52.2%、1,080万円の減額。他の会計は、平年並みの計上となりましたが、6特別会計の総額は、前年比2億2,900万円減額の12億8,820万円となり、一般会計・特別会計の7会計の総額では、前年度比9%減の54億5,520万円となりました。

今回の予算編成では、第6次総合計画のスタート年であり、3ヵ年の実施計画との整合性を図りながらも、令和2年度は町長選挙実施改選期に当たり、歳出予算においては、人件費や扶助費等の義務的経費、管理費等の経常経費、普通建設事業においても継続事業を中心に当初予算で計上し、改選後の政策決定において判断されるべき政策予算は、留保しております。高齢化の進行や子育てや障害者施策の充実により、扶助費の増額、会計年度任用職員制度創設による人件費、または公共施設の老朽化による修繕、さらには消費税増税により維持管理経費が増加しており、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、引き続き歳出全般における経費の抑制を図りながら予算を作成してまいりました。

では、本議案をご覧ください。

議案第25号、令和2年度置戸町一般会計予算。

令和2年度置戸町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算につきましては、後程、令和2年度置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で逐次説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第2表、地方債については、説明いたしますので、この後の7ページをお開きください。 第2表 地方債。

過疎地域自立促進特別事業から北海道総合行政情報ネットワーク改修事業までの6事業、及び、臨時財政対策債を加え、総額で3億4,070万円の町債の発行を予定しております。事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

この表の一番上の過疎地域自立促進特別対策事業について説明いたしますので、別冊、白表紙の令和2年度一般会計予算に関する説明資料、33ページをお開きください。

横長の表でございます。この表は、過疎対策事業債ソフト分の対象事業一覧で、過疎計画に基づく 過疎対策事業債のソフト事業として借入予定の7,520万円の内訳を記載しております。上段の方 から、総務債、通学バス定期購入費補助事業500万以下、各種福祉関係事業の民生債、農林水産業 債、教育債の置戸高校支援対策事業までの7事業で、7,520万円の発行を予定しております。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億 円と定める。

歳入歳出予算事項別明細書の説明の前に、白色の別冊の、令和2年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料を説明いたしますので、ご用意願います。令和2年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料、1ページ。部局別職員数調べから、4ページの福利厚生関係の負担率及び各種諸手当は後程説明いたしますので、5ページ、6ページまでお飛びください。

5ページから8ページは、歳入歳出の性質別内訳になります。この表により本年度の予算概要を説明いたします。5ページ、6ページが歳入ですが、5ページは、歳入のうち、経常的収入を。6ページは、臨時的収入をまとめたものです。表の右側に、前年度の数値を記載しておりますので併せてご覧ください。

5ページ、経常的収入のうち、自主財源は、町税や使用料、手数料などで、計4億6,683万8,000円。収入の11.2%になり、前年度から金額、構成比とも上昇しております。このうち、町税は堅調な農業所得を背景に3億32万円で構成比7.2%となっております。次に、依存財源ですが、普通交付税のほか、地方譲与税や国・道支出金などです。普通交付税は22億1,300万円で、前年比9,300万円の増額を見込んで、予算総額が骨格予算となっていることから、構成比は53.1%と大幅に上昇しております。

6ページ、臨時的収入の特別交付税1億8.000万円を含めますと、地方交付税で23億9.3 00万円となり、全体収入の57.4%になります。依存財源の合計は26億671万2,000円 で、経常的収入の合計は30億7.355万円となり、構成比で73.8%となります。なお、使用 料及び手数料につきましては、農林水産使用料、牧野使用料の改定以外は、当初予算では改定を見送 っております。6ページ、臨時的収入では、特別交付税のほか、国・道支出金、繰入金、諸収入、町 債などです。地方交付税、特別交付税につきましては、定住自立圏構想による参入分1.500万円 を増額しましたが、当初予算では、日赤病院への医師確保対策のみの計上といたしましたことから、 また、さらに近年の交付実績を勘案いたしまして、5,000万円減額の1億8,000万円といた しました。国庫支出金は、8,043万2,000円減額の3,425万6,000円で、橋梁改修 に係る歳出計上見送りから、社会資本整備総合交付金の減額が主な理由となってございます。道支出 金は、公社営畜産基盤整備事業終了や国政選挙の委託金減少により、1.904万6.000円の減 額の7,602万3,000円。繰入金は、骨格予算となった当初予算では、財政調整基金繰入が不 要となり、公債費の償還財源として減債基金3億円に留まったことから、半減の3億978万2,0 00円。諸収入では、老人ホーム指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金等で1億1, 30 8万8.000円。町債は、総務債500万円以下、臨時財政対策債まで先程ご説明いたしましたが、 3億4,070万円となっております。臨時的収入の合計は、10億9,345万円で収入の26. 2%となります。経常的収入30億7,355万円。臨時的収入10億9,345万円で、収入合計 41億6,700万円となります。

次の7ページ、8ページにお進みください。

〇岩藤議長 総務課長、12時を過ぎてますので説明をやめてください。 ここでしばらく休憩します。午後1時から再開します。 休憩 12時02分 再開 13時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

総務課長。

〇鈴木事務局長 午後から欠席の旨、届出があった議員は次のとおりです。

5番 澁谷恒壹議員。

報告を終わります。

〇岩藤議長 議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

- 〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算。一般会計・特別会計予算に係る説明資料。 3. 歳入歳出性質別内訳の7ページ、8ページから。
- ○深川総務課長 歳出の説明になります。最初に7ページは、経常的経費で、本年度会計年度任用職員制度新設により、従来、物件費で計上しておりました臨時職員に係る報酬、賃金、共済費などは人件費として、報酬、給与費に計上することとなり、その額は元年度のベースで9,400万円であり、制度改正による給与、報酬見直し等で増加額は700万円となっております。なお、退職手当組合や共済加入につきましては、令和3年度以降となりますので、その負担額は後年度にさらに上昇してまいります。

上段から説明いたします。人件費のうち、報酬等は町議会議員各種委員会委員報酬に加えて、先程説明のとおり、従来の臨時職員のうち、会計年度任用職員のパート任用者40名分の報酬を計上し、報酬は4,313万3,000円増額となっております。職員手当や共済費を合わせて、1億133万6,000円。給与費は、特別職、一般職に会計年度任用職員のうち、フルタイム任用者18名を加えて計上するとともに、職員の1名増員、さらには特別職給与の減額特例が6月9日を持って効力を失うことから、本条例による予算計上となるため増額となって、6,314万円の増額。6億2,529万1,000円と大幅に増額となっております。

一方、物件費では、委託料、使用料等が増税や人件費相当額が上昇しておりますが、先程申し上げましたとおり、従来の臨時職員の賃金などがなくなりましたので、7,923万円減額の6億8,509万8,000円となっております。

また、維持費、修繕費につきましては、施設整備課維持作業員の賃金等を人件費に計上したことから、8,039万2,000円と減額計上となっております。扶助費3億322万円で、内訳のとおり、障害者施策事業や子どもの副食費の給付事業等、子育て関連の増額によるものが主な理由であります。補助費等は、住宅改修などの報償費の増額。負担金補助では、地域生活支援拠点事業負担金、北海道総合行政情報ネットワーク改修負担金や北海道日本ハムファイターズ置戸町応援大使事業補助

金。さらに、農業生産法人支援等の補助金等増額により、1,231万6,000円増額の6億2, 263万8,000円となっております。

公債費は、こどもセンター建設事業や小学校新築工事の償還が終わったことにより、6, 102万3,000円の減額となり、4億6,408万1,000円と大きく減少しておりますが、本年度は小休止という状況であり、来年度以降、さらに増額が予想されます。次年度以降に、水道再編整備事業、起債償還が本格化いたしますので増額が見込まれます。現在の見込みでは、一般会計・特別会計合わせて、起債償還のピークは、令和5年度であります。経常経費、計31億6,858万5,000円と元年度比3,824万1,000円減額となっております。

8ページの臨時的経費ですが、人件費では、本年度任期満了による5月24日執行、町長選挙における臨時的な経費や指定統計、各種計画策定委員など、臨時など及び臨時保健師の人件費の計上に加えて、従来、物件費の賃金で計上していたALT給与や社会教育指導員等の賃金等を報酬計上したことから大幅に増額となって、1,334万4,000円。物件費は、賃金等の組換えや図書館の郷土資料デジタル化事業の完了により、1,859万3,000円減の7,677万4,000円。事業費は、補助事業や単独事業ともに減少しておりますが、単独事業では、福祉バス更新に係る備品購入費やこどもセンター増築に係る補助金を計上しても、2億463万7,000円減の5億2,326万4,000円。貸付金は、貸付実績がなかった、老人居室整備資金を計上せず、1億502万9,000円となり、積立金は森林環境譲与税分を増額し、4,093万7,000円。繰出金につきましては、水道再編事業完了により簡易水道特別会計の規模が縮小したことにより、7,373万8,000円減額の1億8,649万5,000円となり、臨時的経費、計9億9,841万5,000円で、支出全体の24.1%と元年度より構成率で4.3%、2億7,175万9,000円の大幅減額となっております。

以上で、性質別内訳の説明を終わります。

9ページ、10ページにお進みください。投資的事業の内訳になりますが、予算科目毎に事業名、事業内容、予算額や財源内訳を記載しておりますが、10ページ、合計をご覧ください。5億896万円。前年度から2億572万6,000円の減額となっております。投資的事業は政策的要素が高いことから、今回の当初予算では緊急性や継続性の観点から絞り込んで骨格予算として計上しており、大幅な減額となっております。

11ページ、12ページにお進みください。扶助費の内訳となります。前ページと同様に、予算科目毎に事業名、事業内容、予算額などを記載しております。

13ページ、14ページは、各施設管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は、14ページの下の表、合計欄で、一般会計・介護保険事業特別会計合わせて、3億614万3,000円ですが、参考欄の増減のうち、拓殖川向両住民センターの新規委託料を含めて、委託料が1,061万円ほど増加しており、管理費全体を押し上げる一方、右端の欄で、充当財源として使用料などが計上されておりますが、利用者減などから年々減額傾向が続いており、経費と収入のバランスが年々乖離しており、町民の皆様の理解を得ながら十分な説明を行って、今後使用料の見直しを図っていかなければならないとなります。

15ページからは、負担金補助及び交付金の内訳です。これは30ページまで続きますが、新設の

負担金、補助金は、16ページでいきますと、20番、北海道鉄道利用促進環境整備支援負担金のように、件名の後ろに括弧書きで新規と記載しておりますので、ご参照願います。合計欄で説明いたしますので、29ページにお進みください。負担金で125件、5億7,815万7,000円で、元年度から205万3,000円の減額、補助金交付金で78件、5億2,187万9,000円、元年度から9,828万1,000円増となっております。合計で203件、11億3万6,000円となります。投資的、臨時的な事業に係る分につきましては、括弧書きで内書きとなっており、合計で3億1,563万5,000円となっております。補助金を押し上げた要因は、先程も説明いたしましたが、こどもセンター増改築に対する補助金でございます。なお、新規の負担金、補助金は、負担金及び補助金交付金は、13件で784万6,000円となっております。30ページには、廃止となりました、負担金、補助金を記載しており、11件で690万2,000円となっております。

31ページにお進みください。各基金の運用予定調書になります。初めに、表の上段、積立基金についてですが、一般会計財政調整基金から昨年度補正にて創設積立いたしました未来への森づくり基金に加え、介護給付費準備基金までの9基金で、令和元年度末の見込みは31億1,408万7,744円となります。令和2年度の積立ですが、老人ホームの施設整備基金に2,000万円、未来への森づくり基金へ森林環境譲与税として交付される2,070万円を全額積立、その他寄附分などを見込み、合計で4,070万2,000円を積み立てる予定です。一方、2年度の取り崩し額は、当初予算では、一般会計財政調整基金からの取り崩しを見込まず減債基金3億円、未来への森づくり基金162万2,000円、国保特別会計財政調整基金、介護給付費準備基金からの繰入合計で、3億2,384万9,000円となり、令和2年度末の見込額は、28億3,117万7,744円となります。下の表の下段、運用基金につきましては、社会福祉振興基金から図書資料整備基金までの7件で、運用中の資金を除く令和元年度末の見込額は、3億4,559万4,340円となり、積立金186万1,000円を見込んでおります。

令和2年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金及び図書資料整備基金で700万円、寄附金の積み立てや貸付中の基金の増減を調整し、令和2年度末の見込額は運用分を除き、3億3,756万4,340円となります。次に、積立運用基金の合計欄ですが、令和元年度末の見込額は、34億5,968万2,084円、括弧内の運用分1億6,529万9,960円を含めますと、記載はしておりませんが、36億2,498万2,044円となります。同じく合計欄の令和2年度末の見込額は、31億6,874万2,084円、運用部分を含め、33億3,693万3,044円となります。欄外に参考として、北海道市町村備荒資金組合への積立金について記載しておりますが、令和2年度の利子を加え、年度末の見込み1億2,179万745円となります。

32ページをご覧ください。この表は、地方消費税交付金、社会保障財源化が充てられる経費内訳となっております。地方消費税交付金は、予算計上額5,900万円のうち、欄外記載のとおり、使途の明確化が義務付けられている2,600万円について、その充当対象となる事業ごとの財源内訳を記載しております。その内容については、後程ご参照いただきたいと思います。

33ページは、先程説明のとおりであります。

34ページ以降の資料説明につきましては、それぞれ議案の説明に合わせて担当課長から説明いた します。 それでは、予算の内容について説明いたしますので、令和2年度置戸町一般会計・特別会計予算、35ページ、36ページ、歳出をお願いいたします。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり) 〇岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

> 休憩 14時30分 再開 14時50分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

- 〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、83ページ、84ページ。
  - 3. 歳出。3款民生費から。

地域福祉センター所長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

# ◎延会の議決

〇岩藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

〇岩藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時02分

# 令和2年第3回置戸町議会定例会(第2号)

令和2年3月5日(木曜日)

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

日程第 3 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第 7 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算

日程第 9 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)

日程第10 議案第 4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 講案第 5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第 6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第 7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)

日程第15 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告 について

日程第18 報告第 2号 定期監査の結果報告について

日程第19 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

#### 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

# 〇出席議員(8名)

1番	石	井	伸	=	議員	2番	\J\	林		満	議員
3番	冏	部	光	久	議員	4番	佐	藤	勇	治	議員
5番	澁	谷	恒	壹	議員	6番	髙	谷		勲	議員
7番	嘉	藤		均	議員	8番	岩	藤	孝	_	議員

## 〇欠席議員(0名)

# 〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長 井 上 久 男 副町長 和 薫 田 = 会計管理者 遠 藤 まちづくり推進室長 坂 薫 森 誠 正 総務課長 深 JII 美 総務課参与 福 手 \_ 久 町民生活課長 渡 邊 登 美 子 産業振興課長 島 賢 治 蓑 施設整備課長 大 戸 基 史 地域福祉センター所長 須 貝 智 晴 総務課総務係長 芳 賀 真由美 総務課財政係長 湊 美 保

# 〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 毅 学校教育課長 石 野 森 実 社会教育課長 五十嵐 昭 森林工芸館長 畄 部 信 勝 図書館長 五十嵐 昭(兼) 勝

# 〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治(兼)

# 〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正 美(兼)

#### 〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

# ○職務のため出席した事務局員の職氏名

 事務局長 鈴 木 伸 哉 議事係長 今 西 美紀子

 臨時事務職員 中 田 美 紀

#### ◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

# ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

〇岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

〇岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

〇鈴木事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

〇岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算まで

\_\_\_\_\_7件 一括議題\_\_\_\_\_

〇岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3. 歳出の109ページ、 110ページ。4款衛生費。

地域福祉センター所長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〇岩藤議長 しばらく休憩します。11時5分から再開いたします。

休憩 10時45分 再開 11時05分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第25号の説明について訂正がありますので発言を許可します。

産業振興課長。

○蓑島産業振興課長 先程の説明の中で、一部訂正をお願いいたします。

歳入のページ、17ページ、18ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料。勝山ふれあい農園使用料といたしまして、14区画分7万5,000円と説明しましたが、7万円に訂正を願います。

それでは説明を続けさせていただきますので、歳出、139ページ、140ページにお戻りください。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり) 〇岩藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

> 休憩 11時59分 再開 13時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、165ページ、166ページ。流雪溝維持管理に要する経費から。

施設整備課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり) 〇岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

> 休憩 14時28分 再開 14時50分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、195ページ、196ページ。4項社会教育費から。

社会教育課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

〇岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

# (「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

# ◎延会宣言

〇岩藤議長 本日はこれで延会します。

延会 16時08分

# 令和2年第3回置戸町議会定例会(第3号)

令和2年3月6日(金曜日)

# 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

日程第 3 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第 7 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算

日程第 9 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)

日程第10 議案第 4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第 5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第 6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第 7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)

日程第15 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告 について

日程第18 報告第 2号 定期監査の結果報告について

日程第19 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

#### 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

#### 〇出席議員(8名)

 1番
 石
 井
 伸
 二
 議員
 2番
 小
 林
 満
 議員

 3番
 阿
 部
 光
 久
 議員
 4番
 佐
 藤
 勇
 治
 議員

 5番
 澁
 谷
 恒
 壹
 議員
 6番
 高
 谷
 勲
 議員

# 7番 嘉 藤 均 議員 8番 岩 藤 孝 一 議員

# 〇欠席議員(0名)

### 〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

長 町 井 上 久 男 町 長 副 和 田 薫 = 会計管理者 遠 藤 薫 まちづくり推進室長 坂 森 誠 総務課長 深 JII 美 総務課参与 福 手 \_ 久 正 邊 町民生活課長 渡 登 美 子 産業振興課長 蓑 島 賢 治 施設整備課長 大 戸 基 地域福祉センター所長 須 貝 智 晴 史 総務課総務係長 芳 賀 真由美 総務課財政係長 湊 美 保

# 〈教育委員会部局〉

毅 教 育 長 平 野 学校教育課長 石 実 森 社会教育課長 五十嵐 森林工芸館長 部 昭 畄 信 勝 図書館長 五十嵐 幐 昭(兼)

# 〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治(兼)

#### 〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正 美(兼)

# 〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

# ○職務のため出席した事務局員の職氏名

## ◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

# ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

〇岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって6番 高谷勲議員及び7番 嘉 藤均議員を指名します。

# ◎諸般の報告

〇岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

〇鈴木事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

〇岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算まで

**———**7件 一括議題———

〇岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3. 歳出の239ページ、 240ページ。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費から。

総務課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〇岩藤議長 ここで、議案第25号の説明について補足がありますので発言を許可します。

地域福祉センター所長。

議案の説明を続けます。

〈議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算。 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明いた

#### します。

令和2年度置戸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,520万円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,0 00万円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの 経費の各項の間の流用。
- (2) 国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の46ページ、47ページ、19.令和2年度国民健康保険特別会計予算をお開き願います。白い表紙の資料となります。

国民健康保険の財政運営を都道府県が担い、市町村と共同運営となり3年目を迎えます。急速な高齢化や生活習慣病の増加、医療技術の高度化など医療費の増加は著しく、一方で全道的に国保加入者の減少に伴い医療費が減少するため、全道ベースで国保事業費納付金が減少する形となりました。標準保険料率につきましては、医療費の減少に比べ加入者数の減少が大きく、一人当たりの医療費が増加するため、前年度より増加する形となります。本町におきましては、医療費増の影響もあり、医療費指数が昨年に比べ増加したことから、補填される道調整交付金2号分が約191万円減額されました。その分を国保税に求めますので納付金総額は300万円増加し、保険税が増額する状況となりました。

資料の49ページをご覧ください。カラー刷りの資料となります。上段が令和2年度置戸町の納付金算定内容、下段が令和元年度の内容となっております。上段、令和2年度の納付金ですが、1億4,347万2,000円で、令和元年度に比べ300万円ほど上昇しております。右側、市町村個別歳入といたしまして、保険料軽減の補填分として交付される保険基盤安定繰入金他で、2,701万7,000円。その下、保健事業費など個別の歳出として、818万円。左下、市町村個別に交付される公費として、931万1,000円の計上となりました。納付金の計算は、所得や加入者数の他、医療費の水準も算定に入ることとなっております。医療費水準が高ければ納付金は上がり、低ければ減額される仕組みとなっておりますが、令和元年度同様、本年度も基準係数を0.5としていることから、医療費水準の低い市町村は、本来の水準より0.5多く負担する形となります。これでは不均衡を生じますので、調整交付金で措置されるルールとなっております。本町の令和元年度の医療費水準

が引き上がったため、調整交付金が減額されたものと思われます。医療費につきましては、全額北海道からの交付金で賄われますが、当初予算ベースで保険給付費全体で前年度対比3.5%減の3億3,179万円を計上しております。

46ページにお戻りください。46ページと次の47ページは、令和元年度と令和2年度の歳入歳 出予算の増減表となっております。

48ページの表は、3年間の決算状況と令和2年度の予算について、1. 保険税から7. 国民健康 保険事業費納付金までの状況につきまして記載した表となっております。後程ご確認をお願いいたし ます。

以上で、説明資料の説明を終わります。

事項別明細書の267ページ、268ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、 別添のとおり)

〇岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 10時50分 再開 11時10分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第25号の説明について補足がありますので発言を許可します。

総務課長。

議案の説明を続けます。

〈議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和2年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,580万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、その前に予算の概要等について、別冊白色の予算に関する資料でご説明いたしますので、50ページ、20. 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町としての業務は、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。保険料率は2年ごとに改定されますが、本年度はその改正年度に当たり、保険料率の改訂が行われます。改正内容につきましては、2の保険料率をご覧ください。令和2年度から令和3年度における北海道の保険料率算定の考え

方ですが、制度加入者の増や保険給付の増加により、歳出ベースでは増加になっておりますが、国庫 負担金や市町村負担金のほか、保険料増加抑制対策として、剰余金、財政安定化基金交付金を活用し、 歳入を確保し、保険料収納必要額を圧縮しております。しかしながら、令和2年度、令和3年度の療 養給付費推計額が前回より上回っていること、また、加入者数も北海道全体で伸びていることから、 一人当たりの保険料は上昇する結果となりました。2. 保険料率区分の欄、均等割額をご覧ください。 現行5万205円に対し、令和2年度、3年度は5万2.048円、前回対比1.843円の増、率 にして3.67%の増となっております。その下、所得割の率ですが、現行10.59%に対し10. 98%で、0.39%の増となっています。賦課限度額につきましては、62万円から64万円に2 万円引き上がっております。一人当たりの保険料、軽減後の平均ですが、現行6万6, 941円に対 し7万1,794円で、4,853円の増、率にして7.25%の増となっております。その下の表、 年間保険料額の例ですが、年金収入80万円の方では、年額5.600円増の1万5.600円。1 68万円の方では、4,700円の増の2万8,100円。196万の方では、2,600円増の7 万3,200円。196万5,000円の方では、1万2,500円減の7万3,700円。219 万円の方では、4.100円増の11万4.100円。220万円の方では、5.900円減の11 万5, 200円となります。なお、令和2年度につきましては、均等割2割軽減と軽減非該当者の軽 減判定所得の拡充が予定されております。また、低所得者の軽減につきましては、制度発足時、激変 緩和措置として実施されてきており、本則、7割軽減対象者は段階的に見直しを行ってきており、本 年度におきましては、8割軽減を7割に。8.5割軽減を7.75割に見直しを行います。上段、令 和2年度の被保険者数は、741人を見込みました。保険料の調定額は、3.179万5.000円。 一人当たりの調定額を4万2,908円と推計し、収入率は100%の予算措置としております。 次のページをご覧ください。

5. 令和2年度後期高齢者医療特別会計概要。右の欄、点線枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る経費を計上しております。左の欄、歳入ですが、一般会計より繰入は、保険基盤安定繰入金、2,044万8,000円。広域連合事務費、262万3,000円。市町村事務費、93万円。合計2,400万1,000円となります。保険料は、3,179万5,000円。諸収入、4,000円で、歳入の合計額は、5,580万円となります。このうち、保険基盤安定繰入金、広域連合事務費、保険料については、全額右の欄、歳出の広域連合納付金として支出し、残りの市町村事務費と諸収入については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口に係る事務的経費に充てられます。次に、歳出ですが、広域連合納付金として、5,486万6,000円。総務管理費、57万6,000円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、25万7,000円。予備費等、10万1,000円で、歳出合計は歳入と同額の5,580万円の計上でございます。

以上で、資料の説明を終わります。

事項別明細書の295ページ、296ページをお開き下さい。歳出から説明いたします。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算。 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 議案第28号について説明いたします。

令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

令和2年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,260万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,0 00万円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を 流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれら の経費の各項の間の流用。
- 第1条 歳入歳出予算につきましては、令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、310ページ、311ページをお開きください。歳出から説明いたします。
- (以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)
- 〇岩藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時58分 再開 13時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 議案第29号について説明いたします。

令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

令和2年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ990万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100 万円と定める。

第1条 歳入歳出予算につきましては、令和2年度介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、338ページ、339ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明します。 令和2年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7.330万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,0 00万円と定める。

それでは、第1条の歳入歳出予算についてご説明いたします。別冊の事項別明細書、355ページ、356ページをお開きください

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明します。 令和2年度置戸町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,140万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、3,00 0万円と定める。

それでは、第1条の歳入歳出予算についてご説明いたします。事項別明細書、376ページ、377ページをお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和2年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書、別添の とおり) 〇岩藤議長 これで、議案第25号から議案第31号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 9 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算 (第7号)から

◎日程第14 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補 正予算(第4号)まで

\_\_\_\_\_\_6件 一括議題\_\_\_\_\_

〇岩藤議長 日程第9 議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から日程第14 議 案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)までの6件を一括議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。 町長。

〇井上町長 ただいま議題となりました議案第3号は、令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号) でございます。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。また、議案第8号 につきましては、令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)でございます。議案の内容に つきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案につきましては、それ ぞれ所管の課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)〉

- 〇岩藤議長 まず、議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。 総務課長。
- 〇深川総務課長 議案第3号について説明いたします。

令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,153万3,000円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,793万6,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、5ページをお開きください。

表に記載の、過疎地域自立促進特別事業から、臨時財政対策債までの7件につきましては、いずれ も事業費の確定や起債限度額の確定により変更を行うものです。補正後の額につきましては、表の右 側、補正後の限度額に記載のとおりです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変 更がありません。

引き続き、令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)により説明いたしますので、 事項別明細書の52ページをお開きください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関す

る調書ですが、当該年度の年度中増減見込みの起債見込欄をご覧ください。3、その他、(2)過疎対 策事業債の欄は、今回の補正に係る変更で、1,690万円減額の2億1,860万円に。同じく、

(4)特別債は、187万5,000円を減額し、7,690万7,000円に。下段、合計欄では、1,109万3,000円を減額し、本年度の起債見込額は、2億9,550万7,000円となります。

次に、元金償還見込欄をご覧ください。既に、借入を行っている起債で、一部の利率の見直し等により、償還額の元金分の増減があります。元金償還見込額は、5億759万6,000円となりました。一番右側の列の合計の欄ですが、令和元年度末の残高見込額は、51億1,800万2,000円となります。

以上で、第2表 地方債補正を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、事項別明細書の14ページ、15ページにお戻りください。

(以下、総務課長説明、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、別添のとおり)

〇岩藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩 14時33分 再開 14時50分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第3号の説明について訂正がありますので発言を許可します。 産業振興課長。

〇岩藤議長 議案の説明を続けます。

〈議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)〉

〇岩藤議長 議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、36ページ、3

7ページ。3. 歳出。7款商工費から。

産業振興課長。

(以下、産業振興課長説明、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)、

別添のとおり)

〈議案第4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 議案第4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

令和元年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

なお、今年度の置戸町国民健康保険特別会計予算全体における元号の表示については、令和とする。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ5億169万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項 別明細書(第1号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお 開きください。

(以下、町民生活課長説明、記載省略。令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 議案第5号について説明いたします。

令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ623万7,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,637万2,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正 予算事項別明細書(第4号)により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開 きください。歳出から説明いたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

- 〇岩藤議長 あらかじめ申し上げます。本日の会議は、議事の都合によりこれを延長いたします。 〈議案第6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉
- 〇岩藤議長 次に、議案第6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 議案第6号についてご説明いたします。

令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ2,014万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方債補正について説明いたしますので、2ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

介護老人福祉施設特殊浴槽等購入事業に係る起債の変更です。当初、限度額は1,100万円としておりましたが、事業執行による事業費の減額の確定に伴い、1,030万円に変更するものです。 なお、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明いたします。

(以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)についてご 説明いたします。

令和元年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,547万5,000円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,281万9,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

簡易水道事業に係る起債の変更であります。当初限度額は、1億1,090万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い、1億190万円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はありません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算補正につきまして説明いたします。事項別明細書、6ページ、 7ページ目をお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書

(第5号)、別添のとおり)

〈議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)〉

- 〇岩藤議長 次に、議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)。 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

令和元年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ637万4,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ2億855万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 第1条の歳入歳出予算につきましては、後程、事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

特定環境保全公共下水道事業に係る起債の追加であります。内容につきましては後程説明いたしますが、限度額は340万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

続きまして、第1条の歳入歳出予算補正につきまして説明いたしますので、事項別明細書、6ページ、7ページ目をお開きください。

(以下、施設整備課長説明、記載省略。令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第4号)、別添のとおり)

〇岩藤議長 これで、議案第3号から議案第8号までの提案理由の説明を終わります。

◎延会の議決

〇岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。なお、明日、3月7日及び明後日8日は 町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定によって議会は休会となります。

加えてお諮りします。3月9日は、置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

# 〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、3月9日は、置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会を休会することに決 定いたしました。次の議会は、3月10日に行うこととし、定刻に開会いたします。

◎延会宣言

〇岩藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時18分

# 令和2年第3回置戸町議会定例会(第4号)

令和2年3月10日(火曜日)

# 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

		(語般0.	) 報告)	
日程第	2			一般質問
日程第	3	議案第	3号	令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)
日程第	4	議案第	4号	令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第	5	議案第	5号	令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第	6	議案第	6号	令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
日程第	7	議案第	7号	令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)
日程第	8	議案第	8号	令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)
日程第	9	議案第	9号	置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
日程第1	0	議案第1	O号	置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について
日程第1	1	議案第1	1号	置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
				改正する条例
日程第1	2	議案第1	2号	置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
日程第1	3	議案第1	3号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第1	4	議案第1	4号	置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第1	5	議案第1	5号	置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第1	6	議案第1	6号	置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第1	7	議案第1	7号	置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第1	8	議案第1	8号	置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第1	9	議案第1	9号	置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	0	議案第2	90号	置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例
日程第2	1	議案第2	1号	置戸町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める
				条例の一部を改正する条例
日程第2	2	議案第2	2号	置戸町牧野条例の一部を改正する条例
日程第2	3	議案第2	3号	置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第2	4	議案第2	4号	置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
日程第2	5	議案第2	5号	令和2年度置戸町一般会計予算
日程第2	6	議案第2	6号	令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算
日程第2	2 7	議案第2	7号	令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算

- 日程第29 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第32 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告 について
- 日程第35 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 日程第36 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

#### 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名 (諸般の報告)

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 4 議案第 4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第 6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例
- 日程第12 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第25 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

## 〇出席議員(8名)

1番	石	井	伸	=	議員	2番	\ <b>J</b> \	林		満	議員
3番	阳	部	光	久	議員	4番	佐	藤	勇	治	議員
5番	澁	谷	恒	壹	議員	6番	髙	谷		勲	議員
7番	嘉	藤		均	議員	8番	岩	藤	孝	_	議員

## 〇欠席議員(0名)

〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町	長	井	上	久	男	副	町	長	和	田		薫
会計管理	者	遠	藤		薫	まちづく	り推進	室長	坂	森	誠	=
総 務 課	長	深	Ш	正	美	総務	課参	与	福	手	_	久
町民生活誤	長	渡	邊	登 美	子	産業排	<b>長興</b> 課	長	蓑	島	賢	治
施設整備課	長	大	戸	基	史	地域福祉·	センター	所長	須	貝	智	晴
総務課総務係	系長	芳	賀	真 由	美	総務課	財政係	長	湊		美	保

## 〈教育委員会部局〉

教	育	長	平	野		毅	学校教育課長	石	森		実
社会	教育	果長	五十	ト 嵐	勝	昭	森林工芸館長	岡	部	信	_

図書館長 五十嵐 勝 昭(兼)

## 〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治(兼)

#### 〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正 美(兼)

# 〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

# ○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉 議事係長 今 西 美紀子

臨時事務職員 中 田 美 紀

### ◎開議宣告

〇岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

# ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

〇岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 石井伸二議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

〇岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 本日の説明員は先日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

〇岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

## ◎日程第 2 一般質問

〇岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして、町長に質問をしたいと思います。 近頃ではあの新型コロナウイルスの関係から、一般質問を取り止めたり時間を短縮するような議会 もありますけども、今回一般質問ができることを大変嬉しく思っております。

それでは町民の健康増進対策についてということでお伺いをいたします。近頃と言いますか、ここ数年、高齢ではない方が体調を崩されたり、突然の訃報と自分の周りにも数多くそういう事例が見受けられます。他人事ではなく、いつ自分もそのようになるかと不安に駆られることもありますが、唯一定期的に町の検診、特定健診やがん検診あるいは脳ドックを受けており、なおかつ保健師さんの指導のもと改善対処しようという、日々そういう気持ちを持っていることはわたくし自身の健康の支えでもあります。

置戸町は特定健診やがん検診の受診率が管内でも高い方と聞いておりますが、私はまちづくりは町 民の健康なくして成し得ないと思っております。そこで町民の方々の健康に対する課題や取り組み、 今後の展開を町長にお聞きをいたします。

- 〇岩藤議長 町長。
- 〇井上町長〔登壇〕 町民の健康増進対策についてというご質問でありますが、ご承知のように国民健 康保険あるいは健康保険組合などの、この医療保険者に特定健康診査、特定保健指導、これらの実施

について義務化されました。

それからまあ10年ほど経過するわけでありますが、この間、町としてもそうしたことに沿って町 民の健康増進のために努力してきたつもりであります。この検診と保健指導の特徴でありますが、内 臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームでありますけれども、これらに着目をいたしまし て検診でメタボ状況をチェックし、その危険度によって健康指導を行い、そして高血圧あるいは心臓 病、脳卒中、糖尿病などの原因となる、いわゆる生活習慣病の予防と改善に向けていろんな形で支援 してきたわけであります。

近年の検診状況でありますが、町が行う特定健診は、国が対象とする40歳以上の方に加えまして、 町として年齢を少し下げまして、対象年齢を毎年30歳以上の方を対象として実施しております。

近年のこの受診率でありますが、45%前後で推移しているわけであります。この数字が高いのか、低いのかという議論はあるというふうに思いますけれども、いろんなことを考えますと、決して高い数字ではないなと、私はそのように思っていますが、まぁ少しでも検診の率を上げるような、それが直接的にその町民の人たち個人個人の健康に寄与していくということにもつながりますので、そうした意味で、こうした数字にも頭の片隅に置いておく必要があるだろうなと、このように思っております。

そして、この検診にあたっての申込書の配布あるいは取りまとめなどの受診のこの働きかけについては、ご承知のように各地域の保健委員さんにご協力を願って実施しているわけであります。また、保健師による受診勧奨により受診率の上昇に努めておりまして、道内でもこの数字は高い水準にあるというふうに言われております。

健診結果の特徴でありますが、国保加入者の有所見率いわゆるその異常の所見があった方の占める割合を有所見率というようでありますが、この所見率では腹位の、この腹の周りです。腹位の大きい方が男女を合わせると40%前後と非常に高いわけでありますが、加えて高血圧が10%弱との結果ということになっております。加えて高血糖が2.9%と、他の率と比較しますと低い率ではありますけれども、国保連合会のこのデータベースによると平成30年度では、この数字は全道1位の結果っていうことになっているようであります。町としても非常に大きな課題として認識しているわけであります。このような結果からも、腹位がこの腹の周りでありますが、この腹位が大きいという基礎に加えて、メタボの原因となる高血圧、脂質異常、高血糖が加わり、心筋梗塞や脳出血あるいは脳梗塞などの疾病として現れる危険性が高くなっていることから、脳ドック検診の助成事業を行っているわけであります。

また、先程重要課題というふうに申し上げましたけれども、高血糖対策として糖尿病性腎症重症化 予防事業、この事業を置戸赤十字病院と連携をして行っているわけでありますが、さらに北見保健所 を中心として管内の医療機関との連携を強化していく予定であります。

今後の対策といたしまして5つ程申し上げたいと思いますが、1つは令和2年度より町の医療給付担当と連携をして、AIの活用による民間事業者との連携になるわけでありますが、特定健診受診率向上支援共同事業と、ちょっと長いんでありますが、まあ受診率を上げていくというような事業なんですが、この事業を展開することによって検診未受診者、受けてない人の対策を行っていくというのがひとつであります。2つ目としては検診の対象初年度となる方には、初めて受けるという方に対す

る自己負担額の無料化。さらに3つ目は検診自己負担額の見直しをしていきたいというふうに思っております。それから4つ目は各疾患の原因となる歯周病予防あるいはその改善に向けた歯周病検診の実施も行っていきたいと、このように思っております。 5つ目になりますが、北見赤十字病院で行っておりますPET-CTの、このがん検診への助成。11万5,500円かかりますけれども、3分の2を、7万7,000円でありますけれども、3分の2の助成をしたいというふうに思っております。

5つ程申し上げましたけれども、胃や肺、また大腸がん等をはじめとする各種がん検診については早期発見・早期治療を目指して重症化を予防することが重要と考えているわけであります。保健委員さんの協力をいただきながら受診勧奨に努めるとともに置戸赤十字病院の協力を得ながら、また他の医療機関の方々との連携を図りながら受診しやすい体制づくりに努めていきたいと、このように思っております。

これらの対策に加えまして、置戸では食改さんということでも定着しているわけでありますが、こうした人たち、あるいはスポーツセンターで行っております運動指導との連携、さらには各団体活動やサークル活動への支援なども行いながら、疾病予防の基礎となる免疫力を高める事業や心の健康も含めまして、平成28年度策定いたしましたけれども、第2期の置戸町健康増進計画、この計画に基づいて町民の健康増進に今後とも努めていきたいと、そのように考えているところであります。

#### 〇岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 いま町民の健康増進についてということで、るる対策についていろいろ何いましたけれども、私も健康ということでは非常に心配をしているところです。前段申し上げましたけども、数多くの人が高血圧とか、そういう脳疾患の病気あるいは突然の死ということで、本当に最近多くの方が病気になられている。そういう実態を見た時にですね、今回必ずこの質問をしなきゃならないという思いから、今回させていただきました。

まあ私ごとですけども、昨年実は1人友人を亡くしました。早期の癌ということで、末期癌でした。まだ64歳という歳ではありましたけれども、大変残念でした。また自分の友人、まぁ同級生でもそうですけども、大変なこの難病に罹っていて、今も病気に苦しんでいる人もいるということで、この場でそのことを伝えたいと思いますし、また私自身ですけども、昨年検診を受けて、まぁその後あの保健師さんの指導もありまして、今年の2月にですけども再検査をいたしました。そうしたところですね、内視鏡による検査でしたけども、ポリープを3つばかり取りまして、今は平常というか戻っておりますけども、やはり先程町長が言っておられたような早期発見・早期治療ということが、自分の身を持ってそういう体験をしたのかなというふうに感じてますし、これがもし2年、3年と遅れた時に、どういうふうになってたのかなということを考えますと、本当に早く検査を受けて治療をしたことがよかったのかなというふうに考えております。

先程町長がスポーツセンターの話、連携の話もしておりましたけども、私も農家ということで冬期間になるとですね、まぁ運動不足の解消ということもありまして、度々トレーニングルームに行っております。まぁ今ちょっとこんなウイルスの関係で休んでおりますけども、本当に体力の維持をする人、それからリハビリを兼ねて来る人、本当に多いです。今までにないぐらいの人が集まって自分の健康を気遣う、そういう場面が多く見られます。

先程町長の方は他の課との連携という話がありましたけども、まさしくそのとおり、あのスポーツ

センターというのは社会教育でやっております。あの今の健康の関係については地域福祉センターほのかを含めてということになろうかと思いますけども、私が見るにはまだまだその辺の連携が取れてないのかなというような感じを持っております。もっともっと、こう今日は今回この健康ということでの連携ということになりますけども、その辺の連携のあり方というのもちょっと具体的にと言いますか、町長の方から教えていただければありがたいと思いますけど、よろしくお願いします。

### 〇岩藤議長 町長。

〇井上町長 [自席] 議員もご承知のように、あのスポーツセンターに配置をした器具っていうのは、今までなかった物がだいぶ入ったと思います。そういう意味ではあの利用する方々の運動に大きく寄与してるものだろうというふうに思います。併せてそれを指導する人も配置って言いましょうか、来ていただいているわけでありますが、まだまだそういう意味では議員から指摘がありましたように不十分な所はあるんだろうなというふうに思います。

それからまた利用している方々にとりまして、まぁこういうこともやってほしい、ああいうことも やってほしいというような、またそういうような要望もあるんだろうというふうに思います。まぁ必 ずしも連携が悪いというふうには私はそう思ってはいませんけれども、そうしたことを考えますと、 あの今議員からお話がありましたように、もう少しカリキュラムって言いましょうか、こうしたもの も含めて検討させていきたいなと、このように思ってます。

#### 〇岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 不十分と言いますか、これからはそういう連携を強めていく良い機会になるのかなと感じますし、もう一方ではですね、やっぱり最近その体調崩す人が多いもんですから、特に秋田地区においては30代の若い人たちから、自らですね、人間ドックを受けるような事例が年明けにありました。こういう機会を捉えてですね、先程保健委員さんの話や保健師さんの連携の話がありましたけども、そういう人たちが、我々もそうですけども、もう少しアンテナを高く持ってですね、もっと受診率の向上、それから健康寿命の向上と言いますか、健康な人たちを増やすことができれば、あのまちづくりにも大きく寄与するのではないかというふうに考えております。

先程私の実例のような話もさせて体験談をお話させていただきましたけども、町長においてもここ数年というか、本当に大変な、こう大病を患いながらの公務、激務でありました。そのことについては12月の一般質問の時にも、大変気力がという話をさせていただきましたけども、まぁ最後の質問になると思いますけども、今回は町民の健康対策ということではありますけど、そういう観点からのまちづくりということでありますけども、最後にこの場を借りてですね、町長の今まで20年間やってきたそのまちづくりへの思い、あるいは町民の皆さんへのメッセージのようなものがあればお聞きしたいと思います。

#### 〇岩藤議長 町長。

〇井上町長 [自席] 相当長くなりますけれども、そうもいかんでしょうから簡潔に申し上げたいと思います。まちづくりは人づくりと昔から言われてきているわけでありますが、そのとおりだというふうに私もずっと20年間思ってきました。あまりハード事業を進めたわけではありませんけれども、まぁ俗に言う箱物行政をやってきたつもりはありません。ありませんけれども、今日のいろんなその気象状況も含めてでありますけれども、自然災害が多発してるという状況は、町のトップとしてはき

ちんと押さえておかなければならないというふうに思ってます。そうした観点からしますと、ハード事業は一定程度やはりやっていかなければならないと。特に国でいう国土強靭化計画というものがありますけれども、これは町にとっても重要なことだろうというふうには思っておりますが、箱物を作るということは、同時にそこには町民の心というものが入ってなければならないというふうに思います。箱物もそうですし、まぁ水道事業随分お金もかけてやりましたけれども、そこにはやはり町民の人たちがこの事業をやって本当に良かったなと。またこういう事業をやることによって自分たちの生活のレベルが少し上がったなというような実感が受けるような、そういう事業の展開でなければならないというふうに思ってます。そのことはもちろんやりたい仕事っていうか、事業っていうのはまだまだたくさんあります。ありますけれども、町の台所って言いましょうか、財政はやはりきちんと認識して事業を実施していかなければならないということは当然のことであります。

そうしたことを考えますと、まちづくりをしていくっていうのは町民と行政と、もちろん議会の皆さんもそうでありますけれども、やっぱり一緒になって最後はひとつになってやっていくんだということの押さえと言いましょうか、認識が大切になってくるだろうなというふうに思います。

まぁ昨年のラグビーのスローガンっていうか、日本のチームのスローガンとしてワンチームという言い方がありましたけれども、まさにそういう時代に今あるだろうっていうふうに思います。もちろんいろんな事業を展開する上では、いろんな意見当然あって当たり前のことでありますけれども、しかしその事業をやろうと、またそうしたことの考え方のもとで進めようというふうに一致した時には、まさにワンチームで、1つのチームになって町をつくっていくんだと。そういう思いの中でやってくことが極めて重要なことだろうというふうに思います。

それと少子高齢化って言いましょうか、どんどんどんどん進んできています。それは何も置戸ばかりではありません。日本全体がそういう状況にあります。まぁもちろん若い人たちと高齢者の人たちとの価値観っていうのは相当開きがあるっていうか、違いがあるというふうに思います。しかし、そのことをお互いが認め合いながら、自分たちの住んでいる町を少しでも良くしていくんだという思いで、まぁいろんな事業って言いましょうか、まちづくりを進めていく。その歩み寄り方って言いましょうかね、合意形成を作っていく。そうしたことが行政にもまた議会の皆さん方にも課せられていることであろうというふうに思っております。

12月の時にも少し申し上げましたけれども、20年間、もうちょっと残ってますけれども、 20年間本当にあの責任ある立場で町政を進めてきたわけでありますが、本当にあの議会の皆さんのご協力がありましたし、職員の協力もありました。そして何よりもそのことはまぁ町民の方々の理解を得ることができたと、本当にあの幸せな20年間だったと、そう思ってます。

- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 20年間あと残り3カ月ちょっとありますけども、大変お疲れ様でしたと申し上げて私の質問を終わります。
- 〇岩藤議長 次に1番 石井伸二議員。
- ○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして教育長にお尋ねいたします。 先に行われた町民憲章推進大会の講演において、講師の山田氏の話の中で一番印象に残っている言 葉は、地元で育った、置戸で育った子どもたちが戻って来ない、Uターンして来ない。そんな町には

他の移住者は来ないというお話でした。折しも今回の第6次総合計画の基本目標3、ふるさとへの愛着と誇りを育むまちづくり。その中で未来を切り開き、将来のまちづくりを支える担い手へと成長できるよう、また育むための環境の充実を図ると書かれております。また、教育行政方針においても置戸町の未来を担う子どもたちの健やかな成長とすべての町民が生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに鋭意取り組んでまいります。この教育行政方針には昨年、それからその前の年にも同じことが書かれております。今回の第6次総合計画の他の目標、計画においても担い手の確保、後継者の育成、意欲ある人材の育成等の文言が多く書かれております。

それでは具体的にどのように教育環境の充実を図られるのでしょうか。どんぐりでは JA青年部 の協力を得て牧場訪問をしたり、小中学校では山に入って植樹をしたり、多少枝きり等をしているというふうに思っています。中学校では当然のことながらインターシップを行っておりますが、今の学校の現場は新たなカリキュラム等でとてもこうやってふるさと教育、勝手にふるさと教育という言葉を造ってしまいましたが、ふるさと教育をしていくのは大変だろうと想像するわけであります。その中で、どのように取り組んでいかれるのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

次に以前より申し上げている奨学金制度の新たな展開の見通しについてですが、これは本当は町長に尋ねた方がよかったのかもしれませんが、限りある財源の中であっても一定の条件のもと、返済免除、減額ができないかと、これまで随分お願いをしてきたつもりであります。

これからのまちづくりを考えた時、どうしても有資格者やマンパワーの不足は目に見えています。 今回の新年度予算でも保健師が見つからず派遣してもらうようになっています。本年4月に旭川に道 立北の森づくり専門学院が開学するわけですが、森林環境譲与税を原資に入学希望者への支援ができ るのではないかというふうに思います。どんぐりでは奨学金返済の一部を補助するということをやっ ております。福祉医療保健等、人材確保のための新たな奨学金制度、支援方法について教育長のお考 えをお伺いしたいわけですが、これも置戸で育ててもらったと。愛着を持ってもらう環境づくりの一 つだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### O岩藤議長 教育長。

〇平野教育長〔登壇〕 ふるさとへの愛着と誇りを育むまちづくりについて、その充実を図って愛着を もった人材、そして後継者をどう育成していくかという質問についてお答えさせていただきたいとい うふうに思います。

今、議員が前段で置戸に戻って活躍する子どもを育てることがとても重要だという話をされましたが、私も全く同じ意見であります。第6次総合計画の基本目標3、ふるさとへの愛着と誇りを育むまちづくりにおいて、具体的にどのように教育環境の充実を図って、愛着を持った人材後継者を育成していくかということについてですが、先日総合計画審査特別委員会でもご説明させていただきましたが、学校教育の充実を図るために6点の基本施策の1つ、教育内容の充実においてふるさと教育の推進、小中一貫教育の推進、環境教育の推進、情報教育の推進、教職員研修の充実を掲げています。

小中一貫教育の推進では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通しての教育課程の編成に努め実施してまいります。その柱の重要な一つにふるさと教育を掲げ、置戸町の産業・施設・自然・歴史さらに郷土資料や秋岡コレクション等について見学・体験・講話を中心とした学びの機会を展開し、積極的にその推進を図ってまいります。その学びの中で置戸町に愛着をもった人材、後継者

をどう育成していくかということについてですが、まず、置戸町のことを学ぶことからスタートして、その学びの中で置戸町の良さを実感させる。例えば先進的に魅力ある農業あるいは林業経営に直接触れて、将来置戸で農業、林業に従事したい。また、手作りの良さを実感させてオケクラフトの作り手として活躍したいという思いを喚起させていくことが重要かなというふうに思ってます。また、これからの置戸町について考え、自らこうまちづくりに参画したいという意欲を育むふるさと教育に持っていく必要があるなぁというふうに考えています。そのためには地域全体で子どもたちを育むという意識を高め、地域の人材や資源を積極的に活用することが重要であり、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を推進していかなければならないというふうに考えています。

次に2つ目の奨学金制度についての質問ですが、議員も話をされてましたが、あの町長部局での施策になるのか、どこまで教育委員会が主体となって推進していくのかっていうところ、ちょっとあの曖昧な、私の中で曖昧な部分があるんですが、一応あの考えだけ話をさせていただきたいというふうに思ってます。今優秀な置戸高校の卒業生を置戸でこう活躍していただきたいという願いを込めて、福祉の夢を実施してるところですが、あの数は少ないですが、置戸で活躍している卒業生がいるということを考えれば、この施策についてはあの目的は達成されているのかなというふうに考えています。同様に、もう置戸中学校でこう卒業する子どもたちを実際に見てきた私の中では、本当にあの心身ともに本当に健やかにいい卒業生が育っていくという姿を見て、その中で一人でもこう置戸に戻って活躍する姿を本当に見たいなという強い思いがあります。

それではどのような環境であれば戻ってくるのか。あの漠然としていますが、考えていることがあるので少し話をさせていただきたいというふうに思います。子どもたちが高校、大学を卒業する時に自分の進路について考えた時に、いろんな選択が出てくるというふうに思います。その選択の一つに置戸で働いてこう活躍したいという思いがあって、あのふるさと教育を充実させたいという願いがあります。その選択の一つに、置戸で就職したいという思いが出てきた時に、おそらく子どもたちは置戸に就職口があるだろうか。置戸でちゃんと生活ができるだろうかという不安があの出てくるというふうに思います。その不安をいかに解消してあげるか。それがまず第一に考えなければいけないことかなというふうに思っています。その不安を解消する情報を、じゃあどういうふうに提供していったらいいのかということですが、これについては町長部局の理解を得ながら進めたり、教育委員会が主体となって進めるか、他の課が進めるかっていう、ちょっと難しいところありますが、その就職活動に入る時期に、それぞれあの個々へあの置戸ではあなたがこの置戸で就職し活躍することを願っていますというメッセージを届ける。そして具体的に就職して活躍できる場所。農業の場所であったり、酪農、林業の場所であったり、商業それから老人ホーム、どんぐり。そんな就職先がありますということを、丁寧な就職情報を発信することが大事かなというふうに思います。

さらに住宅情報の提供、またどんな形で生活を支援できるのか。具体的に私の中で考えられるのは、 あの遠い場所で住んでいれば転居費用なども多くかかるので、あの歓迎するという意味も込めて、あ のその転居費用のあの補助ですとか、またあの議員も話をされておりました。あの大きな負担となる と思われる奨学金の返済については、できるだけ無理のかからない、あの返済方法提示、あるいは一 歩進んで返済額の軽減などのことも考えられるかなというふうに思っています。それらの丁寧な情報 をあの手紙で届けて、抱いている不安を少しでも解消させ、そして本当に君が置戸で活躍していることを強く願ってるんだよ、歓迎しますよというメッセージを届けていくことが重要かなというふうに思っています。

#### 〇岩藤議長 1番。

○1番 石井議員 [一般質問席] 非常に就職の際の情報提供というのは本当に必要だなというふうに 思いますし、やはり置戸町がその人材をこうやって求めてるっていうことをこうやって強く発信でき ればなというふうに思ってるところであります。

折しも10年前になりますか、置戸小学校が統合して新しい校舎の見学の際ですね、工作室なんでしょうか。真新しい糸鋸があったり、大きな作業台があって、これはきっと勝山でやっていた木工工作なんかをここでまたずうっとこうやって続けてやってくれるんだろうなと。やっぱり木のまちですから、一生懸命こうやって木工工作など、木に触れてほしいなという思いがあったんで期待をしておりましたが、あまりその後聞かなくなったのかなというふうに思います。秋田小学校の何て言いますか、ふるさとカレンダーっていうか、版画のカレンダーももうすっかり見なくなってしまいました。非常に残念に思ってるんですが、そういったことがやっぱりその地域が故郷への愛着を持つような勉強なんだろうなというふうに思ってるんですが、きっと時間が取れないですとか、また指導者がいないということで、これ消えていったのかなというふうに思ってるわけですが、実際にこの学校教育の現場で本当にどれだけの時間が取れるのかなと心配をしてるところなんですが。具体的にその週何時間ですとか、月何時間とか、そういったものの考えというのはあるのでしょうか、お聞かせ願います。

#### 〇岩藤議長 教育長。

〇平野教育長〔自席〕 あの今議員が話をされた部分も非常に重要だなというふうに考えてますし、あの少しでも時間を取りたいというふうに考えているところですが、それ以上に私はもう少しあのふるさと置戸の後継者を育てる意味では違う場所でこう時間を取りたいなというふうに考えています。

農業・林業、本当に若い力を置戸には必要としています。私が上渚滑に行った時に本当に親しくさせていただいた酪農経営している田村さんという方がいらっしゃるんですが、その田村さんは子どもたちを集めて、30人ぐらいの子どもたちを集めて農業学校を開いています。私が校長の時に始めたので、もう18年経ちます。また、あの若い世代を積極的に受け入れて研修を行ってます。

そして田村さんのその最大の目的は後継者を育てるということが最大の目的です。田村さんの話を聞くと、酪農を営んでるけれど、酪農のイメージはどちらかというとあまり綺麗な環境の中で仕事はしていない。それからあの匂いがきつい。また、あの生き物を育てているので、なかなか自分の時間が、楽しむ自分の時間が取れないという、そんな印象があるけれど、まずそれをそうじゃないんだということを伝えたい。それを最大の目標にするんだという話をされて研修を行ってます。

田村牧場を見ると、本当に綺麗な環境の中で花いっぱい運動なんかもありますが、花壇やなんかは あの紋別市の写真で紹介されたり、情報誌で紹介されたりして、本当に綺麗な環境の中で酪農経営を 行ってます。さらにあの匂いについては本当に意図的にあの搾乳をする場所、そしてそれを戸を一枚 隔てて、そこであの食事をとる場所を作って、そこで研修した子どもたちにあの食事をさせたり、研 修に来た若者たちに研修の食事を取らせたりしています。そこは本当に臭いがしません。すぐ1枚隔 てた横に搾乳の場所があるのかっていうことを全く感じさせない場所になってます。また本当に自分 の時間を作って謳歌してます。あのご主人は音楽が好きで音楽活動を積極的に行ってますし、奥さんは写真が趣味で写真を撮りに出かけたりなんだり、そんな様子はあの田村牧場のデイリーというブログの中で紹介されていて、それを読んでいる方々もいらっしゃる。そんな中で子どもたちが研修し、あの若い世代が研修して、「これなら、あの酪農やってみよう」ということで、そういう意欲は高まって、実際にあの酪農に従事している若者が出てきています。そんな状況を考えた時に、やはりそういう視点であの農業経営、酪農経営にあたってる方々のもとで、子どもたちを研修させたいという、それが必要なんではないかなというふうに強く今思ってます。

ですので、地域で子どもたちを育てるふるさと教育。そこの鍵になるのは、そういう視点で経営を されている方々、そこの場所へ行って、子どもたちが実際に体験活動する。それがあのとても重要だ なぁというふうに今考えていて、そんな方向であのふるさと教育を進めていくことも大切だなという ふうに思っています。

#### 〇岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 非常に貴重なお話を聞かせていただきましてありがとうございます。 本当に何て言いますかね、自分の仕事、また度外視してそういった教育と言いますか、研修をこうやって受け入れる。また、研修をされるような方がいらっしゃると本当にいいのかなというふうに思うわけですが、結構中学校のインターシップ等で来てくれるのはいいけれど、どう教えていいのか、どういうことを伝えればいいのかと、結構あの事業者さん等で悩まれてるのかなというのを目にしているところです。

やはりあのインターンシップもしっかりとこうやって目的をもって本当置戸の職場環境っていうものを、こうやって明確に伝えることをできるように努力していただきたいなということを申し上げて 私の質問を終わりたいというふうに思います。

#### O岩藤議長 教育長。

- 〇平野教育長〔自席〕 その研修の中で、最後にやっぱり研修場所で伝えていただきたいというか、それはやっぱり君たちの力が必要だ。これからの置戸には必要なんだよっていうことで伝えてもらうことが重要かなというふうに思いますので、そんな思いもあのその研修をさせていただく方々に伝えていきたいなというふうに思っております。
- 〇岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算 (第7号)から

◎日程第 8 議案第 8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補 正予算(第4号)まで算まで

\_\_\_\_\_6件 一括議題\_\_\_\_\_

〇岩藤議長 日程第3 議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から、日程第8 議 案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)までの6件を一括議題とします。 これから質疑を行います。 〈議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算 (第7号)〉

〇岩藤議長 まず、議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第7号)、14ページ、15ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

16ページ、17ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

18ページ、19ページ。

3項戸籍住民登録費、4項選挙費。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 プレミアム商品券の関係について質問したいと思いますけども、当初の予定よりも 大幅な減額ということで、273万円の減額ということで、いろんな理由あったのかと思いますけど も、はじめの見込みからすると、うまく町民に内容が伝わっていないのかなという心配があったんで すけど、その辺いかがでしょうか。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 当初ですが、私ども見込んでおりました対象者といたしましては、859 名の方が該当するということで、その方々が最高の5セット、最大限買っていただいて5セット、5 セットお買いになるということの前提としてプレミアム商品券のいわゆる事業費を計上したところでございます。

実績といたしましては、住民税非課税の方、803名いらっしゃった部分でございますけれども、 予算の説明でお話させていただきましたが、その中で申請いただいた方は、約3割の方に留まったこと。それから、お子様を持っていらっしゃる世帯の方全員、63名の方にお送りしたんですが、実際のところ申請いただいたのは、買っていただいたのは27名の方であったということというところで、 当初予定していた方々の部分よりも確かに下がっているということでございます。また、最高5セット、ほぼ5セット買っていただいているんですけれども、もちろんそれぞれ購入には、例えば、1セットしか買わなかったお客様もいらっしゃいますし、そういったこともございますので、予算の計上といたしましては、大幅な減額となっているところでございます。今、町民の皆様の理解というところでございますが、これ非常に住民税非課税の方というところの方々が該当になるというところで、 税情報は極めて、いわゆる個人情報の中でもかなり高いものであるので、その周知の方法には、特に意を用いることとされておりました。いろいろと広報、それから、チラシの折り込み、そういうものを種々ですね、やりながら町民の皆様にご周知させていただいたところでございますし、また、国か

らも啓発、ないしはそういうCM等も流されたところでございます。新聞報道等によりますと、概ねの自治体もおそらく我が町と同じく3割程度って言いましょうか申請があまり伸びていないという報道も見ますし、実際としては、そういう状況の中でのご利用でなかったかと考えております。

- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 そういう理由ということでありますけども、出来る限りですね、町民に丁寧に説明 をしてですね、有効に利用されるようなことを今後望みたいと思います。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 今後もこういう制度、そのほか町の施策につきましても、情報のいわゆる 提供方法含めまして適切に適時に行うよう努めてまいりたいと思います。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

20ページ、21ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

22ページ、23ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

24ページ、25ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

26ページ、27ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

28ページ、29ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

30ページ、31ページ。

2項清掃費。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

32ページ、33ページ。

質疑はありませんか。

6番 髙谷議員。

- ○6番 髙谷議員 負担金補助及び交付金について、強い農業づくり事業の内訳についてちょっとお伺いしたいんですが、いわゆる14機種の強い農業づくりの機械導入の一覧になっているんですが、ちょっと分からない点は、まず、ここには収穫機が1台も上がっていないんですが、それから、作業機を引くためのトラクターの導入もここには入っていないということで、これからどういう形で機械を導入していくのか。この事業のほかにも何か計画があるのか。あるいは、ほかの作業機については、作業機なり、収穫機が全く入っていませんから、これらについてはどういう方法で導入を考えているのか。もしその辺について知っていることがあればお聞きしたいのですが。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 今回、ご提案をさせていただいています強い農業づくり事業の補助金につきましては、この事業の対象となる機種について計上してございます。内示が出たものについては、ここに記載のとおりとなってございます。残りの作業機につきましては、令和2年度の畑作構造転換事業、また、その対象とならない倉庫ですとか、その辺のものにつきましては、北海道の単独事業であります北海道地域づくり総合交付金、ここを利用して令和2年度で手を挙げるということで聞いております。
- 〇岩藤議長 6番。
- ○6番 髙谷議員 ということであれば、ほかの作業機については、令和2年度また新たにということで、概ね揃える機械については、補助事業対象として全て行っていくということで理解していいのかなというふうに思います。強い農業づくりについても、これ広く農業者全体の事業でありますから、財源限られたところでは、この程度かなというふうに思うんですが、令和2年には改めてまたそういう事業が出てくるということでよろしいんですね。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 おっしゃるとおりで、今、拓実フレッシュ農園としましては、甜菜、小麦、芋の植え付けを予定しているところでございます。それらの作業機、また、収穫機、また、そのほかにトラックですとか倉庫、その辺についてすべて補助金で賄えるものは賄いたいという意向で令和2年度で提案をさせていただきたいというふうに考えています。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

34ページ、35ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 有害鳥獣駆除に要する経費のところで、これも367万1,000円という大幅な 減額になっておりますけども、確か駆除というか捕獲の頭数が減ったということが理由だったと思い ますけども、近年、我々農業をやっている人たちも、まだまだ鹿なり熊の被害がたくさん出ているよ という中で、実際に猟友会の人たちもメンバーが減ったりということで、捕れる頭数が減っているの かなという心配をしておりますけども、その辺はいかがでしょうか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 今回の有害鳥獣駆除の報償費と委託料の減額、同じ理由でございますけども、令和元年度の捕獲実績でございますけども、鹿が360頭、熊が10頭、そのほかにキツネが6匹ということでございます。報償費としましては、エゾシカについては、1頭当たり5,000円。上常呂にありますエゾシカファームに持ち込んだ場合、1頭当たり7,000円、それに熊が3万円。それに委託料の処理料でございますけども、処理料としましては、1頭当たり8,500円という単価になってございます。当初、500頭を見込んで予算を計上していたものですから、140頭、実績としては下がっているということが大きな要因となってございます。
- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 捕獲頭数が少ないということが大きな要因であるというふうに今聞きましたけども、 先程、自分言ったように、猟友会等の捕る人が少なくなったというか、まだまだ頭数はいるんだけど も捕りきれていないと言いますか、駆除できないものが相当数あるのかなというふうに感じておりま すけども、その辺の考えあればお聞かせください。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 農業被害、毎年調査しているわけですけども、今、ここ数年、約1,500万円 前後の農業被害で推移をしています。捕獲頭数につきましても、ここ5年平均でですね、大体480 頭くらいが平均の捕獲頭数になってございます。確かに、猟友会、皆さん高齢化になってなかなか出 動というのが限られた人しか出来なくなってきているのは事実ですけども、今のところ猟友会のメンバーが有害鳥獣駆除の班編成をしまして、その中でこちらの要請あったところでは満度に出ていて、出れなかったということはございません。ただ、先程も申しましたように、高齢化は進んでいるわけなので、これからきちっと猟友会の新メンバー、若い人たちが猟友会のメンバーに携われるようにですね、そういう施策を考えていきたいというふうに考えています。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

36ページ、37ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

38ページ、39ページ。

8 款土木費、1 項土木管理費、2 項道路橋梁費。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

40ページ、41ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

42ページ、43ページ。

3項河川費、4項住宅費。9款消防費。

4番 佐藤議員。

- 〇4番 佐藤議員 上段の方の道路橋梁整備事業に要する経費で、当初予算で1億円見たわけですよね。 結果的に4,464万8,000円ということで、4割が減額になったということなんですが、これ 委託料も工事請負費も含めてということなんですけど、これについての主要な要因と言いますかね、 当初の見込みからはですね、国との協議の中で採択部分が見込みより減ったということで、拓友橋の 事業費が工事請負費が減じたというそういう話聞いているんですけど、もっと具体的にですね、4割 も事業費が減ったという主たる要因は何なのか、もう少し詳しく説明してください。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 この件につきましては、上の地方道改修事業に要する経費の置戸川南境野線も同じこと言えるんですけれども、いずれも国からの交付金事業で実施しているものでございまして、来年、新年度に対して予算要求を早急にというか、5月から新年度の予算を要望していくわけなんですけれども、その段階におきまして、こちらの要望する額に対する交付金の額というんでしょうかね、国からの来る額がどうしても要望額に満たないような交付措置しかされないということでございまして、道路の上の置戸川南境野線であれば舗装の修繕ですので、舗装の修繕する延長で交付金に見合った延長を行っていくというようなことで対応はできるんですけれども、橋梁整備におきまして、例えば、拓友橋を要望した額に対して、その交付額で行うとすると、何ヵ年にも渡って施工しなきゃならない。今回も拓友橋につきましては、通行止めで地域の皆さんに協力していただいてやった部分なんですけれども、それが2ヵ年、3ヵ年というふうにかかってしまうと。であれば、やはり単年度で終わらせてしまおうというような配慮をしなきゃならない。そうしますと、どうしても交付金額が削減されるのを想定して、どうしても当初予算の方で多く持っていかないとならないというような状況がどうしても起きてしまうものですから、このような削減額が出てしまったというようなことになっております。
- 〇岩藤議長 4番。
- 〇4番 佐藤議員 最終的には、要望等、国からの配分ということで、それとのマッチングでこれだけ の減額が発生したということで理由は分かりました。これはですね、当初要望で国は地方から吸い上 げるんだけど、その時に、この拓友橋の工事なんですけど、その時に当然国からの配分が確定するわけなんですが、その確定というのは、いつの時期なんですか。これの入札は9月13日に入札執行っ

ていうか、3月6日まで工事期間あるんだけど、最終的には町からの要請に対して国の方から配分決 定するわけなんですけど、その決定っていうのは、いつの時期だったんですか。

- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 国の予算が付いて、新年度4月ないし4月後半には国の交付金額は確定されております。4月後半から5月頭までには確定されております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 4番。
- 〇4番 佐藤議員 次の、住宅費についても同じようなちょっと質問になろうかと思いますけど、これも町営住宅の管理に要する経費の中の工事請負費で、町営住宅の外壁との改修事業がですね、当初6棟12戸ですか、それが4棟8戸ということで、これも交付金事業で国の配分が減らされたということで、1棟2戸については翌年回しというお話でしたけども、国の配分が減ったということなんだけど、これも同じ質問なんだけど、いつこれは国からの配分というか決定がなされるんですか、去年の分について。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 これにつきましても、交付額が決定されるのは、先程申したとおり、4月入ってからになるんですけども、公営住宅につきましては、1月、2月段階でどうも付きそうにないぞという情報は先に入ってきます。なんて申しましょうかね、国からっていうんでしょうか、振興局の方から1月、2月段階で新年度の予算額はそんなに付きそうにもないぞということで、担当者が振興局と調整しながら、置戸町は新年度この公営住宅これでいきましょうというような事前に打ち合わせは、公営住宅はできるんですけども、ちょっと話戻って、道路の方は、本当に4月にならないと額が分からないというような状況です。ですので、公営住宅の方が事前に対応しやすいって言うんでしょうかね、情報としては先に入る。額の決定は一緒なんですけれども、情報が先に入るのは公営住宅というふうになっております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時42分 再開 11時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算 (第7号)〉

〇岩藤議長 議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第7号)。44ページ、4 5ページ。

1 O 款教育費、1 項教育総務費、2 項小学校費。 質疑はありませんか。 (「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

46ページ、47ページ。

3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

48ページ、49ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

50ページ、51ページ。

12款公債費。13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税。8款地方特例交付金。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。

4番 佐藤議員。

- 〇4番 佐藤議員 9款交付税のことでちょっとお聞きします。今回、普通交付税は、確定額全部1億6,800万円、全部歳入で追加しましたので、これが7月ですね、新聞で発表が決まった額。すべて普通交付税は予算措置したということですが、去年と差がありますけど、特別交付税ですね、特別交付税については、2億3,000万円予算措置しているわけですが、その前の年が2億1,000万円で、前の年、平成30年の決算では、1,770万円ほど予算より減っていたということで、決算で交付税がですねマイナス決算ということが、僕初めて見たんですけど、そんな中で今年もですね、いろいろ本州では災害が至るところであって、ただそっちの方に相当額がですね、特別交付税が措置されると思うんですが、そうすると、今年は特別交付税は2億3,000万円見込んでいるんですが、この見込みがですね、去年と同じような話になろうかと思うんですけど、相当またこの額が配分がどうなるかっていうのは、3月の末にならんきゃ分からないことなんですが、これについての見込みをどのように見てますか。
- 〇岩藤議長総務課長。
- 〇深川総務課長 議員ご質問のとおり、普通交付税につきましては、既に確定をしております。先程議員がおっしゃいました金額でございます。特別交付税につきましては、昨年も予算額を大幅に、1,770万円程度減額となった結果になってしまったということで説明でも申し上げましたが、2億3,00万円の当初予算計上しておりますが、まだ特交につきましては、3月の末の交付が待っており

ます。この金額については、まだ明示されておりませんが、昨年度の3月の交付でいきますと、1億1,300万円程度だったので、今年もその程度は見込んでもですね、2億3,000万円には遠く及ばない、2億円程度だろうというふうに推計をしておりますが、確定値ではありませんので、特別交付税については今回いじらずに2億3,000万円のままで走らせていただいております。3,000万円の減額見込みにつきましては、歳入全体の、それと歳出の減額の中では、全体でですね、決算剰余金が発生いたします。例年でいきますと、1億5,000万円程度剰余金が発生すると思います。今年につきましては、それよりもちょっと厳しい状況にはなりますが、その財源の中で、この減額を見込まれる分は十分に飲み込める金額だというふうに見込んで今回の補正予算を計上しております。

# 〇岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 基本的には、今の見解としてはですね、特別交付税は去年の並びから見ると、3. 000万円ぐらいは減額になるだろうという想定の中で見込んでいると。それであればですね、普通交付税も特別交付税も合わせて9款交付税ということであるから、その3,000万円はですね、普通交付税の中でですね、当然、特交で減額される見込みの分を見込んでですね、満度に1億6,800万円じゃなくてですね、ある程度含みを、3,000万円なのか2,000万円なのか分からないんですけど、その含みを持った中でですね、交付税の歳入を△にならないような、そういうなんていうのかな、工夫っていうのがあったんでないか、そういうことが考えられないかということで、最終的には5月末の決算ですべてが不用額が出てきて、去年も1億数千万円言ったとおりあって、そのうちの1億2,000万円が基金に充当したということで、基金取り崩しを減らしたということで、今年もそういうふうになるんだと思うんですけど、予算の組立としては、そういうことが見込まれるなら、ちょっと普通交付税でですね満度に見ないで、そこで調整額で2,000万円か3,000万円か別として、その辺のことを配慮すれば決算時にですね、9款の地方交付税が△にはならない形で持っていけるんでないかと、そういうふうに私は思っているんですが、その辺についてはどうなんですか。

## 〇岩藤議長 総務課長。

- 〇深川総務課長 地方交付税自体がですね、特別交付税と普通交付税、その他一部ありますけども、9 2%と8%の配当ということになっておりまして、普通交付税については、ある程度早い時期の決定と、それから、算出因子がこちらの方でも十分把握できる状況にはなっていますが、特別交付税につきましては、なかなかその算定要素が不確定なものがございます。議員ご指摘のとおり、財政担当の方でもう少なくなるのが見込まれているのであれば、あらかじめ補正してもよろしいんではないだろうかというお話でもありますけども、今回2億3,000万円、当初の根拠を持って今年につきましては、日赤の医療充実補助金を増額した分を上乗せした経過もありますので、見込みは見込みとして、3,000万円ぐらい減額になる見込みは立っておりますが、確定因子ではないので今回上げられなかったということで、来年度以降のこの財政運営につきましては、再度検討させていただいて、交付税全体の中で見てはどうだろうかということを参考にさせていただきたいと思います。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

6ページ、7ページ。

2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、4項社会資本整備総合交付金。 14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3項委託金。15款財産収入、2項財産売払収入。16款寄附金。17款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

18款繰越金。19款諸収入、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入、4項雑入。20款町債。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、議案の5ページ、第2表地方債補正をお開きください。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。 2番 小林議員。
- ○2番 小林議員 11ページの歳入の関係ですけども、分収林の間伐事業負担金、470万円という のがあるんですが、ちょっとこれ説明いただきたいと思います。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 この歳入につきましては、置戸町森林育成会との分収林に係る森林育成会の負担金部分でございます。場所につきましては、拓殖団地13林班9小班、面積が10.66ヘクタール。内容としましては、樹種、トドマツの60年生です。分収割合といたしましては、町20%、育成会80%となってございます。この小班を今回、間伐をさせていただきまして、事業費が930万9,332円。また、町負担分といたしましては、186万1,866円となります。その切った木の立木の売払代金ですけども、481万2,500円。町の取り分といたしまして、96万2,500円。それを一度町が立替払いをして事業費について支払っていることから、補助金と、この立木売払代金

を相殺しまして、事業費の不足分470万円を今回、育林会に支払ってもらうものでございます。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

- ○5番 澁谷議員 27ページの老人福祉施設入所者措置費に要する経費で、 計画では75名。実質で70名の入所ですということでしたけども、年度途中、退所等ありまして、そういうようなお話ありましたけれども、1,571万円という、この減額の内容について、もう少し詳しく聞きたいんですけれども。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 ただ今の老人福祉施設入所者の措置費に要する経費の関係です。説明の 中で1、571万円の減ということで、大きな要因としましては、町外の措置者がいなかったという ことでございますが、2点ほど要因がございまして、措置費単価というものがございます。その基準 単価につきましては、町の基準単価基準を定めているものがございまして、国から権限委譲された際 に町で整備したものでございます。そちらについては、一般入所者という介護認定とか、介護サービ スを使わない人たちの人数と、要介護認定を受けて、いわゆる特定入居者生活介護でヘルパー等のサ 一ビスを受ける方、その人たちの年間の人数によって区分が上がったり下がったりあります。その区 分が今年度につきましては、一段階下がりまして、一人当たりの単価が一般入所者で8.700円落 ちた形になります。それが48名で12ヶ月で500万円程度落ちております。それに加えて、平均 で1.5人ほどですね空き室があったということで、概ね280万円程度。それから、今年度、町外 の方がですね、結局、置戸の措置者が退所されて置戸の方が入れば、町の措置者はそのままプラマイ ゼロなんですけど、町外の方が減って町内の方が入ると、置戸の措置者が増えると、そういう見込み を3人ほど立てていたんですが、空いたところにまた町外者が入ってきたり、町内者が退所した後に 町外者が入ってきたりということが近年では少し多かったということで、若干見込みが3名分多かっ たということで。一人、一般入所者16万円ほどありますので、それが3名で12ヶ月で570万円 程度。それプラス入退院等の増減で合わせて1,500万円の減になったという内訳でございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

- 〇4番 佐藤議員 15ページの中程の、一般行政に要する経費の賃金について質問いたします。当初、 一般事務員1名分と、それから再雇用分6名分ということで、1,880万円程の予算措置をしてま した。これが600万円の減額ということで、内容についてちょっと知りたいんですが、説明の中で は再雇用の人が途中で退職したということと、あと、一般事務の方かちょっと分かりませんけど、そ の補助事業に振り向けたということなんですけど、補助事業はどの補助事業で何名っていうか、ちょ っと金額が大きいんで、その内訳を教えてください。
- 〇岩藤議長総務課長。
- 〇深川総務課長 前段の方で、役場を退職され方、専門員として雇っている方が途中退職を2名されております。それからですね、補助事業への従事の補助事業、農業委員会に1人、今配属をされていますので、農業委員会の2つの補助事業の一部人件費を見れる部分に充当させていただいております。それでも600万円大きいんではないかということでございますが、例年ですね、緊急の部分で臨時

の雇上げがあるだろうという部分も見込んでおりましたので、その分を合わせての 6 0 0 万円の減額 ということになっております。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

〇岩藤議長 議案第4号 令和元年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、5項葬祭諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。
  - 2. 歲入。3款道支出金、1項道補助金。4款繰入金、1項他会計繰入金、2項基金繰入金。5款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)〉

〇岩藤議長 議案第5号 令和元年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。2項介護予防サービス等諸費。4款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

3項包括支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歲入。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

6ページ、7ページ。

6款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

〇岩藤議長 議案第6号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。4款諸支出金、2項繰出金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。
  - 2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。5款町債。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開きください。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第5号)〉

〇岩藤議長 議案第7号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第5号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。 質疑はありませんか。 (「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

- 2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。
- 3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)〉

〇岩藤議長 議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第4号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費、2項農業集落排水事業費。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款使用料及び手数料、1項使用料。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。7款町債。

質疑はありませんか。

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開きください。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 ここでしばらく休憩します。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。意見調整を 行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

> 休憩 11時29分 再開 11時32分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第8号 令和元年度置戸町下 水道特別会計補正予算(第4号)までの6件を通して質疑漏れはありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 一般会計の補正予算について、全体的な補正予算の組み方としての考え方をちょっ とお聞きしたいと思います。いわゆる財政を預かる、あるいは管理する立場っていうことでちょっと お聞きしたいんですが、今回ですね、総務管理費の中では、賃金が600万円、それから道路橋梁費 で3.820万円、それから住宅費で1.260万円ということで、それぞれ大きな金額の減額があ るわけですが、ほかにも金額大きいのがあるんですけど、それはまだ3月、年度ぎりぎりにならない と確定しないとかいろんな要素がありますので、それはそれとして理由があるわけなんですが、先程、 施設整備課の方に聞いたのは、いつ確定するんだっていう、交付金がですね、国の。その期日を聞い たわけですが、いずれも橋梁費の場合も4月から5月の頭の、それから、住宅費についても同じよう な交付金の確定をするんだということで、一定程度ですね、なんていうのかな、年度の始めの方でで すね、こういうのが決まっていくと、事業が決まっていくと、国の採択が決まっていくと、そういう 状況の中である程度そうやって確定したものがあればですね、1年間に4回の定例議会があって、そ れぞれ補正予算組むわけですけど、そんな中でですね、決まったものについては速やかにですね、や っぱり減額するのが、予算を管理する者、あるいはタイムリーに予算措置するというのがですね、そ ういう観点からいけばですね、こんな5月に決まったようなものが翌年の3月まで、同じ年度内だか らそれは問題ないかもしれないけど、そこまで引っ張るというのは、いかがなものかというふうに私 は疑問に感じました。あるいはですね、小さな予算なんですけど、選挙の経費にしても、道知事選挙 が4月の頭、それから町議会議員の選挙が4月の末ですか、あと参議は9月だったんですが、こうい ったものもですね、既にもう確定しているわけですよね、ある程度の時期になれば。そうすると当然 ですね、12月あたりに確定したものが速やかに減額措置して来年度の予算に、次年度の予算にです ね、財源対策をするとか、あるいは基金の増減を調整するとか、そういったものですね、若干ですね 大雑把過ぎじゃないかなという、そういう私の感想なんですけど、そう思いましたので、これら4月 に、まあ3月に一回当初予算決めたらもう翌年の3月までいじらないっていうのはいかがなものかと、 確定したものがですね。不確定なものはもうしょうがないと思うんですよね。ただ、そういうことで ですね、その考え方について、予算を管理する立場の総務課長の見解か、どなたの見解でもいいんで すが、その考え方についてちょっとお示し願いたいと思います。

#### 〇岩藤議長総務課長。

- ○深川総務課長 議員ご指摘のとおり、大きな予算を確保しておいても執行が見込まれないものを検討しておくのはどうかというご意見もあろうかと思います。いずれも今の案件につきましては、歳入が絡む予算でございます。国の補助金、交付金を受けながらやる事業、もしくは選挙執行も委託料ということで、国の予算で最後確定するまで引っ張っているというような状況もあります。それから国の交付金でいきますと、施設整備課長が申し上げましたとおり、当初予算でもっとやりたかった事業もあります。それについては、工事の性質上、一度、入札をして金額を請負契約するんですが、若干、若干とは言えない場合もあるんですが、設計変更を行って工事入札をまた金額を変更する場合もございます。それにも限度があるだろうという考えもあろうかと思いますが、交付金、歳入と歳出連動しての今回の減額補正ということになっておりますので、ご容赦いただけないかなと思っております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 4番。
- 〇4番 佐藤議員 ですからね、交付決定がですね、交付金の決定が5月の、4月の下旬か5月に決まるっていうことは、国の方でこれは交付金事業で認定しますよということでしょ。ということは、歳入を国はこれを認めたということになるわけだから、それは理由にならないと思うんですよね。ある程度、歳入っていうか、収入かな、それは確定したという判断になるわけだから、そうするとこの事業を、あれですよね、入札かけていくわけだから、どんどん仕事をね。そうすると、今の歳入のことについての後段の歳入の話っていうのは、ちょっと理解しがたいっていうか確定した段階で、当然国が交付金については地方にちゃんと充当しますよということだと思うので、それは別な話だと思うんだよね。切り離す性質のものではないと思うんですけど、どうですか。

# 〇岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 先程の説明の中で、ちょっと言葉足らずなところがございました。4月に交付金が決定されるというお話をしましたけれども、実際のところ内示という形できます。ほぼ内示に変更はないんですけれども、それが正式な交付決定通知書として公印が押されてくるのが、これが非常に遅くてですね、今年でいけば11月とか12月とか、そのぐらいまで正式な文書でくるのがそのぐらいになるものですから、議員おっしゃられたとおり、その時点で12月でやればいいべやというのは、正しくおっしゃるとおりだったんですけども、先程の説明の中で、4月に確定するんでなくて4月に交付金額の内示がくるというふうに押さえていただければと思います。

#### 〇岩藤議長 4番。

〇4番 佐藤議員 ということは、それはあれですか。歳入に連動するっていうことなんですね、その 内示っていうのは。10月なり11月なりっていうことは、まだ未確定でその中で工事の入札を走る っていうことなんですか。例えば、住宅の改修は9月だったかな、もっと早かったね。そして、拓友橋は、いつだったろうか。それも9月ぐらいだと思った。住宅の方がちょっと早かったですよね。ということは、そこで入札をかけるっていうことは、歳入が確保されているっていうかね交付金事業で進めるっていう、そういうことで進んでいると思うんだよね。その財源ないことには町の方も事業進めないと思うので、それは水掛け論になるからあまりこれ以上は話しませんけど、要は、もう少しタイムリーに、12月の暮れの議会もあるんだから、落とせるものとかはね、そういった確定したものは速やかに予算措置、減額なり増額なりしたらいいんでないかという私の考えです。選挙の話も出たんですけど、選挙の費用については、ちょっと少額でどうのこうのということはないんだけど、少なくても4月にやった選挙は、3月まで予算を延ばすことはないと思うんだよね。最低これも確定したら道の方の報告するわけでしょ。国政選挙にしろ道の選挙にしろ実績報告を出すわけだから、そうすると国の方で、道の方で委託金を町に払うわけだから、そういう作業を見た段階でもですね、3月まで引っ張る必要性はないんじゃないかっていう、そういう私の意見ですので意見として聞いておいてください。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第8号 令和元年 度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)までの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第3号から議案第8号までの6件について討論を終わります。

これから、議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第8号 令和元年 度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)までの6件を一括して採決します。

議案第3号から議案第8号までの6件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

### (賛成者起立)

〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第3号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第7号)から議案第8号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第4号)までの6件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから

◎日程第31 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算まで

\_\_\_\_\_23件 一括議題\_\_\_\_\_

〇岩藤議長 日程第9 議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから日

程第31 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの23件を一括議題とし、これ から質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について〉

〇岩藤議長 まず、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について〉

〇岩藤議長 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 この第14号の説明でしたけども、超勤の関係で大規模災害時等は例外ですというようなお話がありましたけども、本当にこういう大規模災害が起きた時は、一番職員の方たち辛い立場になると思いますし、その後のケアというのも出てくるかなというふうに考えておりますけども、

その辺はいかがでしょうか。

- 〇岩藤議長総務課長。
- ○深川総務課長 議員ご指摘のとおり、近年ですね、多くのところで、多くの地域でいろんな災害でその復旧作業というのは、長期にわたる復旧作業、それから業務ということが発生していることがよく報道されております。この規定をですね、例外規定を設けなければ公務員は著しくこの時間を超えた場合は、業務をしないようにせざるを得なくなりますが、公務員になった以上、公務員の地方自治の本職といたしまして、住民の安全、財産、生命を守るっていうのは、自治体職員になった一番の大きな目的であります。それは、やはりそういう非常時には例外規定を設けてあたっていくと。もちろん議員おっしゃるとおり、そのケアは後程考えていかなければなりませんが、近年は、各自治体から災害を受けていない自治体からの職員派遣や、それから新たに臨時的に任用する職員も雇用してもいいですよというような法改正もなってますので、そのような対応をしながらですね、あってはほしくないんですが、そのような事態には除外規定ということにしております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例〉

〇岩藤議長 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

別冊の予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の35ページ、36ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

37ページ、38ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

41ページ、42ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

45ページ、46ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

47ページ、48ページ。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 12節委託料のところですけども、一番上ですけども、ホームページの関係で、リニューアルを7月を目処にというお話がありました。その中でですね、おけとの窓の廃止というようなお話がありましたけど、その辺の内容を詳しくお伝えください。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 おけとの窓の廃止をいたしますということでございますが、実は、このブログという形での配信は、開設当初、ソーシャルネットワークサービス、SNSですが、いわゆる浸透し始めた時期でございまして、町の情報発信の新たなソースとして期待し始めたものでございます。ですが、現在では、ツイッターですとかそういったソーシャルネットワークサービスも多様化しておりまして、その情報発信ソースも非常に浸透していることから、改めて今リニューアル合わせまして選択をしたいというふうに考えている点、そしてまた現在使用しております、FC2サイトというんですが、こちらと町のホームページを、いわゆる同時に管理をして、情報ですから最新情報を上げて

いくということを常にやっていくとしますと、事務的にも非常に2つのホームページの管理がありまして、なかなか更新等もうまくいかないというような反省点もございます。ですので、これらのことについて廃止をしまして、できましたら同一ホームページ内でそういった機能を持たせるような発信の方法がないか、今リニューアルに向けて検討しております。

- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。
  - 1番 石井議員。
- ○1番 石井議員 すいません。前のページに戻ってもらってもよろしいでしょうか。交付金、職員厚生事業交付金で今回4名分、職員の道外研修等ということだと思うんですが、先程の補正予算の中で、今年度未実施ということなんですけども、この対象者というのは、順次繰り下がるといいますか、繰り上げになって対象者となっていくのかどうか。そして、今回できるだけやはりしっかりと研修に行っていただきたいというふうに思っているんですけども、この辺どういうふうになっているんでしょうか。
- 〇岩藤議長 総務課長。
- ○深川総務課長 職員の厚生事業交付金は、一般の厚生事業の活動費と、それから今議員がおっしゃられましたように、職員の研修に係る部分の費用ということで、補正予算でも行けなかったことがあって減額をしているんですが、これは今の本町の職員の研修規定でいきますと、役場に入ってから10年目、20年目、30年目の研修がこの互助会を通した交付事業になってございます。それにつきましては、10年目の職員につきましては、集団でまとまって行くように、集団で研修を受けることも大事だということなんですけども、なかなか日程調整が合わなかったり、それから20年、30年の方におきましてもですね、業務の都合等もありまして行けない状況が近年少し続いていますが、必ず年度初めに通知をして計画立てて行ってくださいということで、自主計画での研修となってございます。10年研修につきましては、道外3泊4日以上、10万円の交付を充て、それから、20年、30年は8万円の交付を充てております。それ以上の費用は自分の持ち出しということになっております。
- 〇岩藤議長 47ページ、48ページ。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分 再開 13時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書。 49ページ、50ページ。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

51ページ、52ページ。

2番 小林議員。

- ○2番 小林議員 52ページの下から3行目、町有施設管理委託料の関係なんですが、今年から新た に業者に委託するということですけども、今まで勤務していた人については、どういうふうになりま すか。
- 〇岩藤議長 総務課長。
- 〇深川総務課長 該当する町内の業者さん、受けてくれるような業者さんとも交渉しまして、そこが受けて見積もり合わせで執行できるようになれば、引き続き継続を雇用していただけるようにお願いをしてあります。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

59ページ、60ページ。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 地域おこし協力隊に要する経費というところでお伺いをしたいんですけども、説明 の中では1名の募集というようなお話があったと思います。それというのは、今現状2年目を迎える 方がいると思いますけども、それ以外の1名ということでよろしいでしょうか。それと、もう一つで すけども、名前出していいか分からないけども、宮本さんに今までお願いをして新しい人を探しても らうようなことをやっていたという経過がありましたけど、その辺のこれからのやり方というのは、どのようになりますか。
- 〇岩藤議長 嘉藤議員、それは次のページで。

まちづくり推進室長。

- 〇坂森まちづくり推進室長 募集の人数につきましては、1名というふうに考えてはいるんですけども、まだ状況によって私どももう1回ニーズ調査を毎回するんですけども、それに応じてですけども、また人数の方につきましては考えていきたいというふうに思っております。それと、今1名いらっしゃって活動されている隊員は、そのまま活動していただけるということでございました。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 その上の委託料で、地域巡回バス運行業務委託料が出ているわけですが、どうも見ていると、あまり乗車率が高くないのではないかというふうに思うわけですが、新年度に向かって、その地域巡回バスの運行方法等の何か改善点等、考えておられるのかどうか。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 広報の紙面等でですね、この地域巡回バスについての、いわゆるPRをまずは考えております。それと、昨年度の途中になんですけどもラッピングを施しまして、実を言いますと、昨年度に比べますと利用率は微増しています。ただ、10人乗っているのかと言われたら、さすがに常時10人っていうような状況ではないにしろなんですが、多い時には6~7人ですとかそういう日もございますし、平均いたしますと大体ですけども、にこにこ号、市外線ですね。にこにこ号につきましても、平均乗車率2.3人ぐらい。それから、ほのぼの号につきましては、一番多いのが常元地区の4.3人っていうのが一番平均して多い状況でございます。徐々に認知されてきているなというところと、それから、乗り方についてもどうやって乗るんだろうかというところもいろいろと地域巡回バスの特集を広報等でも考えながら少しPRに努めてまいりたいと考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 小林議員。

- ○2番 小林議員 巡回バスの関係でね、停留所は分かるんですけども、例えば、拓殖町内は、南さん のところからずっと学校までずっと一回りして、そして中通りを通って昔の公進の方に回ってもらう とかってね、ぐるっと一回りできるような方法を考えたら、もっと乗るのかなという感じもするんで すが、その辺はどうですか。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 利用につきまして、それから、運行についてのご要望いろいろといただいております。今一理ありましたけども、例えば、ここら辺を走ってもらえないだろうかとかそういう部分もいただいております。また、そういうことについても検討は進めたいと考えておりますけれども、制約といたしましては、やはり北見バス路線があるというところは、なかなか難しいというところがあったりですとか、いわゆるダイヤが変わる、コースが変わるとダイヤも変えなきゃならないということございますので、なかなか一便増便して云々っていうことにはならないところから、今現行にあります、コース、ないしは、そのあるダイヤを見合いながらですね、検討をしなければならないということもございまして、いろいろとクリアしなければならないハードルもございますが、先程のご質問とも絡んでいると思いますけども、より利用状況、利用しやすいバスとしていくためにも、こういうようなご要望については真摯に考えていきたいと思います。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

61ページ、62ページ。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 先程はすいません。ちょっと焦ってしまいました。地域おこし協力隊の委託料ということでお伺いをしたいと思いますけども、昨年の予算では190万円ということでありましたけども、今回は130万円というような内容で、先程お話したように、特定の方へお願いをしている部分なのかどうか。今回、何か変わった部分があるのかということでお尋ねをいたします。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 募集につきましては、正直申し上げますと、いろいろと募集媒体の選定や情報提供ですとか、その他希望者の集約、ないしは、面接とかいろいろ種々、実は煩雑な事務作業もございます。自分たちでもできることは自分たちで行うということから、大分委託料も減額はしているんですけども、そういった本当の煩雑な事務部分も勘案しまして、一応、どこかにお願いをして集めていただくという方法も考えているために委託料で引き落とさせていただいたというとこでございます。なお、昨年から減額していることにつきましては、フォロー業務について見ないで、フォロー業務分につきましては、新しい隊員がいわゆる採用をして決定をして必要な職種かどうかに応じながら、また追加計上させていただくよう考えております。
- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 去年と同じ人にというところは、同じ人にはまたお願いをしないということでよろ しいですか。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 どこの方に受けていただけるのかっていうのがまだ、なんていうんでしょうか、私どももこれから募集業務をしますのでお願いしますっていう話は、全くしていないんですけれども、その受けていただけるか、もしくは自分たちで行うのかっていうことを含めても、これから募集のタイミングも含めて検討したいと思いますが、同じ方かどうかっていうのは、ちょっとまだ今の段階ではイメージはありません。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 北海道鉄道利用促進環境整備支援負担金ということでありますけども、令和2年で 2年目ということで、これで終わりだという話でしたけども、この後については、どのようなことが 考えられるかということでお聞きをしたいと思います。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。

- 〇坂森まちづくり推進室長 JR北海道に対する補助金でございますが、ちょっと重ねたご説明になっ てしまうかもしれないんですけども、もちろんご承知のとおり、これは令和元年から本年度、令和2 年度の2年間に限ってJR北海道が実施する新たな観光列車の運行ですとか、必要な車両整備、そし て、駅の利便性向上のための投資に資するということで、総額8億円程度の経費を見込んでいるとい う回答があったことから、その概ね半分を2年間にわたって北海道と私ども市町村で支援することと して、単年度の支援額を2億円としたところです。なお、この2億円の緊急でかつ臨時的な支援につ きましては、ご承知のとおり、北海道と市町村の負担割合について7対3、この道と市町村の負担割 合に基づく沿線市町村等の負担額につきましても、本町が属する石北本線が2.320万円と示され たことから、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会と上川地方総合開発期成会石北本線合同会議に 属する、4市14町1村における庁舎の有無、すいません。駅舎ですね、駅舎の有無ですとか、その 利用状況の度合いなどを勘案して、それぞれの負担額が決定されたところでございました。その結果、 本町は10万円とされたところでございます。これは、緊急でかつ臨時的なあくまでも措置であると いうことから、今年度までというところでございますけれども、今後の負担につきましては、まずJ R北海道の経営状況がどうなっているのか。そして、それの部分について国の制度改正が行われ、引 き続きどの程度の支援策が打ち出されるのかどうか。それいかんによっては、負担のあり方や支援額 についても大きく変わるものと考えております。鉄道の必要性につきましては、改めて論ずるまでも ございませんけれども、存続に向けた取り組みにつきましては、関係市町村と共に引き続き行ってま いりたいと考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 7番。
- ○7番 嘉藤議員 今のJR石北線の関係ですけども、貨物列車をはじめとしてですね、直接、我々駅舎がないにしても、きたみらい農協ということで農産物の輸送をしていることもありますから、できる限りのことは置戸町としてもやらなきゃならないというふうな思いでいますので、その辺よろしくお願いします。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 私どもは、ふるさと銀河線を廃線という部分を経験している自治体でございます。この鉄道に関しましてもひとしおだと思っております。今おっしゃられたとおり、もちろんですけども、国、道、そして、関係市町村と共に同じ足並みを揃えて頑張っていきたいと考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。
  - 1番 石井議員。
- ○1番 石井議員 ただいまの鉄道利用の上になりますけども、女満別空港利用促進協議会負担金ということなんですが、道内の空港が、なんていいますか、一つの会社として運営をされるというふうに変わっていくと思うんですけども、この協議会等に何かそういった部分で変化等々があるかどうかお聞かせを願いたいと思います。
- 〇岩藤議長 まちづくり推進室長。
- 〇坂森まちづくり推進室長 ご承知のとおり、女満別空港は民営化されたところでございますけれども、

この協議会のあり方もどうしたらいいだろうかという協議もございましたが、やはり女満別空港を応援していくという体制、そして、その地域としても盛り上げていくという体制のことから引き続いて、経営母体は変わりましたけども女満別空港を応援して盛り上げていくという今までの趣旨のもと活動していきたいということでございました。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

65ページ、66ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

67ページ、68ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

69ページ、70ページ。

2項町税費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

71ページ、72ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

73ページ、74ページ。

3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

75ページ、76ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

**77ページ、78ページ。** 

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

79ページ、80ページ。

5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

81ページ、82ページ。

6項監査委員費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

83ページ、84ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

85ページ、86ページ。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 福祉バスのラッピングの関係ですけども、もうデザイン等は決まっているのでしょうか。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 福祉バスのラッピングでございますけども、まだ図案等は何もありません。新年度入ってからですね、専門業者に委託を考えております委託料、道内2事業所あるんですけども、ラッピングとデザイン両方行えるのはですね、札幌にある事業所のみということで、そちらを予定をして考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

87ページ、88ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

89ページ、90ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

91ページ、92ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 今回、高齢者保健福祉計画策定のために高齢者ニーズ調査をするということなんですけども、非常に実情として高齢者ニーズ対象者がですね、なかなか回答できないというような状況の方が多分にいらっしゃると。場合によっては、聞き取り調査でもしないと正確なものが分からないんではないかというような思いでいます。その辺はどのように対処するのかをお知らせください。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 ニーズ調査につきましては、3年置きの介護保険事業計画策定ごとに実施してございます。最近につきましては、国が示すニーズ調査の内容プラス町の独自の項目を何点か載せて回答をいただいております。前回、平成29年度、大体2分の1抽出でお願いをしているものですから、650票送付中、回収が467票ということで、置戸の高齢者の皆さん、とても優秀って言いますか、協力をしていただいておりますので、71.9%の回収率ということで非常に参考とさせていただいているところです。各ヘルパーですとか、ケアマネージャー等が関わっているところに対しては、聞き取りを中心に行ったり、こちらに来ている方については、そちらで聞いたりですね、できるだけ分かりやすい項目、字の大きさ、後、返信用の封筒もですね、昔は小さい封筒だったんですけども、折りやすく大きな封筒にしたり、いろいろ試行錯誤をして回収率ですとか、正確な回答を得られるように努力をしているところでございます。
- 〇岩藤議長 1番。
- ○1番 石井議員 12節ですか、委託料。高齢者二一ズ調査業務委託料。これはどこに頼まれるんで すか。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 もともと自前でこのアンケート調査を実施してですね、私が一生懸命入力をしていたんですけども、なかなか膨大な量で前々回から、この調査の委託しております。当初は見積もり合わせで、こういう業務ができるのが道内2箇所程度ですので、それと町にそういう法令にかかるような業務で行き来しているような業者ですけども、その中でも特にそういう研究員、委託料として想定しているのは、研究員2名。それから、アンケートの調査票の印刷ですとか、封入、そういったものを委託想定をしておりますが、前回はぎょうせいという株式会社に委託をして、今回もこの1社随契ということを今現在は想定をした予算計上でございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

97ページ、98ページ。

質疑はありませんか。

6番 髙谷議員。

- ○6番 髙谷議員 老人福祉事業支援に要する経費の、いわゆるはなおけとに対する800万円と。これは、新年度が最終4年目ということであったんですけども、成果としてどのように、いわゆる入居者のためだというふうに思うんですが、いわゆるはなおけとの今の現状というかこれを行ったことによってどういうふうに成果が現れて、今後こういう支援が必要なのかどうなのか。従来の150万円に戻して、その状況で今後安定的にやっていけるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 このグループホームに対する運営安定化事業ということで、それまで平成29年度までですね150万円ということで、あくまでも介護報酬減額に伴う差額という部分で支援をしておりました。この当初ですね、改正した当初も資金繰りが成り立たないと。このままでは職員も雇用していくような体力がないということで、議員の皆様にもかなり協議をした中で改正を行い、4年間の基本的には時限立法的な要綱を立ち上げて実施しております。当初、1,900万円ぐらいの累積赤字があったものがですね、この3年経過しようとするところでは、もう見込みで700万円ぐらいに減る見込みをしております。当時、職員の給与も払えないような状態だったところでしたが、現在のところそういった負の循環って言うんですか、給料が安い、遅れるというところでまた職員が辞めてしまうとかそういった部分は回避できたと考えております。

一番の減収の要因となるのは、利用者の稼働率が下がれば、それが基本的にはほぼ要因として上がってくるところでございますが、今年度については、稼働率も90%を超えているのが平均となっておりますし、今日現在でも満床となっております。そういった部分で平成29年度でも、その単年度収益で補助金入ってですけども、570万円程度の黒を出しておりますので、その分累積の赤字も減っております。令和2年度、今の要綱の切れる年でございますけども、そこの800万円を出したところでは、もうある程度2~300万円の累積赤字のところまで軽減できるのではないかと判断しております。令和3年度以降、この要綱についてどうするかということでございますが、ある程度軌道に乗ってきておりますので、やはり問題となっている空床、空き室が出た場合、それから長期入院が出た場合、それから総合計画の時にも多少言いましたけども、例えば、要介護5で入ったけども職員の経営努力で要介護1になったと。それで減収になってしまった部分の成功報酬的なもの、そういった施設の努力に関わらず出てしまった差額、そういった部分を中心にですね、次期の要綱を考えていきたいと思っております。

#### 〇岩藤議長 6番。

○6番 髙谷議員 当初、この事業っていうか、3,400万円が3,500万円になったんですけども、 これ行うことのいわゆるハードルとして当初、貸し付ける時の入床率から90%を超えるようなもの に上げるよっていうことが一つの目標だったんですが、トータルして貸し付けてからトータルして現 在に至るまで、貸し付けする以前と比較して、入所率、平均値を取るとどうだったのかということもちょっと知りたいんですが、一時的なことじゃなくて、それは安定的に達成できているよということであればいいんですが、この資金を貸し付けたことによって、それが成果が出るとすれば、それは一体どういうことが成果に結びついているのかもちょっと知りたいんですが。

- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 こういったものをですね、安定化事業ということで補助することによりですね、職員も安心して勤められているという部分では、こんな給料も遅れるとボーナスも当たらないような施設は、もう辞めてしまうっていう、辞めてしまおうかみたいな話もですね、職員間にあったと。そういう状況は、もう今はないと聞いておりますし、外部からの公表ということで、調査会社がですね、公表制度ということで入ってくるんですけども、そこでも中で行っている事業ですとか、利用者に対しての扱い、そういった部分もいいですねということで高評価をいただいております。町といたしましても、お金の面でも今回こういった助成金出しておりますが、それまでよりも一層ですね、経営ですとか、利用者の確保、こういった部分で連携を強化しておりますので、本来であれば町内に元々いる方なんですが、その辺、地域密着型のサービスの法的な部分を違反するようなことはしないですが、ある程度ルールを作ってですね、そういった方の対応も連携をとって行っているという部分では、そういう利用者の確保も協力をして空きが出ないような体制は、前よりは確実に良くなっていると思いますので、こういった3ヵ月も4ヵ月も空き室が出るという状況は最近ないという状況は、確実に改善したというふうに言えると判断しております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

- ○1番 石井議員 非常に項目がなくて、どこで質問しようかなというふうに思っているんですけれど も、老人福祉施設は指定管理料をこうやって収めているわけでありますが、第6次総合計画の実施計 画書には、令和2年にトイレの改修という項目が載っておりました。委託している以上、そこの働く 職員の環境改善のためにも、少しでも早くトイレ改修をしてあげた方がいいのではないかというふう に思っているわけですが、何故この新年度予算でこうやって早期に、その予算案と言いますか、工事 費等が出ていないのか、ちょっとその辺をお知らせ願います。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 老人ホームの関連でですね、一応、要請を毎年いただいて、いろいろな事業を予定しております。総合計画の中でも計上している事業もあります。今年度の当初予算に計上した老人ホームのそういった改修の部分では、電気の関係、地中開閉器の改修、これはほんとに急ぐということで当初予算に計上しております。職員トイレの部分、あと、利用者のトイレの部分もほかに予定は今のところしているんですけれども、その段階でですね、トイレも非常に早くやらなきゃならない部分でもありますが、ちょっと判断としては6月以降の計上ということで予定をしております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。 99ページ、100ページ。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

101ページ、102ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

103ページ、104ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

7番。

- ○7番 嘉藤議員 健やか子育て応援事業に要する経費の中で、紙おむつ、ゴミ袋ということでの費用が出て、消耗品代ということででておりますけども、これは置戸独自と言いますか産まれた子どもがその年の対象になるということで、子ども全員が対象になるような事業ではないということを前に説明を受けておりましたけども、利用者からは、そういうような声は上がっていないんでしょうか。もっと広くしてくれみたいなお話っていうのは出ていないんでしょうかということでお聞きをいたします。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 18歳の春という応援事業の方は経過措置があるのに、紙おむつはなぜ 経過措置がないんだというご意見は、多少いただいておりますが、最初の頃は、若干数名からそうい うご意見いただきましたが、その後は特にご意見なくですね、1歳から3歳までまとめて180袋想 定しておりますし、コットンバックもつけて非常に喜んでいただいているということで考えておりま す。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 7番。
- ○7番 嘉藤議員 ここで一緒にはならないのかもしれませんけど、他の町村に行きますとですね、老人の紙おむつのゴミ袋ということもやってるようなところもありますけども、そういうのは町の政策ですからいろいろあるとは思いますけども、できればニーズに応えていただけるような施策にしていただきたいと思いますけど。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 はい。高齢者の紙おむつについて、どう考えるのかというお話もあったこともあります。実態としてですね、置戸町内における要介護4及び5、おむつを常時使うような高齢者は、施設が充実しておりますのである程度心配になってくると、養護老人ホームに入る利用率がかなり近隣に比べると高いです。実際、デイサービスですとか、ヘルパーを使っている4とか5の方は1名ないし2名の状況が続いております。要介護4及び5の方につきましては、介護保険の地域支援事業の方でですね、家庭介護用品支給事業というのがございますので、そちらの方の利用を含めるとですね、実際そういった事業をしても対象者がいないということで、現在早急に制度を創設する必

要はないと判断をしております、現在のところ。

- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 2番。
- ○2番 小林議員 104ページのこどもセンターの補助金の中で説明あったんですが、森林認証材を 使うということなんですけど、中身をもうちょっと詳しく教えてください。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 森林認証材、いわゆるSGECについてなんですけれども、構造材で土台、橋、梁、小屋、屋根、羽柄、置戸町の認証材をカラマツ、トドマツを使用するというような指定を行う予定をしております。設計数料としましては40. 1 ㎡ということで、置戸のプレカットセンターでも加工ができる汎用性のある在来軸組工法ということを想定しております。
- 〇岩藤議長 2番。
- ○2番 小林議員 トドマツとカラマツ、どういうふうに使うんですか。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 後程、解答させていただきます。どのようにというのは、部材としての場所にっていうことですか。どういう加工。
- 〇岩藤議長 2番。
- O2番 小林議員 カラマツはどういうふうに使って、トドマツはどういうふうに使うのかってちょっと聞きたかったのさ。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 後程、解答させていただきます。
- 〇岩藤議長 よろしいですか、2番。後程で。
- ○2番 小林議員 はい。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 1番。
- ○1番 石井議員 この改修工事の中で、いわゆるオリンピック材というか、あれは間に合わないんですよね。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 間に合いません。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

105ページ、106ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

107ページ、108ページ。

質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

109ページ、110ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

113ページ、114ページ。

質疑はありませんか。

1番

- ○1番 石井議員 保健活動等に要する経費の中で、一般質問の中でもあったんですけれども、保健師 を派遣してもらう。実働としてどれぐらい置戸にって、主にどのようなお仕事をされるのか、もう一 度詳しくお知らせください。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 保健師の関係ですけども、前段説明いたしましたとおり、残念ながら正 規職員での応募がなく臨時職員ということで予定をしております。その臨時職員としては、応募がされる予定、ほぼ予定となっていてですね、人物も大体目星は立っているところなんですが、国民健康保険団体連合会の方から派遣ということにはなりますが、人的にはこちらで見つけなくてはならなくてですね、向こうの方に誰かよこしてほしいんだというふうに頼んできてもらえるというものではございません。

こちらで何とか見つけてですね、その人に対して月に20日間程度予定をしております。国民健康保険団体連合会の負担金で予定しているのが8日間分で一般会計で見ているこの報酬、保健師分で164万3,000円ということで、月の稼働は20日間。ちょっと町外の方を予定しているものですから、以前にもそういう形で雇用していた時もありますが、主に訪問ですとか、事業の協力ですとか、地区担当は持っていただいて訪問活動はしていただくというような予定はしております。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

115ページ、116ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 石井議員 今回、新しくPET-CTの補助をするということなんですけど、まずどのように PRをされるのか。そして、もし10名を超えるようなことがあった時どう対応するのかというのと、 あと、なんて言いますかね、あくまでも脳ドックと一緒でPETの、その予約等はその当人がしなければならないのかどうかをお聞かせ願います。

- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 まずPRにつきましては、各保健師の活動においてですね、いろいろ検診の受診勧奨ですとか、そういった部分に合わせてチラシの配布ですとか、広報により周知はホームページですとかしていきたいと考えております。その費用につきましては、11万5,000円のうち、7万7,000円の補助になりますので、3万円少し、3分の1の負担金が発生しますので、10人がいいのか、20人がいいのかという部分では検討はしましたが、とりあえずそういった費用の面もありますので、10人ということで、まず状況を見てですね、その後、希望者の状況を見て判断していきたいと考えております。

利用につきましては、今、このPET検診、PETがん検診についてですね、委託の組み方、利用の仕方、PETセンターの方と打ち合わせを概ねしているところなんですけども、基本的には脳ドックですとかそういった部分と同じくご本人さんが申し込んで受けるものに対する助成という流れで考えております。

- 〇岩藤議長 1番。
- ○1番 石井議員 このPETのなんて言いますか、機械というのが新しくできた北見日赤、それから 帯広にもあるというふうに聞いているんですが、どちらを使っても構わないということでよろしいで すか。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 想定しておりますのは、やはり改築当初のですね700万円程度、町でも北見日赤の増改築については負担をしております。そういう観点ですとか、あと圏域の部分を考えてもですね、やはり基本的には北見日赤のオホーツクPETセンターのご利用という部分で、そちらのみ委託をしようと考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

117ページ、118ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

119ページ、120ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 葬斎場に要する経費の、120ページの上段の方の委託料の葬斎場と管理委託料というのが350万円ほど計上されてますけど、これは一般的に中里の葬斎場を含め、町内の墓地、何箇所かありますけど、その管理の委託料ということで合わせて350万円ということでよろしいんでしょうか。

- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 ご質問のありました葬斎場と管理委託料につきましては、葬斎場にかかる火葬業 務ですとか、墓地の管理を含む委託料となっております。
- 〇岩藤議長 4番。
- ○4番 佐藤議員 墓地の管理ということでちょっとお聞きしたいんですけど、私の家のすぐ隣に置戸 の葬斎場と墓地があるんですけど、常時あそこの前通るんですけど、墓地の管理の委託の算定として、 例えば、1年におおよそ何日分とかね、そういった算定の中で墓地の管理がですね、この350万円 の算定の根拠となるですね、毎日管理しているわけではないと思うので、相当数、夏の間、管理日数 をおおよそ算定して委託していると思うんですが、いわゆる墓地の管理についての人件費というかそういった日数というのは、おおよそどれぐらいを見てるかちょっと示してほしいんですけど。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 墓地の管理につきましては、草刈り作業として年間100日を見ております。また、花壇の植栽及び管理として35日、水槽の設置及び撤去、給水作業を含めまして14回を予算として積算しております。
- 〇岩藤議長 4番。
- ○4番 佐藤議員 実はですね、毎日あそこ通って平成30年度の管理の状況と31年度、令和元年で すか。その状況を見ると随分違うなというのか、30年まではあそこ诵っても花壇管理から草の雑草 の処理から、非常に手が入っていてですね、綺麗に管理されてるなっていうことで感心して見てたん ですけど、昨年はですね、その方がなんかちょっと身体具合悪くて、もうそこは辞めたんだというか、 管理の方は辞めたんだということで、霊柩車の方の手伝いに回っているということで、その人は見え なかったんですね。それで、去年ずっと見てたら、夏ぐらいから花壇の花が枯れてたり、あるいは、 あそこ水道が走ってて営農用水から一般の簡易水道に配管の切り替えがあって、あそこ掘って工事や ったわけなんですね。そのやった跡がですね埋め戻しして、埋め戻しはしたんだけど従来のようなで すね、芝で埋め戻してるわけじゃなくて、なんて言うのかな、そのままそこの土で埋め戻して石がゴ ロゴロして、非常に管理しづらいような、あんな状況ではですね草刈もちょっと困るんじゃないかな と思って見てたんですが、そういったことで、ずっと毎日通るからあそこ見てたんですけど、どうも ちょっと管理がですね前の年よりかちょっとおろそかになってるなという、そういうふうに見てるわ けなんです。それで、1年間の委託契約をして業者さんにお金払っているんですけど、万が一ですね、 今100日だとか、花壇が35日だとか、他が14日だとかそういう実績というかね、そういったも のの管理簿っていうか、終わった段階できちっとそれが町の方に報告されて、それに基づいて町の方 が年に四半期ごととか2ヵ月に1回かどうか分かりませんけど、それに基づいて委託料支払っている んだと思うんだけど、管理の実態ということをね、きちっと確認されてるかどうか。その辺がちょっ と疑問に思ったわけなんですね。そういった実態というのを単純に言えば業者から請求上がって1年 間っていうかね、その管理分を払ってるのか、そういった管理簿だとか、あるいは終わった段階での 写真を付けるとか証拠書類をきちっと出して、そして町からですね委託料の支払いを受けているかど うか、その辺の確認方法はどのようになっているかちょっと疑問に思ったんで確認方法を。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 ご質問のありましたお墓の管理につきましては、今年のお盆前にですね、本来ですと置戸中里墓地の墓地前の花が、いつもは綺麗に咲いてお盆にお見えになる方を待っているような感じで咲いているんですけれども、今年はお盆前にですね、先程、議員さんもおっしゃられてましたとおり、いつも慣れている方が草取りをしてたわけではなく、除草剤を撒いたのが花にかかってしまいまして、ほぼお花が枯れてしまっていたというのが現実でございます。草刈りにつきましても、100日と申しましても各地区のお墓の草刈をしているものですから、それぞれのお墓の場所をお盆近くになりますと毎週のように刈っていただいているわけなんですけれども、やはり置戸でいうと斜面の部分の草刈りがあんまり良くないということで、町民の方からもご指摘がありました。

先程、議員の方から言われました、管理の関係なんですけれども、委託業者からは毎月月報が上がってきます。どういう作業で何日勤務したということは上がってきているんですけれども、実際に草刈りが終わったからということで、草刈りの写真を添付しているわけではございません。町民からの苦情ですとか、うちの職員の方からの声かけですとか、うちの方でいくとお盆近くなりますと、お墓の方はお水の関係もあるものですから、適時巡回はしているつもりなんですけれども、その時に発見をしたりして、今回のお墓については厳重に業者の方に注意をいたしました。来年以降、すいません今年からですね、ちょっと写真添付がいいのかどうかっていうのは今の段階ではちょっと何とも言えないんですけれども、業者の方に草刈りの面とお盆に帰って来る町民の方のお墓でもありますので、そこをせっかく来ていただく方が、お花もなく何もない殺風景なお墓に来るんではなく、その時に合わせてきちんとお花が咲いているような状況の管理をしていただきたいということで、今年は委託業者の方にもきつく申し上げたいと思います。また、私ども職員につきましても、お盆だけではなく、7月ぐらいからですね結構巡回して回ってはいるんですけれども、その中で発見次第、業者の方には強く言ってまいりたいと思います。

### 〇岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 分かりました。それで、多分ずっと専従でやってこられた方が急に身体が具合悪くなって去年できなくなったと思うんですね。その人の対応として、なかなか見つからなかったんだと思うんですけど、それについては、万が一ですね予定してた100日の稼働がですね、70とか80とかできない場合については、それはそれとして、やっぱりしっかりとですね稼働してない日数については差っ引いてですね、きちっと日数にあった契約に基づいた委託料を払うべきだと思うんですね。多分僕の見た感じでは、相当秋口ですね、9月のお彼岸の時期になっても町外からもいっぱいお参りに来るんだけど、そのままになって荒涼とした形になっていたので、おそらく手が回らなくてそこまでいかなかったんだろうと思うんだけど、それはそれとして手が回らなくて100日分の予定がですね、70もしくは80になった場合にはね、それはそれの実績に応じてきちっとした減額を委託料で計算して、それに合った委託料の支払いをちゃんとやってもらいたいと思います。満度にきちっとやれば来年からやってもらえればいいと思いますが、その辺ちょっと意見として申し述べたいと思います。

## 〇岩藤議長 町民生活課長。

〇渡邊町民生活課長 本年におきましては、委託料全体的なんですけれども、月報ときちっと照らし合わせた上で業務が執行されているか確認の上、委託料の方を支出してまいりたいと思います。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

- ○1番 石井議員 環境保全に要する経費、一番下にあります住宅用太陽光発電システムの設置費補助 金1件分、28万円とありますが、10年前よりも電気の買取価格が、もう5分の1以下になろうか という時に、非常にこのメリットというか太陽光を設置するメリットというのがあまりないと。ということは、この補助金についても利用者がいるかどうかっていうことでちょっと不安に思っているわけですが、あえてそのメリットを求めるんだったら、今流行りの蓄電型の太陽光システムを設置しなければ何のメリットもないのかなというふうに思うわけですが、その分、高い設置費用になろうかというふうに思います。この補助金の額をこうやって上げる考えというのはあるのかないのかお聞かせ願いたいというふうに思います。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 太陽光発電システムの補助金につきましては、平成22年度より実施をしております。置戸町におきましては、出力1キロ当たり7万円、上限28万円ということで今まで補助を交付しております。太陽光発電につきましては、買取価格が下がってきているということですけれども、環境に優しい発電システムというのは大切なことだと考えております。ですので、補助については引き続き交付していきたいと考えております。また、本年におきましては2件ばかり、実は1件しか予算はないんですけれども、今の段階で2件程問い合わせが来ております。また、補助の内容なんですけれども、蓄電設備については、実は、本町においては補助対象とはなってはいないんですけれども、今後ですね、時代に合わせた補助金の交付方法について今後検討してまいりたいと考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

121ページ、122ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

123ページ、124ページ。

5款労働費、1項労働諸費。

質疑はありませんか。

2番。

- ○2番 小林議員 124ページ、一番上の委託料の関係なんですが、じん芥処理の委託料4, 300 万程ありますが、毎年増えているんですが、人口が減るとゴミの量も減ってると思うんですが、その 辺の算定はどうなっているんですか。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- 〇渡邊町民生活課長 じん芥処理業等業務委託料の中には、収集業者の委託と生ゴミ処分料、また燃や すゴミの処分料がこの4,347万8,000円の中に入ってございます。この中で本年の予算計上と

しましては、焼却対象ゴミが平成30年度の精算単価を暫定単価として見ているため、昨年に比べ1 8万6,000円減額しております。じん芥収集運搬業務委託料につきましては、人件費の増と消費税引き上げ分、合わせまして35万2.000円の増額となっております。

ゴミの量につきましては、本年におきましては生ゴミにつきましては減ってきておりますが、燃やすゴミにつきましては横ばいとなっております。ゴミの収集につきましては、月曜から土曜日まで祭日を含み毎日運行しております。また、ゴミステーションの数についても以前と変わらず、今も157戸ということで分別収集が始まった16年よりステーションの数は減ってはおりません。また、ゴミ出しのルールにつきましては以前より守られてきていると思いますが、依然として違反ゴミの取り扱いなどに業者の方で違反ゴミシールを貼ったりする手間というのはかかっておりますので、人数が減ったからといって収集業の方が減るということはないというふうに考えております。

- 〇岩藤議長 2番。
- 〇2番 小林議員 分かりました。その下の留辺蘂でやってるリサイクル資源物関係が増えているよう なんですが、もうちょっと中身教えてください。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 リサイクルセンターの処理、すいません、リサイクル資源物処理委託料につきま しては、廃プラスチックの暫定単価につきましても、2年前の単価を使用しております。また、管理 費のうち、人件費、諸経費の委託料が上がっておりますので、その分が増額となっております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

125ページ、126ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

131ページ、132ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 あの、交流センターの関係で、予算には直接関係ないんですけども、日の出橋の下

流の方の右岸側というのかな、左岸側というのかな、ダムの警報の装置がありますよね。あそこに2 反か3反、確かゆうゆの土地だと思うんですが、僕らがいた時には、大根作ったり何かしてたんです が、ずっとその後、休んだりして今、よもぎ生えたり草が生えたりしているんですが、その活用をど ういうふうに考えてるのかちょっと聞きたいんです。

- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 今、議員のご質問の、ふれあい農園の前、道路向かいの三角の土地だと思います。 あの土地につきましては、当初、勝山温泉ゆうゆの駐車場敷地ということで取得をして、その後、農 地転用の手続きも完了しているところでございます。ただしですね、駐車場として利用するにはちょ っと不便であるということから、町有地として管理することとしているところでございます。一時は おっしゃるとおり、指定管理者がですね農作物を作ったりして管理していましたが、現在はですね、 特に利用されずに雑種地ということになっています。今後の利用についてですが、現在のところ正直 何も決まっておりません。勝山温泉ゆうゆとも相談をしながらですね、活用方法を模索していきたい というふうに考えています。なお、それまでの間ですけれども、観光施設の周辺ということもありま すので、ふれあい農園と合わせまして、景観に配慮しながら管理をしていきたいというふうに思って おりますので、ご理解よろしくお願いいたします。
- 〇岩藤議長 2番。
- ○2番 小林議員 今言ったように、確かに隣っていうかね、道路の左、右側の公園の用地ですから周 辺を綺麗にしていただくことも当然なんですが、できれば、なんて言うかな、春、夏、秋とうまく、こう景色のいいようなひまわり植えたり何かするような方法も考えていただくのが一つと、それから 3 反かそこらあると思うので道路と一緒の高さにして、大型の車が駐車できるように土を盛るという かそんなことも考えるのも一つの方法かなと思うんですが、それは、来年以降考えていただくとして、とりあえず綺麗にしていただくことが最大限かなというふうに思います。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 活用方法につきましては、ゆうゆとも十分相談させていただきたいと思います。 またそれまで、今、議員からもありましたように、景観緑肥ですとか、花を植えるですとか、その辺 に配慮してまいりたいというふうに考えています。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 7番。
- ○7番 嘉藤議員 その下と言いますか、工事請負費のところで喫煙所の設置ということが出ておりましたけれども、場所的にはどこを考えているのか、どのような状況で喫煙所にするということでお伺いしたいと思います。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 今の喫煙所の設置予定場所といたしましては、玄関に向かってですね右側、通路 に屋根が付いているところの端の、元々堀合水産で干物等売っていた小屋があります。そこの小屋を ですね、ちょっと移設をしまして、あそこの場所に設置をする予定で、裏口から出入りができるというところを考えているところでございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

133ページ、134ページ。

6番 髙谷議員。

- ○6番 高谷議員 果樹・園芸作物圃場に要する経費というところで、毎年聞いているんですが、まず 昨年のジーガ、セーベル、アムレンシス、山ぶどう。それから、イチゴ、ハスカップ、ブルーベリー と。これらの収量について、まずお伺いをしたいと思います。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 ぶどう園の収穫量ということでございますけども、令和元年度、今年度の収穫量でございますけども、ジーガレーベが対前年7キロ増の8キロ。アムレンシスが対前年77キロ増の129キロ。山ぶどうは、対前年20キロ減の88キロとなっております。あと、セーベル等につきましては、凍害のため収量はゼロということになっています。全体では、前年より64キロ多い225キロの収量となっております。また、小果樹ですけども、小果樹につきましては今年度、凍害とうどんこ病が出た関係から、ブルーベリーのみの収穫でですね、その収量につきましても4キロということになってございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

135ページ、136ページ。

6番 髙谷議員。

- ○6番 髙谷議員 苗木の関係について、説明ではアムレンシス500本というふうになってたんですが、昨年はジーガとアムレンシスだったような気がするんですが、このジーガレーべについては、先行きどうも収量、期待はできないと。これからはアムレンシスとか山ぶどうに特化して、そっちの方でやると。その方が十分収穫、相当期待するほどの収穫ではないんですが、そのほうが期待できるということだと思うんで、これはジーガはある程度、あれですか、今ある部分について、これ以上は伸ばさないということでよろしいでしょうか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 今現在ぶどう園に植わさっている品種と本数でございますけども、今現在、C団地、D団地を中心にですね、ジーガレーベが735本、アムレンシスが935本、山ぶどうが133本となっているところでございます。ジーガレーベですけども、今議員が言うように収量が見込めないのでっていうことではなくてですね、やっぱり苗木を作るのが難しいということで、来年打診をしてたんですけども、苗木は手に入らなかったという状況です。アムレンシスにつきましては、500本手に入るということでですね、来年はアムレンシスの方を植え付けをしていきたい。また、ふれあい農園で今挿し木をしてます。その挿し木がですね、キャンベル、赤の品種になりますけども、それが600本。ポートランド、白の品種になりますけども465本。今のところ順調に生育してます。それがあと1年、ふれあい農園、勝山の方で苗木を育てて、再来年にはぶどう園の方に移植ができるだろうというふうに考えておりますので、その時には、C団地、D団地、またB団地位まで全部苗木

が植わさるかなというふうに考えています。その勝山ふれあい農園につきまして、これからも継続的に続けていきたいと、挿し木をしていきたいというふうに考えています。

- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 4番。
- 〇4番 佐藤議員 その上のですね、ぶどう栽培技術指導委託料で、去年48万円で今度60万円ということで増えたんですけど、これはあれですか、従来の北海道ワインの顧問さんの指導で今年はさらに回数を増やすと、そういうことでよろしいですか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 ぶどう栽培技術指導委託料でございますけども、お願いをする先は、今申したように、古川顧問、元なんですけども、実は昨年12月をもちまして北海道ワインの方、退職をしてございます。それでですね、今回から、今年からフリーになるということでですね、今までは会社を通して委託料ということでお願いをしていてですね、1回に8万円、1週間くらいいていただいて8万円、それを年6回で見てたんですけども、今回、回数は変えないんですけども、やっぱり単独で動くということになりますので、1回に10万円、1週間で10万円という単価を見込んでですね、6回で60万円という計上をしてございます。指導内容につきましては、従来通りということになります。
- 〇岩藤議長 4番。
- 〇4番 佐藤議員 これ1回ということは1日ということじゃなくて、例えば、1週、2日か3日か、 その指導の内容については1日で終わらない場合もあるけど、そういうカウントの仕方でいいですか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 1回というのは、今1週間単位で見ています。5日間ですね。月曜から金曜までということで1週間単位で見てます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

137ページ、138ページ。

質疑はありませんか。

4番。

- 〇4番 佐藤議員 多分自分は聞き漏らしたんだと思うんだけど、中程の道営土地改良事業に要する経費の負担金の関係なんですけど、5,195万4,000円。道営事業についてはですね、これ参考資料で、42ページで補足っていうかきちっと算定されて、この部分についてはですね、町の負担が4,270万4,000円ということで、この差ですね。5,100万円とこの差、92万円程あるんですけど、これ以外のですね、この表以外の事業がどんな事業を負担金として想定されているのか、ちょっともう一度示してください。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 はい。道営土地改良事業に係る分担金の内訳でございますけども、今、議員がおっしゃられたようにですね、畑総事業といたしまして4,270万4,000円、またその他にですね、今回新たに農地中間管理機構関連農地整備事業ということで、拓実北地区、拓実南地区、ここの事業

内容といたしましては測量調査になります。その事業費が5,000万円。国が62.5%、道が32.5%、町が5%負担となります。5,000万円の5%ということで250万円が町負担。そのほかに、通作条件整備事業、基幹農道整備保全対策型ということで、町道幸岡雄勝線の測量調査があります。それがですね、事業費が3,000万円、国が55%、道が22.5%、町費、町負担が22.5%ということで、町の分担金といたしましては675万円、合わせまして5,195万4,000円となっています。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

139ページ、140ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

7番。

- ○7番 嘉藤議員 有害鳥獣駆除に要する経費のとこですけども、昨年度よりも駆除頭数を減らしたということで金額も下がっているものと思いますけども、1頭あたりの駆除単価みたいなものは変えるとか変えないような話もあったと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 1頭当たりの報償費につきましては、先程、補正のところでご説明したかと思うんですけども、今回、報償費としましては同額の1頭当たり、エゾシカですけども5,000円。ただし、上常呂のエゾシカファームに搬入する部分がですね、今まで1頭当たり7,000円のところを今年度、令和2年度からは1頭当たり1,000円増額して8,000円ということで計上してございます。
- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 いつも言っているんですけども、高齢化が激しいということで後継者がなかなか少ないというところでは、駆除やなんかにも支障がだんだん出てくるのかなという心配をしておりますので、今後においても新しい猟友会員が増えるような施策を執り行っていただきたいというふうに思います。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- ○蓑島産業振興課長 はい。猟友会とも十分相談をしながら、新しい若い人が増えてくれるような施策 を検討していきたいというふうに考えています。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

141ページ、142ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

143ページ、144ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

145ページ、146ページ。

質疑はありませんか。

1番。

- ○1番 石井議員 昨年の植樹祭、植えるのに大変楽なポット式と言いますか、今年はどのように行う んですか。
- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

147ページ、148ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

149ページ、150ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

151ページ、152ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

153ページ、154ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

155ページ、156ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 ここでしばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 14時29分 再開 14時50分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第25号の質疑について答弁漏れがありますので発言を許可します。

地域福祉センター所長。

- ○須貝地域福祉センター所長 先程の小林議員のご質問をいただきました森林認証材の箇所でございます。構造材のうち、屋根、垂木、それから間柱、筋交、こちらにつきましては、トドマツで指定を行う予定でおります。その他の構造材の内、土台、小屋梁等につきましては、カラマツ、トドマツについて業者と打ち合わせの上決定をしていきたいと考えております。
- 〇岩藤議長 ただ今の発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 それでは、議案の質疑を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

157ページ、158ページ。

8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

159ページ、160ページ。

2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

161ページ、162ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

163ページ、164ページ。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

- ○5番 澁谷議員 164ページの15款原材料費修繕費用、修繕用資材費ということで、勝山の木橋、 橋をですね、直すということですけれども、直営でやるということですけれども、それなりの技術を 持った方が職員の中におられるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。

- ○大戸施設整備課長 虹の橋の塗替えにつきましては、委託も検討してまいりました。ただ、委託にいたしますとどうしても外注になりますので、かなりの費用を要するということで、うちの直営班で塗料、防腐剤、防腐塗料だけを買い、うちの作業員で塗り直すというんでしょうかね、そういう形をとろうというふうに考えて今回予算計上しております。特段、技術を持ったとかそういうものではないんですけども、このような作業というのは、橋に限らずフェンスであったり、いろいろやってますので問題ないかというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 5番。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 当然のことながら足場等は計上してませんので、川に入ってとか川に足場を組んでとかっていうような作業は特に考えていません。上からって言うんでしょうかね、橋の上から塗れる範囲でまず塗っていこうと。それでも、もうどうしようもないところが生じた場合には、来年度って言うんでしょうかね、その時に足場を考えて検討していこうというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 7番。
- ○7番 嘉藤議員 今の件ですけども、確か防腐剤の購入等の話もあったと思うんですけども、そういうものを普通の人が塗るっていう、普通の人っていったらあれですけれども、そういう施工するに当たっての問題っていうか心配はないんでしょうか。例えば、川に落ちるとかそのようなことはないのでしょうか。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 河川は、北海道の管理河川常呂川になりますので、河川協議等は一応行いたいと思います。ただ、河川の縛りっていうのは、河川の中に入ってたり、流れの溜めを阻害したりというようなことの制約はありますけれども、その部分についての河川汚濁の関係になりますと、今度常呂漁協というふうになります。ただ、その常呂漁協、今まで橋やってきているんですけれども、常呂漁協との協議の中では、特段川の中で入って作業しなければ問題ありませんという解答いただいていますので、一応、前もって作業に前もっては、通知はいたしますけれども、問題ないかというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

165ページ、166ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 嘉藤議員 流雪溝の維持管理というところでお聞きをいたしますけども、確か投雪口を大分入 れ替えた件があったかと思いますけれども、かなりうまく投雪ができるようになった場所もあるとい うふうに聞いてはおりますけども、今後においても使用者がそういうことを、入れ替えっていうか、 場所変えてくれみたいな話が出てきた時には、対応するということでよろしいですか。

- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 今年度におきましては、約30箇所、個数とすれば24個、24件から要望がありまして反転したのが約30箇所ということで行いました。来年度以降もですね、聞き取りを行いまして反転したい旨ありましたら順次対応していきたいというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。
  - 167ページ、168ページ。
  - 3項河川費。

質疑はありませんか。

4番。

- ○4番 佐藤議員 中程の橋梁整備に要する経費の中の、今年は七尾橋の実施設計ということなんですが、去年、中里大橋の実施設計終わっているはずなんですが、工事は今年やる予定はないのかなということなんです。工事費は今回見てませんので、その対応はどう考えてるのか。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 当初予算に盛り込んではいませんけれども、6月以降の予定で考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○岩藤議長なければ、次のページに進みます。
  - 169ページ、170ページ。
  - 4項住宅費。

質疑はありませんか。

6番。

- ○6番 髙谷議員 町営住宅について、ちょっとお伺いしたいんですが、最近特に長期間入居がない状況で、いわゆる募集出しても希望者がいないというような住宅も出てきてますが、全体を通してですね、長期間入っていない状況の住宅というのはどのぐらいあるんでしょうか。
- O岩藤議長 総務課長。
- 〇深川総務課長 今、町営住宅の管理戸数は150戸でございます。そのうち、政策空き家として、拓 殖第8団地、それから若木の第9団地、それぞれ3戸、1戸は政策的に空けて、今後の改修に備えて いるということでございます。それでですね、2月の現在でですね、9戸募集をさせていただいてお ります。それから特定優良賃貸住宅につきましても先月までは3戸募集をしてたんですが、先程3人 決定をしておりますので、特優賃の方については満杯状態ということで、町営住宅の9戸については、 なかなか勝山も含めてですね申し出っていうか、申し込みがない住宅もありますが、まだ勝山も半数 程度は入っております。その中で、まだ用途変更に至れない状態にはなっております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

171ページ、172ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

173ページ、174ページ。

10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

175ページ、176ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

2番。

- ○2番 小林議員 真ん中辺に高校の支援対策協議会の交付金が2,400万円程ございますけども、 何か今年の志願状況見ますと非常にこう少なくて、将来、こう危惧するようなことがあるような気が するんですが、何か新しい方法を考えているのかどうかお聞きしたいと思うんです。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 今回、全日制で全道で 0.98、そして管内では 0.8倍という 1.0を切った形になっております。この中で、やはり私立へと流れているっていう部分が結構多くありまして、現状で今考えてる部分につきましては、まず、新聞媒体を通して今まで、まず PRをしてまいりましたが、ここを今度テレビ媒体、それから SNS媒体の広告の方に重要視を持っていこうと思っております。こうした中で、置戸高校の支援対策協議会としまして道教委の方に要請をしておりますが、全国への募集の拡大をお願いをしております。こういった中で、それが希望が叶った場合に、置戸高校でどれぐらいの魅力を感じられるかというところを、今、置戸高校と話しております。介護福祉士の合格率は高いのですが、介護福祉士を取れる学校というのは関東にも関西にもございますので、そこからいかに置戸町に足を運んでもらえるかという、まず魅力づくり、それから魅力を再認識できるような形で、そういったアドバイザーの事業を行っている会社がございます。そういうところにアドバイ

スをいただきながら、今後の展望を考えていきたいというふうに思っているところです。

- 〇岩藤議長 2番。
- O2番 小林議員 よく分かんないところで質問するんですけど、仮に、10名がずっと続いてね、1 桁台になった時に高校はどういうふうになるんですか。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 今、あの道教委の特例的措置ということで、10名を切った場合、1桁になった場合の2ヵ年がそれを続いた場合については、協議の対象になってくるということを聞いております。今の段階で道教委の方と話をしておりますのは、地域にとってなくてはならない学校であるというのと、置戸町としてどういうふうに高校を盛り立てていくか、その部分につきましていろいろと協議をしている最中でございますので、それを参酌いただきまして何とか凌いでいきたいというふうに思っているところでございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。 4番
- 〇4番 佐藤議員 今、道教委として地元はどうやって盛り立てていくかということがこれからの議論になるって言ってたんだけど、手一杯地元としては高校を盛り立ててるんだよね。盛り立ててないのは道教委じゃないのかと思うんだけど。その辺ね、きちっとやっぱり地元としてこれだけ熱意を持ってお金をかけてやってるんだから、道教委としてのね、北海道立の福祉科の高校1校しかないわけだから、もう少し危機感を持って自分が設置者としてね、もう少し主体的にやってほしいということを強くやっぱり要望したらどうですかね。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 議員のおっしゃるとおり、道が設置をしておりますので設置者は道でございます。 それで高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取り組みとその効果というものを町教委の方に道教 委から求められてございます。その中で、いろいろとこれまでやってきた施策、そしてこれからどう していきたいかという施策も含めて、強くここで訴えてまいっている次第でございますので、今後に つきましても、なお一層道教委の方には働きかけをしていきたいというふうに思っております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

181ページ、182ページ。

2項小学校費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 負担金補助及び交付金のところで、置戸町学校教育振興協議会交付金570万円。 これは、いわゆる東北の、東北のっていうか東日本震災の学習のための修学旅行の費用というふうに 思うんですが、これ3年という時限があったんですが、改めてこれ今年も実行しますよというふうに 言っているんですが、これについてはね、今後どういう考え方でいこうかということで、さらに続け ていくのか、あるいは北海道の中でも学習すべきところ、例えば、今の白老のアイヌの関係の資料館 が今年オープンしたりしますが、そういうものも学習の北海道の一つの材料としてあるんですが、それはそれとして、これについては今後どういうふうに考えていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 これにつきましては、まず置戸中学校のですねPTAの方々からアンケートをいただきました。アンケート結果を基に、今までの子どもたち、それから今後に対する要望等含めて、ぜひ実施をしていただきたいという要望がございました。それを基にですね、町長の方にですね、PTA会長と、それから置戸中学校の校長の連名で要望書続行のお願いという形で要望書が出されております。今まで中学校の修学旅行の報告会ですとか、出席をされた方々はよくご存知だと思うんですが、そういった中でよく勉強してよくまとめてレポートを出しているという部分もございますし、そういったことを踏まえながら昨年につきましては、1日防災学校が実施できたというところで、起震車ですとか、それから北見工大の教授ですとか、そういったところ、そして日赤さんとも共同しながら防災学習についていろいろと充実をさせてきたというところでございます。こういったPTAの方々からの要望も含めまして、新年度につきましては、ぜひとも続行したいという思いでございます。

ただ、これをずっと続けるのではなくてですね、議員がおっしゃる通り、ウポポイも含めて胆振の 震災跡地も整備をもう少しされた中で、修学旅行の行程の方に取り込めるのかなというふうに思って おります。今の東北の方につきましては、震災の遺構ですとか、語り部の方々がいらっしゃいまして 語り継いでおられます。そういった部分で、実際的体験をしてみて、そして聞いてという学習が今で きてる最中でございますので、とりあえずそれを継続させていただきたいというふうに思っておりま す。

- 〇岩藤議長 6番。
- ○6番 髙谷議員 まあ、ある程度の目処というところは、もうちょっと先になるのかなというふうに 思います。PTAなり学校からの要望もあるということであれば、それは受けてということなんで、 今後の意向を十分踏まえて、ここら辺については検討していただきたいと思います。
- 〇岩藤議長 教育長。
- ○平野教育長 ちょっと私の方から補足させていただきたいというふうに思いますが、修学旅行を継続する、今の形を継続する継続しないの判断は、その質を問われるかなというふうに思ってます。つまり、今行われている修学旅行が学習指導要領の狙いに沿っているかどうか。そして、その狙いに沿って行った後に、子どもたちがその目的となる変容を遂げているかという観点がとても重要だというふうに考えてます。ですので、そこら辺をしっかり見極めながら今後の継続については見ていきたいというふうに思ってます。

それで、置戸中学校の現在の修学旅行の質ということについて少し話をさせていただきますが、管内中学校の修学旅行は、形態はちょっと話をすると、一つは札幌でキャリア教育の観点で、自分がこれから進みたいという進路に関連する施設の見学。あとは小樽で観光施設の見学、それと留寿都で遊園地で遊ばせる。それからニセコでラフティングを経験させる。あと、ファイターズの野球を観戦させたり、劇団四季を観劇させたりと、そのようなプログラムを入れ替えながらやってるというのがほとんどです。それで一方、置戸中学校の修学旅行ですが、当初、震災学習を柱にということで進めた

んですが、2年目、少しコースを改善して、3年もさらに改善して、今は修学旅行を柱に一つは、平泉を中心に藤原3代の栄華の跡を目にする。さらに、それを通して、あと平泉と、あと松島を見て松尾芭蕉の奥の細道の教科書に載ってる部分をそこも目にする。さらに、花巻で宮沢賢治の童話村があるので、宮沢賢治のその生い立ちから、そして宮沢賢治の世界に触れる。さらに、遠野を回って民話の世界に触れるということで、今、管内でやっている修学旅行から比べると管内の修学旅行はどちらかというと楽しい思い出作りをさせてあげようというところで動いているんですが、置戸の修学旅行はそうではなくて、今、子どもたちに必要な学習をメインに考えて実施しているということで、私の中ではとてもいい修学旅行を経験させてあげることができているなというふうに思ってます。

そして、その評価については、ほかの学校でもぜひ取り組みたいというふうに言っている校長先生方もおられるんですが、なかなか町の理解が得られないので、なかなか実施できないというようなことで、次年度、石原校長の方から、本町の取り組みを校長会の中で発表して、そして、さらに校長先生方の思いを各教育長さんに届けたいなんていう話もあります。あと、修学旅行は行って、そして戻って来て完結するんですが、置戸の修学旅行は行く前、2年生からしっかりと準備の学習を進めて、帰って来てからも皆さん承知の通り、1日防災学校に取り組んでみたり、さらに、もう実現できなくてとても残念だったんですが、大学生の語り部を呼んで、そしてその状況を1年生、2年生、子どもたちに伝えるという、そんな終わってからも学習状況が続いているということで、本当にいい修学旅行をしているなというふうに思ってます。

また、置戸はいいところなんだよという意味で考えると、置戸の子どもたちが中学校を卒業して、高校に行って修学旅行の話が出た時に、置戸はこんな修学旅行だったよっていうふうに話をすると、おそらく周りの方はすごいねっていう評価を得て、改めて置戸町の良さを感じていただけるのかなっていうふうに思ってます。最終的に課長とどうしようかっていう判断の一つにしようというのは、教育委員会としては高い評価をしているんですが、子どもたち、そして先生方、保護者がこの修学旅行についてどんな思いを抱いているのか。なんの動きもなければ3年で辞める選択もあったんですが、保護者、そして子どもたちの声、成長した姿、そして先生方、今後も学校経営でこの修学旅行を大切にしていきたいという強い思いが教育委員会に届けられましたので、今回継続させていくという判断を下しました。何卒ご理解をいただいてお力添えをいただけたらというふうに思い、どうぞよろしくお願いします。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 いろいろ、今、教育長からですね、成果についてたくさん聞かせていただきました。 東北を巡って、東北の古い歴史だとかそういったものをいろいろ勉強をしてくるということと、当然 飛行機で行くわけですし、いろんな形で地理も学んだりということもあると思うんですが、ただです ね、北海道の子どもとしてですね、北海道の学ぶべき歴史や地理やね、そういったものもたくさんあ ると思うんですね。この機会にですね、中学3年生、2年生、3年生14歳か、15歳ですかね、そ ういった子どもたちがですね、今、やっぱり北海道の歴史だとか過去の歴史だとか、そういったとこ ろを学ぶのがですね、やっぱり義務教育の中学3年生の修学旅行だとは思うんですね。いろんなこと 付け加えれば、いろいろたくさんあると思うんですけど、ただ1点だけ、ちょっと発言させていただ

きたいのは、今回の議会で、まだ皆さん方には決議案出させて回ってはいないと思うんですけど、北 海道町村議長会が各議会に対してですね、民族共生施設ですか、象徴施設、空間施設、これを何とか 年間の来場者を100万人を目標にですね、内外、道内、道外を含めてですね、取り組んでほしいと いう、その決議をしてくれっていうことで3月の議会で、12日もしくは11日分かりませんけど、 それを議決をする運びには今なっているんですね。そういった時に、なんて言うのかな、アイヌ新法 が2019年にできて、アイヌ民族そのものがですね、北海道の先住民であると。そういったことも しっかりと勉強するいい機会だと思うんですね。また、それだけでなくてね、3泊4日ですか、大体。 その日程で行けば、函館までも行けると思うんですね。そしたら函館に行けばですね、戊辰戦争で旧 幕府軍と新政府軍、最後に戦った五稜郭ですね、まあ城はないんですけど、ああいうとこも一つの大 きな歴史を勉強する場所だと思うんですよね。だから、そういったことを加味しながらですね、なん て言うのかな、その時期にあった、北海道の子どもとしてね、やっぱりしっかりと北海道の地理や歴 史やいろんな社会を勉強するのがですね、中学3年生の義務教育の修学旅行だと思うんですね。確か に、父母や生徒から強い要望があったということは、それはそれとして、なんて言うんですか、3年 間そういう実績を重ねてるからそういうことは強くなると思うんですよね。今年行って、そうすると 来年の子どもたちもですね、ぜひやらしてくれと。再来年の子どもたちもぜひやらせてくれと。これ 当然、心情的に言えばですね、父母も子どもも同じだと思うんですよね。ですから、きちっと教育と いう観点でね、修学旅行はどうあるべきだという、そういうサイドからですね、まあ本人たちの希望 も大事なんだけど、そういうとこもしっかり学ぶ、そういう修学旅行であってほしいということで、 このウポポイについてはですね、既に北海道、道教委からも来ていると思うんですね。ぜひ修学旅行 に入れてくれっていうのは。これからも来るかもしれません。ぜひ、これの取り組みについてはです ね、今後ですね、十分検討していただきたいということと、いつまでやるのか、3年間やりましたか ら。また令和2年やるっていうことなんだけど、その後どうなるのか、もう少しはっきり先の見通し を教えてください。

#### 〇岩藤議長 教育長。

○平野教育長 今、議員がおっしゃられたとおり、北海道を考えるという視点での修学旅行はとっても 大切だなというふうに思っています。それで、何年後というふうには言えませんが、震災で大変な被 害があった、課長の方からありましたけれど、厚真辺りを防災教育として取り組んでいくことも考え ていかなければならないというふうに考えてますし、今、お話のあった、ウポポイのことについては、 佐藤教育長の方からこんなことも出ています。文化の振興については、ウポポイ開設を踏まえたアイ ヌ文化の普及啓発やアイヌ民族文化財の保存、伝承活動の支援のほか、北東北と連携した縄文遺跡群 の世界遺産登録に向け学習資料を活用し、埋蔵文化センターと連携して体験学習を実施するなど、児 童生徒への理解促進を図るとともに、これまで認定された道内の日本遺産の活用に向けた取り組みを 支援するという、教育長からのメッセージがありますので、今後、そんな取り組みも考えていかなけ ればならないのかなというふうに考えています。

それで、このウポポイの施設については、一度どんな施設なのかということをやはり見て、どんな体験ができるのかということも把握しながら、次の東北がこれでいいかなというような判断をこちら側で出来た時に、そちらへ切り替えていく準備も進めていきたいなというふうに考えています。どう

ぞよろしくお願いします。

- ○4番 佐藤議員 いつまでやるんですか、震災旅行は。
- ○平野教育長 何年までというような明確な答弁は今はっきりとは言えませんが、私の中ではまだ厚真がそういう体制が組まれていないので、厚真がそういう体制を組まれた時に、その時が切り替えの時かなというふうに考えていますので、そこを見極めさせていただけたらというふうに思います。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

183ページ、184ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

185ページ、186ページ。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 今回ですね、校務支援システム使用料ということでの新しい計上が出ておりますけども、中身は一体どんなものなのか教えてください。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 今回、校務支援システムを入れる中身なんですが、まず、学籍管理の機能が入っております。それから児童生徒の出欠等の状況を入力することによる出席簿、それから各種集計の印刷ができるという出欠管理機能、それから評価、そして評定や各種所見等を入力することができる通知表の作成機能、そして指導要録、それから調査書の機能を有しました部分も入っております。こういった部分で教員の業務の軽減化が図れるということで導入いたします。
- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 この費用については、中学校のところでも同じものがあるように見てはおりますけども、今回から新しくなるということで、相当量のこの先生たちへの支援にはなるのかなというふうには考えておりますけども、実際、今年初めて使うこともありますので、今後、注視して見たいと思います。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 このシステムにつきましては、今、北見市が今導入をもうしております。それから津別、美幌、そして訓子府も今回導入予定となっておりますので、ここら辺の管内での転勤に伴う業務が同じような形になって参りますので、そういった部分でも簡略化になるかなというふうに思っております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

187ページ、188ページ。

3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

189ページ、190ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

191ページ、192ページ。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 小学校のところでもあるんですけども、留守番電話の装置取付委託料。これ例えば、 働き方改革ということで、ある程度の時間になったら一切学校に電話をしても出ないっていうような 設定をされるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。
- 〇岩藤議長 学校教育課長。
- 〇石森学校教育課長 現在、石井議員がおっしゃったとおり、ある一定時間になった時にメッセージが流れまして、緊急連絡先が流れるということになります。今段階で何時がいいかっていうことは、校長会、それから教頭会の方に諮っておりまして、その中で決めていきたいというふうに思っております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

193ページ、194ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

195ページ、196ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 200ページのですね、備品購入17番です。くるみの家の施設の方の椅子だと思

うんですけれども、これ現在、手狭で、あるいは椅子にしても机にしても、年齢にあったものが備わってないということでの、昨年からですか、そういうことで進めていることだと思うんですけれども、 実際にその使われている部屋というのは、何部屋あるんでしょうか。

- 〇岩藤議長 社会教育課長。
- ○五十嵐社会教育課長 ただいまの澁谷議員からのご質問ですが、使用している部屋としましては、教室が3つになります。そのほかにホール、そしてトイレ、洗面所等々がございます。昨年、椅子の方を購入しておりますが、昨年は50脚購入させていただいております。1~2年生用が23脚、3~4年生用が27脚ということで、先程議員がおっしゃっていたように、学年に応じた座面でないと。旧めぐみ幼稚園の椅子なものですから、全く体に合ってなくて、姿勢の維持に支障があるものですから、子どもの発育等々に影響があるということで購入をさせていただいております。今年度購入した椅子につきましては、おやつ時、昼食時に使うものとして現在使用しておりまして、新年度新たに購入予定のものにつきましては、1~2年生用の一番小さいところの椅子を30脚ほど購入予定でおります。これにつきましては、学習室用ということで、いわゆる勉強用の椅子として購入を考えているものでございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

203ページ、204ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

205ページ、206ページ。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 上の方の補助金の関係で、各種団体、豊住種まき音頭保存会が50周年とか、獅子 舞の44周年。あるいは郷土史研究会の50周年ということで、周年行事がありますけども、具体的 に何かこの行事等、周年で何かやるというようなことは決まっていればお知らせをいただきたいと思 います。
- 〇岩藤議長 社会教育課長。
- ○五十嵐社会教育課長 現在、把握している範囲の中でお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず、獅子舞保存会が44周年ということで、獅子舞にちなんで44周年ということでお伺いをしてございます。44周年ということなものですから、大きなイベント的なものは実施しないということで、記念の置物だったり、獅子舞保存会の額縁的なものを各会員ですとか、公共施設等々に配付をしたいというようなお話で伺っております。あと、なんて言いましょう、交流会と言いますか、

祝賀会的なものは、うちわの中で片付けるというふうに聞いております。それから、豊年種まき踊り保存会につきましては、50周年ということなんですが、一つは、道具、用具と言いますか、鍬ですとか、ああいったものの更新をしたいというのが一つ。それから、記念誌を発行したいというのが一つ。それから、祝賀会を開催したいというお話でお伺いをしておりますが、これもうちわの中で開催する予定というふうに伺っております。そして、郷土史研の方につきましては、双書の発行というのが一番大きくなってくるかと思います。1号から7号までにつきましては、割とページ数は薄めと言いますか、そんな大きくなかったんですけど、今回は、ある意味、集大成ということで150ページ程度考えているというふうに聞いているものでございます。以上です。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

219ページ、220ページ。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

221ページ、222ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

223ページ、224ページ。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

- 〇2番 小林議員 備品購入費の購入費が850万円って、ずっと続いているんですが、昔は、全予算の5%とかって言った話がちょっと記憶にあるんですが、今の予算から言ったら、かなり多いなっていう感じするんですけども、管内的にはね、すごく多いなっていう感じするんですが、どうですか。
- 〇岩藤議長 図書館長。
- ○五十嵐図書館長 図書購入費の850万円ということのご質問かと思います。ありがたいお話で毎年 850万円の予算を付けていただいているんですけども、うちの町的には、毎年一定程度の目安としまして、5,000冊を目処に購入をしております。一方で、5,200冊を目処に除籍をしている、それを毎年毎年繰り返しているというところが一つあります。そして、確かに金額的には大きいんですが、置戸の図書館歴史ある図書館ということで、この現代におきまして非常に趣味が多様化しております。年齢幅も小さい子から年配の方まで、かなり一人ひとりのニーズに合わせますと、これも850万円でも足りないというお話になるんですが、出来る限り皆さんのニーズに合わせた形の中で、5,000冊に近い形の中でいきますと、現実的に850万円の予算というのは、ほぼ使い切るような形になってございます。

管内的なお話でいきますと、正直申し上げますと、置戸の図書館の図書購入費は断トツで多い金額になります。ほかのところでは500万円以下、もっと言いますと300万円前後というのが現実問題でありますが、やはり広域的なサービスも充実してきておりますし、全道的な貸借のサービスも充実してきているということもあるものですから、私担当課長としては、非常に有り難く850万円を付けていただいているということに感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

225ページ、226ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

227ページ、228ページ。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

229ページ、230ページ。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 一番下段、備品購入費で、バスケットのショットクロックタイマーを購入されるということなんですけども、補正予算ですか。今、バスケットの少年団が随分境野の体育館を使用していると。それの暖房費等、電気代等のあれで補正されているわけですが、これどうなんですかね。スポーツセンターの備品というものを、その持ち出して、ほかの施設のところで使うっていうのは、そういうことはありうるのかどうかお聞きしたいと思います。
- 〇岩藤議長 社会教育課長。
- ○五十嵐社会教育課長 ただいま、石井議員からの質問にありました、屋内体育館の備品であります、ショットクロックタイマー、これにつきましては、あくまでもスポーツセンターでの使用備品ということで考えております。バスケットボール、少年団に限りますと、スポーツセンターでの練習もしているんですが、各種団体、調整をしながらでもかなり混み合っている状況があるものですから、週の内の1回を通常であれば1回を境野の小学校の体育館を利用しているという状況であります。残り2日間、ないしは場合によっては3日間をスポーツセンターの半面、ないしはオールコートを利用して練習をしていると。このショットクロックタイマーにつきましては、元々あったやつが壊れたものですから、それを買い替えをさせていただくということで計上させていただいたものでございます。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

- 〇4番 佐藤議員 上段の委託料のですね、日常清掃等管理業務委託料で380万円増額になったんですよね。増額の理由としては、勤務時間の変更等があるということなんだけど、ちょっと具体的にもっと詳しく内容を教えてほしいんですけど。
- 〇岩藤議長 社会教育課長。
- 〇五十嵐社会教育課長 日常清掃委託料の関係ですけども、会計年度任用職員制度導入に伴いまして、管理人、現在常駐しております管理人が、7時間45分の勤務から7時間の勤務になります。いわゆるパートタイム職員になります。それで、45分間、現在までと次年度においては、45分間の差が出ます。そこの45分の差につきまして、現在、夜警員さん、夜間の委託業務を行っていただいている会社の方と相談させていただきまして、その分を対応していただけますかということで、いいですよというお話になっております。それが1日、月曜日から金曜日までの中で45分ずつありまして、さらに土曜日、日曜日を積み上げていきますと、その分の総管理時間が増えたことによります委託料の増ということになっております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

231ページ、232ページ。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

233ページ、234ページ。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 工事請負費。水泳プールろ過機配管等更新工事、すいません。工事日程をお知らせ 願いたいと思います。
- 〇岩藤議長 社会教育課長。
- ○五十嵐社会教育課長 すいません。詳細まで把握できていないんですけども、プールが7月に例年ですとオープンします。ですので、それまでのすべて工事の方は終えなきゃならないということがあるものですから、新年度早々に取り掛かる準備に入るというようなことになるかと思います。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 プールのろ過機の更新ですけれども、年度開けて直ぐの4月後半には入札を行い たいというふうには考えておりまして、竣工の方は6月いっぱいを予定しております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

235ページ、236ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

237ページ、238ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

239ページ、240ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

241ページ、242ページ。

2項公共土木施設災害復旧費。12款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

243ページ、244ページ。

13款給与費。14款諸支出金、1項普通財産取得費。15款予備費。

# ◎延会の議決

〇岩藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

◎延会宣言

〇岩藤議長 本日はこれで延会します。

延会 15時55分

## 令和2年第3回置戸町議会定例会(第5号)

令和2年3月11日(水曜日)

## 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

- 日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第10 講案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例
- 日程第12 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 決議案第1号 「民族共生を切り開く」決議
- 日程第28 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告

#### について

日程第29 報告第 2号 定期監査の結果報告について

日程第30 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

#### 〇会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算

日程第 3 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算

日程第 6 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算

日程第 7 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算

日程第 8 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算

日程第 9 議案第 9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第10 議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定について

日程第11 議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

日程第12 議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第15 講案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第19号 置戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第20号 置戸町水道法施行条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

日程第22 議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例

日程第25 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第26 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

日程第27 決議案第1号 「民族共生を切り開く」決議

日程第28 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告 について 日程第29 報告第 2号 定期監査の結果報告について

日程第30 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

## 〇出席議員(8名)

1番	石	井	伸	=	議員	2番	\J\	林		満	議員
3番	冏	部	光	久	議員	4番	佐	藤	勇	治	議員
5番	澁	谷	恒	壹	議員	6番	髙	谷		勲	議員
7番	嘉	藤		均	議員	8番	岩	藤	孝	_	議員

## 〇欠席議員(0名)

## 〇地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町	長	井	上	久	男	副	町	長	和	田		薫
会計管理	者	遠	藤		薫	まちづ	くり推進	室長	坂	森	誠	=
総 務 課	長	深	JI	正	美	総務	課参	与	福	手	_	久
町民生活課	長	渡	邊	登 美	子	産業	振興認	展長	蓑	島	賢	治
施設整備課	長	大	戸	基	史	地域福祉	ヒセンター	·所長	須	貝	智	晴
総務課総務係	長	芳	賀	真 由	美	総務認	財政	系長	湊		美	保

## 〈教育委員会部局〉

教	育	長	平	野		毅	学校教育課長	石	森		実
社会	教育	課長	五十	ト 嵐	勝	昭	森林工芸館長	畄	部	信	_

図書館長 五十嵐 勝 昭(兼)

## 〈農業委員会部局〉

事務局長 蓑 島 賢 治(兼)

#### 〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正 美(兼)

## 〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

# ○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 鈴 木 伸 哉 議事係長 今 西 美紀子

臨時事務職員 中 田 美 紀

## ◎開議宣告

〇岩藤議長 これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

## ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

〇岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

〇岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

- 〇鈴木事務局長 今期定例会に議員から提出された事件は、次のとおりです。
  - 決議案第1号。

本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

〇岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

- ◎日程第 2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から
- ◎日程第24 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正 する条例まで

\_\_\_\_\_\_23件 一括議題\_\_\_\_\_\_

〇岩藤議長 日程第2 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から日程第24 議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例までの23件を一括議題とし、これから質疑を行います。 前日に引き続き議案の質疑を続けます。

〈議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算〉

- 〇岩藤議長 議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算事項別明細書、13ページ、14ページ。
  - 2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、3項森林環境譲与税。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 一番下の、森林環境譲与税の関係でお聞きしたいんですけども、今年の入った金額はいくらかということと、あと、来年度以降、僕ら聞いているのは、今年は200億円で、来年、再来年は400億円。それから、その後ですね、500億円。最後は、600億円というふうに聞いているんですが、うちの割当はどの程度になるのか教えていただきたいと思います。

- 〇岩藤議長 産業振興課長。
- 〇蓑島産業振興課長 森林環境譲与税でございますけども、置戸町分として当初、皆さんにお話していたところでは、令和元年度から3年間を974万円。令和4年度から3年間、1,461万1,000円。令和7年度から4年間を2,070万円。令和11年度から4年間、2,678万7,000円。令和15年度以降、満額支給の3,287万7,000円とご説明をしていましたが、令和元年度の台風15号での倒木による停電被害など、近年森林の保水力が低下したことによる甚大な被害が発生していることから、森林整備の促進が喫緊の課題となったことから、森林整備を一層推進するため森林環境譲与税が前倒しで増額されることとなりました。そこで、置戸町の譲与税額でございますけども、令和元年度につきましては、年に2回の支払いということで、当初説明をしていた、974万円が今年度の譲与税額となります。来年度、令和2年度では、5年前倒しをして2,070万円。2,070万円が2年間。令和4年度から2年間は、2,678万7,000円。令和6年度からは、9年前倒しされて満額の3,287万7,000円の譲与額となると今のところ聞いています。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

15ページ、16ページ。

3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款法人事業税交付金。7 款地方消費税交付金。8款環境性能割交付金。9款地方特例交付金。10款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

17ページ、18ページ。

11款交通安全対策特別交付金。12款分担金及び負担金、1項負担金、2項分担金。13款使用 料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

19ページ、20ページ。

2項手数料。14款国庫支出金、1項国庫負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

21ページ、22ページ。

2項国庫補助金、3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。15款道支出金、1項道負担金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

23ページ、24ページ。

2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

25ページ、26ページ。

3項委託金。16款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売払収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

27ページ、28ページ。

17款寄附金。18款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。19款繰越金。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

29ページ、30ページ。

2項貸付金元利収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

31ページ、32ページ。

2 1 款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

33ページ、34ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の7ページ。

第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第26号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計予算。 質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の267ページ、268ページ、 歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 一番下の負担金。北海道国保連合会負担金で732万9,000円。これについては、マイナンバーカードを使用できるよう保険証の代わりにマイナンバーカードを使用できるようになるという、それのための準備のための負担金の増額かというふうに思うんですけども、正式にいつからそういった状況になるのか分かれば教えていただきたいと思います。
- 〇岩藤議長 町民生活課長。
- ○渡邊町民生活課長 国民健康保険のオンライン資格確認につきましては、国が進めているマイナンバーカードの保険証として利用できる時期といたしまして、令和3年3月から開始を予定しております。ですので、今回新たに令和3年3月分としまして、オンライン資格確認市町村運営負担金ということで1ヵ月分、1,515円をこの負担金の中に計上してございます。

マイナンバーカードは、現在、普及の方、置戸町の方も417枚ということで、約17%から18%の普及率なんですけれども、マイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明を利用しまして、本人確認と保険者が変わっても新たな保険証の発行を待たずに医療機関を受診ができるということで、国としましては、令和4年度末までには、概ねすべての医療機関で読取端末の設置とシステムの導入を目指しております。ただ、マイナンバーカードで保険証を利用できるということで、たくさんのカードを持たずにマイナンバーカードでも保険証が利用できるということですので、保険証の発行をしないということではございません。マイナンバーカードを持つことで、例えば、社会保険から国民健康保険に切り替わった場合に、間違って保険証を使ったりする場合というのは多々あるんですけれども、このマイナンバーカードを使うことで即時に保険者情報が分かるという部分でいくと、事務の軽減につながるのではないかということで国が勧めております。また、薬剤の部分においても、お薬手帳の代替というようなことも進めていきたいという国の方針なんですけれども、詳しくはまた今年度に入ってから新たなことが分かり次第、皆様にお知らせをしてまいりたいと思っております。

〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

269ページ、270ページ。

2項徴収費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

271ページ、272ページ。

2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

273ページ、274ページ。

3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

275ページ、276ページ。

2項後期高齢者支援金当分、3項介護納付金分。4款共同事業拠出金。5款財政安定化基金拠出金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

277ページ、278ページ。

6款保険事業費、1項保険事業費、2項特定健康診査等事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

279ページ、280ページ。

7款基金積立金。8款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

281ページ、282ページ。

2項財政安定化基金償還金。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次のページに進みます。

283ページ、284ページ。

2項繰出金。10款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

261ページ、262ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款道支出金、1項道補助金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

263ページ、264ページ。

2項財政安定化基金交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金、2項基金繰入金。5款繰越金。6款 諸収入、1項延滞金加算及び過料、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

265ページ、266ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次に第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第27号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の295ページ、296ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徵収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

297ページ、298ページ。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入へ進みます

293ページ、294ページ。

2. 歳入。1款後期高齢者医療保険料。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、 1項延滞金加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金、3項雑入。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第28号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の310ページ、311ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

312ページ、313ページ。

3項介護認定審査費。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

- ○1番 石井議員 参考までに、介護認定審査会の昨年の実施された回数と、それから認定をされた人 数が分かればお知らせを願いたいと思います。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 資料を持ち合わせておりませんので、後程お答えいたします。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

- ○7番 嘉藤議員 今のところなんですけども、去年より大幅に金額が上がっているということで、そ の理由についてお知らせください。
- 〇岩藤議長 地地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 審査会負担金のことですね。主に増額となっております、この118万 7,000円のうちですね、110万円相当に係る部分は、認定審査会の審査システムに係るサーバ 一更新によりまして、単年度の増になるということになります。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

314ページ、315ページ。

2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

316ページ、317ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

318ページ、319ページ。

6 項特定入所者介護サービス等費。3 款基金積立金、1 項介護給付費準備基金積立金。4 款地域支援事業費、1 項介護予防日常生活支援総合事業費。

質疑はありませんか。

6番 髙谷議員。

- ○6番 高谷議員 特定入所者介護サービスに要する経費で、低所得者対策ということだったんですが、 これ対象者は何人おられるか教えていただきたいと思います。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 申し訳ございません。そちらも資料持ち合わせておりませんので、後程。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

320ページ、321ページ。

2項一般介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

322ページ、323ページ。

3項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

324ページ、325ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

326ページ、327ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

328ページ、329ページ。

5 款公債費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。7款予備費。 質疑はありませんか。

〇岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

306ページ、307ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3 款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

308ページ、309ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次に第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。
  - 1番 石井議員。
- ○1番 石井議員 327ページ、下の段ですね。認知症初期集中支援業務委託料。これは、北見日赤 の協力を得てやられているそうですけれども、私のところでも何度も利用しようかというふうに思ったんですけども、ちなみにですね、昨年の実績分かれば教えていただきたいというふうに思います。
- 〇岩藤議長 地域福祉センター所長。
- ○須貝地域福祉センター所長 全体的な人数的には、5人を想定して予算を組んでいるところでございます。今現在、4件対応しているところです。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第29号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の338ページ、339ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費、2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

340ページ、341ページ。

3款公債費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

336ページ、337ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第30号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の355ページ、356ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

357ページ、358ページ。

2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 358ページの、日本水道協会負担金というのは、今更なぜ加盟するのかっていう

のと、加盟したらどういう利点があるのか。

- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 日本下水道協会ということで、公益社団法人。すいません、日本水道協会。公益社団法人、日本的な組織になっておりまして、その中の北海道地方の道東支部に加盟するということでなっておりまして、説明の時に申し上げたとおり、各分野の知識を深める講習会の開催と、一番大きい要素といたしましては、災害時総合応援に関する協定ということを締結しており、ここに加盟したところは優先的に応援の資機材等を提供してもらえるということになっております。先般、定住圏、自立圏の上下水道分科会の中で話題になったところもありまして、その定住圏、自立圏の中の実際の中で加盟していないのがうちだけだったんですね。ですので、そういう部分の危機感もちょっと覚えたのもあります。この入会金にいたしましては、7万5、000円のうち、1万円は入会金として以後、支払わなくていいことになっておりますので、あとは、その各種水量の分担割とかですね、均等割とか若干変動はしますけども、この6万何がしの金額を今後納めるということになるんですけども、やはり災害の支援を受けやすい。また、水道の台帳を整理しておりまして、外からの応援部隊もパソコンの中で管をすぐ見つけやすいって言うんでしょうかね、外の応援から来る人方もすぐ対応できるようなシステムっていうか、うちの整備も整っておりますので何かあった時の早急な対応、私たちの手だけじゃ負えないようなことが想定されるとすれば、加盟しても損はないなというふうに判断いたしました。
- 〇岩藤議長 2番。
- O2番 小林議員 なぜ今まで分からなかったのかって聞きたいんですけどもね。その理由が分かった から早くと言うならどうも納得しないんですけどもね。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 なぜ今になってっていうか、その各種水道の担当者会議の中でも、こういう会がありますので入ってくださいというようなことは言われてはいたんですけども、やはりこういう交付金等の協会、ただお金を払って終わりっていうところも多々ありましたので、ちょっとそれで二の足を踏んでいたというのが実際のところで、もう入らなきゃならないっていうふうに判断したのは、やはり定住圏、自立圏形成構想の中の分科会の中で、そう私は判断いたしました。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

359ページ、360ページ。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

- 〇4番 佐藤議員 360ページの中程、調査委託料等ということで漏水調査が主だということで説明 ありました。昨年は、置戸の市街の上下ということなんですけど、今回ですね、どのエリアを漏水調 査するのかと、それと、委託料がかなり増えてますけど、それの理由って言いますか、その関係についてお知らせください。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 漏水調査なんですけども、議員おっしゃられるとおり、今年は市街地区を重点的に潰しております。市街地区と言いましても、線路から南側と言うんでしょうかね、若木とか宮下とかあの近辺のエリアを重点的に行っております。その中で今回、補正もいたしまして漏水していた箇所を一部直してはいるんですけど、この他にも現在1時間当たり40トン程の漏水をしているということで大よそ見当はついているんですけど、これから詳細のところを潰していこうというふうに考えております。

新年度におきましては、当初、勝山を予定していたんですけども、今回、勝山の春日地区の工事をするのに当たり、かなり漏水箇所も工事をしながら潰していけたところを鑑みると、また、市街地区に戻った方がいいのか、その部分については今判断しかねているところです。当初の予算組は勝山ということで、漏水調査の委託料も200万円ということで、昨年度より50万円多く予算を見て潰そうというふうに考えておりました。また、委託料その部分増えたのと、あと、説明の時に申しましたとおり、今回、漏水調査をした中で、ある程度のエリアは絞れてここだろうという判断はできているんですけども、直ぐ工事にかかるとまた手戻りがあるので、1回試掘を行うと、試掘調査を別途33万円ほどこの中に計上しておりますので、例年より委託料が増えているというふうになっております。

#### 〇岩藤議長 4番。

- 〇4番 佐藤議員 それで、漏水調査なんですけど、以前は簡水の市街地区が主だったと思うんですけ ど、今度、営農用水を統合したのでかなりエリアが広くなると思うんですね。どうしても年数経つと 漏水というのは発生するので、4年ないし5年でローテーションでやっていたと思うんですけど、こ れからもやるとすればエリアは広がるんだけど、郊外っていうのかな、営農用水使ったところ、そう いったところも含めて今後も同じようなローテーションっていうか、年数の中で毎年それぞれ順番に やっていくっていう、そういう考え方でよろしいですね。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 おっしゃられるとおりでして、今回、営農用水エリアを統合する前に、それぞれ の営農用水地区の漏水調査を事前に実施し、そこをまず潰してから今回、統合ということでつなぎ込 みをいたしました。それで、今回、この統合に当たり、各機器類って言うんですか、流量計が今まで よりかなり信頼性の高いものに変わりましたので、ですから、エリアも、例えば、秋田地区、中里地 区、安住地区というような、かなりエリアを絞れた中での、事前にですね、闇雲に調査するのではな く、エリアを絞れた中で漏水調査もできるようになっておりますのでローテーションを組みながら、また、そのような機器類を使いながら重点的にやっていきたいというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 2番。
- ○2番 小林議員 水道メーターの取り替えが何件ぐらいあるのか。どの地区をやるのか、その辺教えてください。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 水道メーターなんですけども、置戸地区で98戸になっております。境野地区で21戸。勝山地区で9戸。秋田地区は、今年は該当ありません。以上の128戸を予定しております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。
  - 4番 佐藤議員。

- ○4番 佐藤議員 すいません。前のページに戻って、要する経費は同じなんですが、簡易水道施設管理に要する経費の需用費の光熱水費。電気使用料ですね、1, 140万円ということでかなり突出して、多分ですね、これは僕も想定はしていたんですけど、勝山の方に送るのに、当然、安住の19号線、あそこに貯水池があって、そこからですね、電気っていうかモーターで送って、それが相当電気料かかるんでないかというふうに想定はしていたんですけど、当然ああいう仕組みになっているので、自然落下ではないのでモーターで電気で送る形になるんですけど、これはですね、当初、統合の中でもですね、勝山と統合する時もですね、そのことはいろいろ検討はされたと思うんですけど、ちょっと1, 140万円っていうのは相当大きな電気料だと思うんですが、もちろんこれあそこだけではないと思うんだけど、ほかにポンプを使っているとこあるんですけど、基本的には勝山に送るような、送っている電気料っていうのは、どの程度かかっているのか分かりますか。分からなかったら後でいいんですけど、参考までに。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 そうですね、議員おっしゃられるとおり、勝山だけでなく、秋田に送るところのポンプ台も電気料かかっております。ですので、ちょっと今ここだけいくらかっていうのは、ちょっと調べなきゃならないんですけども、先程、漏水調査でもございましたとおり、勝山でかなり漏水していたのは事実であります。ほとんどポンプが回っていた状況もあったものですから、先程言ったとおり、そこの漏水も直しておりますのでかなり落ちたとは思うんですけども、ちょっと勝山地区、このポンプでいくらかっていうのは、ちょっと時間をください。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

261ページ、262ページ。

3款公債費。4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。
  - 353ページ、354ページ。
  - 2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項雑入。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

- ○2番 小林議員 一般会計の繰入金が1億円、去年よりかなり増えているんですけども、水道料の値 上げの時に、こんなに一般会計から繰り入れするっていう話はあったんですか。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 一般会計から繰り入れが多くなりますというシミュレーションはしております。 それで、今後償還がこれから増えていきますので、ピークがおそらくその時によって、5年から10 年のあたりが確かピークだったというふうに私は認識してますけども、シミュレーションの時にそう

いうふうにお示しはしております。

- 〇岩藤議長 2番。
- ○2番 小林議員 本来、水道っていうのは独立採算でやらなきゃならないのに一般会計から1億円もいっていたら、もっともっと水道料上げなきゃならないんでないかという気がするんですよ、本来的にはだよ。ただ、一般会計から入れればね、安い料金で利用できるっていうのはあるんですけども、何か使っていることがいいのかなっていう感じもあるんですが、水道料、今後値上げするっていう考え方はないんですか。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 水道料金につきましては、今後、今年からって言うんでしょうか、新年度から公営企業会計への移行ということで作業に入ってまいります。それは上下合わせてなんですけども、公営企業会計に移行しながら、それも単年度はちょっと作業がかなりあるものですから、2年ないし3年の時間をかけて企業会計の方に移行していくようには準備を進めております。また、厚生労働省の方からもそのような指示を受けておりますので、それを行う予定になっておりまして、それが進み次第ですね、料金の方、同時になってくるんですけども、それが済んだからっていうわけじゃないですけど、同時に料金の方も、議員おっしゃられるとおり、今度一般会計から繰り入れはしなきゃ、しなきゃっていうか、企業会計になったから全くゼロになるというわけじゃないですけども、そういうことでより分かりやすくなるような会計になりますので、その分について再度もう一度見直しをしていかなきゃならない。ですから、以前ちょっとお話したとおり、その作業が終わるのがちょうど令和5年ですので、前回、値上げして5年経過しておりますので、その辺を目処に、もう一度その企業会計の結果を元に料金の方を再検討していくというふうに考えております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算〉

〇岩藤議長 議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の376ページ、377ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

378ページ、379ページ。

2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

380ページ、381ページ。

2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

382ページ、383ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長なければ、次のページに進みます。

384ページ、385ページ。

4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。
  - 374ページ、375ページ。
  - 2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。
  - 3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

- 〇岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。 7番 嘉藤議員。
- ○7番 嘉藤議員 381ページ。農業集落排水事業のところでお聞きをしたいんですけども、これ境 野地区、勝山地区とありますけども、何か勝山地区の方、今度工事をするような時に、見直しという か、何か検討したいようなことをこの間聞いたと思うんですけども、そこら辺もう少し詳しくお知ら せください。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- 〇大戸施設整備課長 境野、勝山両地区なんですけども、先に修繕って言うんでしょうか、今後、修繕

が迫っているのが勝山地区でして、勝山地区に特化したようなお話をしたわけですけれども、現在、 勝山地区、利用している戸数として大体60戸です。60戸で1日当たりの処理場に入ってくる量も 30トン弱ぐらいの汚水量しか処理場には入ってきてないような状況になっております。今回、最適 整備構想ということで今後40年のシミュレーションをしたところ、維持費っていうんですか、更新 費、更新費だけで1億何がし、ちょっとすいません。1億何がしかかるというような結果が出たもの ですから、今後この集合処理ですね、集合処理をこのまま堅持していくのがいいのか、それとも、個 別処理に移行していく方が逆に安く維持管理ができるのかというのを今後検討していかなきゃならな いだろうなということでお話をさせていただきました。

- 〇岩藤議長 7番。
- ○7番 嘉藤議員 本当に難しい問題だと思うんですよ。これ集落をやめて、もし個別となると、もしかするとまた個人っていうか、個々の負担が増えたりということでいろんな問題が出ると思うので、 相当これ議論というかしていかなきゃならないと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。
- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 おっしゃられるとおりで、お金だけを考えるだけではなく、皆さんの個人の負担 も必ず生じてきますし、その個別処理にした時に、今現在、大体 1 箇所当たり 1 2 0 万円かかる。こ の間お話したとおり、6 0 戸掛ければ、それでも億はいかない。単純にお金だけを見るとそのような 形で計算はできるわけですけども、今後、その年間の維持管理費をどうしていくんだ、どのような負 担になってくるんだとなると、個別処理の方が明らかにお金はかかるわけですから、その分を整理し ていかなきゃならないというふうには十分承知をしております。
- 〇岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。 しばらく休憩します。11時から再開します。

> 休憩 10時35分 再開 11時00分

〇岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第28号と議案第30号について答弁漏れがありますので発言を許可します。 まず、地域福祉センター所長。

〇須貝地域福祉センター所長 先程の介護保険事業特別会計。歳出、313ページにございます介護認 定審査会に係るご質問の説明漏れについてご説明いたします。

北見地域の介護認定審査会、1市2町で行っております。審査会につきましては、毎週月曜日、火曜日に開催しております。そのうち、火曜日が置戸に係る審査ということで、45回開催ということ

で実施しております。認定者数につきましては、3月10日現在で249件実施しております。見込みといたしましては、263件見込んでおります。近年、要介護認定の審査の事務負担軽減ということで、認定期間が2年ないし3年まで状態がさほど変わらない方について延長されております。しかしながら、延長されてですね、それが結構その年に偏ることがございまして、今年度263件見込んでおりますが、これ多かった年になります。令和2年の新年度予算につきましては、210件を見込んで計上しております。ちなみに今現在の認定者数は、289人になっております。もう一件の、歳出、319ページの特定入所者介護サービスに要する経費の特定入所者の認定数でございます。その下段の、特定入所者介護予防サービスに要する経費の中の、いわゆる要支援者と合算の件数になりますが50件、限度額認定をしてございます。

- 〇岩藤議長 施設整備課長。
- ○大戸施設整備課長 最初に358ページの電気使用料についてお答えしたいと思います。1月使用分、2月請求の電気料でお答えしたいと思います。中里・安住の排水ポンプに係る電気料といたしまして、1ヵ月11万6,530円というふうになっております。あと、歳入の方で、354ページ。小林議員から質問がありました一般会計繰入金の部分だったんですけれども、ちょっと曖昧な答弁をいたしました。償還のピークは、やはり令和5年度が償還のピークとなっておりまして。ちなみに新年度の一般会計繰入金、1億636万3,000円につきましては、前年度よりは統合事業が終了しているので下がってはいますけれども、先程言ったとおり、償還のピークを迎えていきますので、この金額で推移していくようなシミュレーションにはなっております。
- 〇岩藤議長 ただいまの発言に対し質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長なければ、次へ進みます。

議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから議案第31号 令和2 年度置戸町下水道特別会計予算までの23件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの23件について一括討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第9号から議案第31号までの23件について討論を終わります。

これから、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてから議案第31号 令和2年度置戸町下水道特別会計予算までの23件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。 議案第9号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第9号 置戸町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、原案のと おり可決されました。

次に、議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定についてを採決します。

議案第10号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第10号 置戸町森林経営管理委員会設置条例の制定については、原案のとおり 可決されました。

次に、議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第11号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第11号 置戸町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第12号 置戸町監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第13号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第13号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第14号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第15号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 置戸町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。 議案第17号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第17号 置戸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

次に、議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。 議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第18号 置戸町特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のと おり可決されました。

次に、議案第19号 置戸町廃棄物の処置及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの3件を採決します。

議案第19号から議案第21号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は 起立願います。

#### (賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第19号 置戸町廃棄物の処置及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から 議案第21号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第22号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

## 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第22号 置戸町牧野条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第23号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第23号 置戸町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第24号 置戸町下水道設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から議案第31号 令和2年度置戸町下水道 特別会計予算までの7件を採決します。

議案第25号から議案第31号までの7件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は 起立願います。

## (賛成者起立)

#### 〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第25号 令和2年度置戸町一般会計予算から議案第31号 令和2年度置戸町 下水道特別会計予算までの7件は、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第25 同意第 1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

〇岩藤議長 日程第25 同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〇井上町長 ただいま議題となりました、同意第1号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任 についてでございます。本町固定資産評価審査委員会委員 長澤孝氏は、令和2年5月6日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方ですが、住所は常呂郡置戸町字●●●●●●●●●●●●●●●。氏名は、長澤孝氏でございます。 生年月日は、昭和37年5月1日生まれで、現在57歳でございます。

長澤孝氏の略歴等について申し上げたいと思います。

昭和58年3月に北海道立農業大学校を卒業され、同時に家業であります農業に従事をされておりました。平成27年の10月に、ご承知のように、農事組合法人勝山グリーンファームが設立されまして、そのファームの組合員になられました。

主な公職歴等でありますが、昭和59年から2期3年、置戸町体育指導員。平成24年から28年まで2期4年、公民館運営審議会委員を務められました。また、平成26年の3月から平成28年の2月まで、置戸町農民協議会の幹事を務められております。消防団の履歴がございますが、昭和63年の4月に、置戸消防団の団員として入団をされました。現在は、置戸消防団の勝山分団の分団長に就任をされておりますが、分団長には、平成27年の4月に分団長に就任をされておりまして、入団以来、勤続としては32年となります。平成26年の5月から現在までですが、置戸町固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいておりまして、5月6日の任期まで務められますと、2期6年が終了するということになります。引き続いて委員についての同意についてよろしくお願いを申し上げます。

〇岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。 本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意すること に決定しました。

# ◎日程第26 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

〇岩藤議長 日程第26 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

〇井上町長 ただいま議題となりました、諮問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町人権擁護委員候補に、次の者を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

現在の委員であります、青木千恵子氏は、本年6月30日を持って任期満了となりますので、後 任の候補者を推薦したく議会の意見を求めるものでございます。

後任の方ですが、住所は、常呂郡置戸町字●●●●●●●●●●。氏名は、堺敦子氏でございます。 生年月日は、昭和50年3月13日生まれで、現在44歳でございます。

堺氏の略歴等について申し上げたいと思います。

職歴等の経歴でありますが、現在、置戸町社会福祉協議会通所介護事業所の臨時職員であります。 平成5年から5年間、置戸町特別養護老人ホームに勤務されました。平成18年から現在まで、置 戸町図書館協議会委員、置戸町社会福祉協議会評議員。平成21年から平成29年まで、社会福祉 法人信愛会の理事。平成29年から現在まで、同法人の評議員。また、置戸町女性消防団員などを 歴任してございます。堺敦子氏につきましては、経験豊かな活動実績から置戸町人権擁護委員候補 者として推薦を申し上げますので、ご審議の上、同意についてよろしくお願いを申し上げます。

〇岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任とすることに決定しました。

◎日程第27 決議案第 1号 「民族共生の未来を切り開く」決議

〇岩藤議長 日程第27 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議を議題とします。 本案について趣旨説明を求めます。

1番 石井議員。

○1番 石井議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」 決議について、趣旨説明を申し上げます。

皆様ご承知の通り、北海道には弥生時代はなく、13世紀ぐらいまで続縄文・擦文時代が続き、 蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。2019年4月には、 アイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、 ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の町から先頭に立って、民族共生社会を作り上げてい くという決意を表明したく、本決議を提出したものであります。

それでは、決議案を朗読いたしますので、よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し 上げます。

「民族共生の未来を切り開く」決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町のポロト湖 畔に、4月24日に誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等から

なるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、本議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、 北海道が魅力ある大地であり続けるため、本町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」こと をここに決意するものである。

以上、決議する。

以上で、趣旨説明を終わります。

〇岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 報告第 1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

〇岩藤議長 日程第28 報告第1号 平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

事務局長から報告させます。

事務局長。

〇鈴木事務局長 報告第1号について申し上げます。

教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおり、平成30年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。報告を終わります。

〇岩藤議長 これで報告済とします。

- ◎日程第29 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 〇岩藤議長 日程第29 報告第2号 定期監査の結果報告について、事務局長から報告させます。 事務局長。
- 〇鈴木事務局長 報告第2号について申し上げます。

監査委員が令和2年2月25日に、令和元年度の物品購入等の契約執行状況ほか、7項目の財務 監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。報告 を終わります。

〇岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第30 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について

〇岩藤議長 日程第30 報告第3号 例月出納検査の結果報告について、事務局長から報告させます。

事務局長。

〇鈴木事務局長 報告第3号について申し上げます。

監査委員が令和元年11月30日、12月31日及び令和2年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

〇岩藤議長 これで報告済とします。

## ◎閉会の議決

〇岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

## ◎閉会官言

〇岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 11時32分